令和８年度

福祉のしるべ



佐　賀　市

目　　次

第１章　総　　括
１．世帯数・人口の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
２．住民基本台帳による人口構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
３．佐賀市行政組織図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
４．保健福祉部および福祉事務所の機構図　・・・・・・・・・・・・・・・・　８
５．令和８年度一般会計当初予算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
６．令和８年度福祉関係（民生費）当初予算　・・・・・・・・・・・・・・・　１０
７．各種福祉団体　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

第２章　高齢者福祉
１．高齢者人口の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
２．高齢者の実態　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
３．シルバー人材センター　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
４．老人クラブ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
５．いきがい館（老人福祉センター）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
６．高齢者福祉事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
７．在宅福祉事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
８．養護老人ホーム　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
９．介護保険制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９

第３章　児童福祉
１．家庭児童相談事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１
２．児童クラブ事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２
３．佐賀市子育て支援施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３
４．児童館　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４
５．教育・保育施設等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５
６．母子生活支援施設措置事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２
７．助産施設収容措置事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
８．子育て短期支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
９．ファミリーサポートセンター事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５５
10．サポートママ事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６
11．病児・病後児保育事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６
12．児童手当　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５７
13．児童扶養手当　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５７
14．医療費の助成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５９
15．児童発達支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６１

第４章　母子及び寡婦福祉
１．母子父子寡婦福祉資金貸付基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６５
２．ひとり親家庭相談事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６７
３．婦人保護相談事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８

第５章　障がい者福祉
１．身体障がい者の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７１
２．知的障がい者の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２
３．精神障がい者の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７３
４．障がい福祉対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７４
５．障がい者福祉サービス事業所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８
６．特別児童扶養手当　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４
付　表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９５

第６章　生活福祉
１．生活保護のあらまし　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９９
２．被保護世帯・人員の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０１
３．地区別保護の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０２
４．扶助費の年度別比較　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０３
５．福祉・就労支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０４
６．生活自立支援センター　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０５
７．家計見直し相談室　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０５
８．生活困窮者住居確保給付金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０６

第７章　その他の福祉
１．民生委員・児童委員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０９
２．災害救助　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１２
３．避難行動要支援者支援対策事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１３
４．戦傷病者及び戦没者の遺家族等の援護　・・・・・・・・・・・・・・・・　１１６
５．社会福祉法人の監査等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１６
６．多機関協働による相談支援包括化推進事業　・・・・・・・・・・・・・・　１１７
７．アウトリーチ等を通じた継続的支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・　１１８
８．参加支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１８

第８章　佐賀市社会福祉協議会
１．佐賀市社会福祉協議会組織図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２１
２．社会福祉事業拠点区分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２２
３．施設経営事業拠点区分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３６
４．認可外保育施設運営拠点区分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３８
５．その他の事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３８

<参考資料>
「生活福祉資金貸付事業」・「臨時特例つなぎ資金貸付事業」の貸付条件等一覧表
・・・・・・・・・・・・・・・　１４２

第１章　総　　括

１．世帯数・人口の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

２．住民基本台帳による人口構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

３．佐賀市行政組織図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

４．保健福祉部および福祉事務所機構図　・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

５．令和８年度一般会計当初予算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

６．令和８年度福祉関係（民生費）当初予算　・・・・・・・・・・・・・・・　１０

７．各種福祉団体　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

１．世帯数・人口の推移

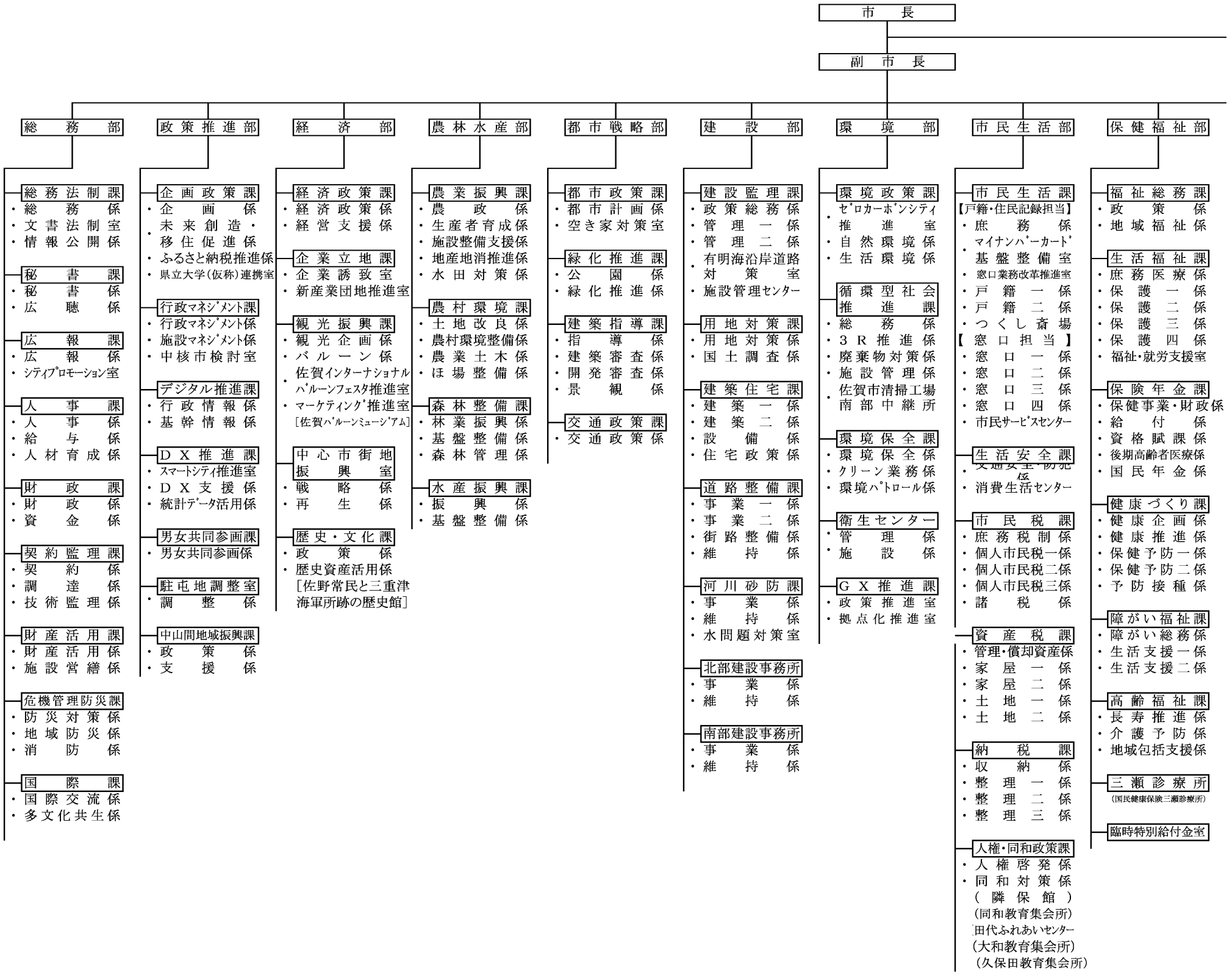
各年度とも、3月末現在の住民基本台帳人口

年度	世帯数	人口			対前年人口増減数	
		総数	男	女		
	世帯	人	人	人	人	
H17	78,197	203,491	96,208	107,283	40,207	（合併後）
18	79,053	202,983	95,991	106,992	△ 508	
19	90,267	236,711	111,941	124,770	33,728	（合併後）
20	90,851	236,057	111,464	124,593	△ 654	
21	91,531	235,692	111,285	124,407	△ 365	
22	92,151	234,926	110,827	124,099	△ 766	
23	92,998	234,730	110,635	124,095	△ 196	
24	94,677	236,004	111,104	124,900	1,274	
25	95,466	235,469	110,783	124,686	△ 535	
26	96,402	235,162	110,600	124,562	△ 307	
27	97,366	234,621	110,482	124,139	△ 541	
28	98,392	234,152	110,341	123,811	△ 469	
29	99,221	233,341	110,035	123,306	△ 811	
30	100,231	232,629	109,724	122,905	△ 712	
R元	101,132	231,896	109,387	122,509	△ 733	
2	102,057	230,970	109,009	121,961	△ 926	
3	102,377	229,433	108,354	121,079	△ 1,537	
4	103,284	228,553	107,895	120,658	△ 880	
5	103,966	227,066	107,345	119,721	△ 1,487	
6	104,772	225,700	106,795	118,905	△ 1,366	
7	105,589	224,390	106,341	118,049	△ 1,310	

２．住民基本台帳による人口構成

年齢	住民基本台帳（令和6年3月末）				住民基本台帳（令和7年3月末）				住民基本台帳（令和8年3月末）			
	男（人）	女（人）	計（人）	構成比	男（人）	女（人）	計（人）	構成比	男（人）	女（人）	計（人）	構成比
0～4歳	4,299	4,037	8,336	3.67%	4,081	3,813	7,894	3.50%	3,897	3,716	7,613	3.39%
5～9歳	5,319	5,029	10,348	4.56%	5,144	4,864	10,008	4.43%	4,991	4,668	9,659	4.30%
10～14歳	5,729	5,338	11,067	4.87%	5,734	5,337	11,071	4.91%	5,659	5,289	10,948	4.88%
15～19歳	5,454	5,439	10,893	4.80%	5,450	5,451	10,901	4.83%	5,539	5,436	10,975	4.89%
20～24歳	5,537	5,540	11,077	4.88%	5,568	5,599	11,167	4.95%	5,519	5,557	11,076	4.94%
25～29歳	5,118	5,192	10,310	4.54%	5,149	5,084	10,233	4.53%	5,134	5,111	10,245	4.57%
30～34歳	5,444	5,382	10,826	4.77%	5,423	5,374	10,797	4.78%	5,396	5,263	10,659	4.75%
35～39歳	6,344	6,553	12,897	5.68%	6,123	6,308	12,431	5.51%	5,896	5,998	11,894	5.30%
40～44歳	7,158	7,218	14,376	6.33%	7,035	7,115	14,150	6.27%	6,996	7,132	14,128	6.30%
45～49歳	7,654	7,872	15,526	6.84%	7,487	7,657	15,144	6.71%	7,391	7,529	14,920	6.65%
50～54歳	7,671	8,104	15,775	6.95%	7,896	8,238	16,134	7.15%	7,943	8,295	16,238	7.24%
55～59歳	6,967	7,694	14,661	6.46%	6,992	7,708	14,700	6.51%	7,165	7,682	14,847	6.62%
60～64歳	6,707	7,482	14,189	6.25%	6,735	7,514	14,249	6.31%	6,722	7,474	14,196	6.33%
65～69歳	6,923	7,722	14,645	6.45%	6,736	7,568	14,304	6.34%	6,530	7,506	14,036	6.26%
70～74歳	7,540	8,689	16,229	7.15%	7,207	8,323	15,530	6.88%	7,030	8,028	15,058	6.71%
75～79歳	5,656	7,352	13,008	5.73%	6,185	7,835	14,020	6.21%	6,832	8,513	15,345	6.84%
80～84歳	4,016	6,225	10,241	4.51%	4,002	6,240	10,242	4.54%	3,760	5,905	9,665	4.31%
85～89歳	2,459	4,639	7,098	3.13%	2,467	4,551	7,018	3.11%	2,533	4,580	7,113	3.17%
90～94歳	1,079	3,006	4,085	1.80%	1,102	3,044	4,146	1.84%	1,122	3,034	4,156	1.85%
95～99歳	247	1,047	1,294	0.57%	257	1,102	1,359	0.60%	264	1,119	1,383	0.62%
100歳以上	24	161	185	0.08%	22	180	202	0.09%	22	214	236	0.11%
総数	107,345	119,721	227,066	100%	106,795	118,905	225,700	100%	106,341	118,049	224,390	100%

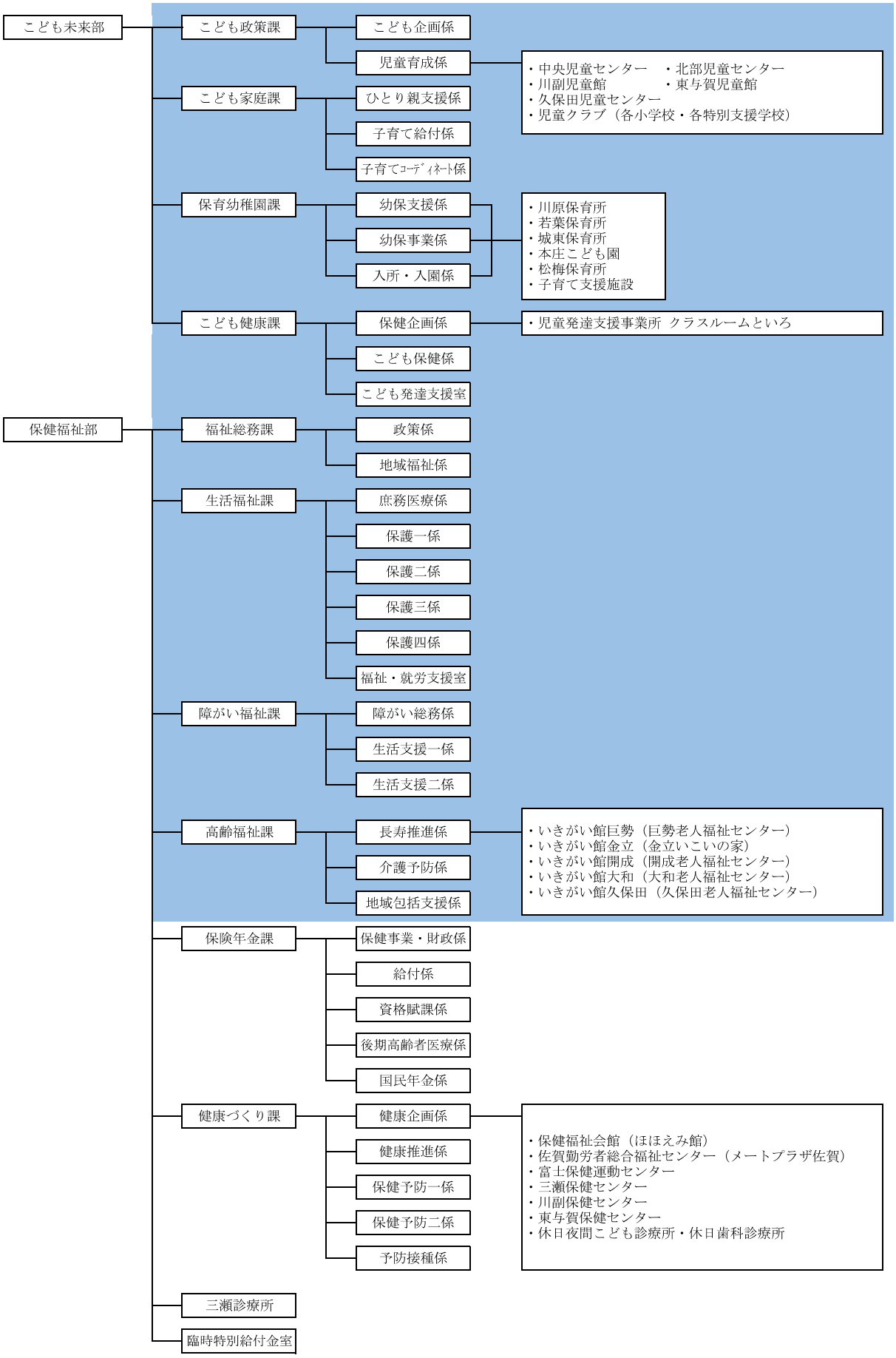
３．佐賀市行政組織図（令和８年４月１日現在）



- こども未来部
  - こども政策課
    - こども企画係
    - 児童育成係
  - こども家庭課
    - ひとり親支援係
    - 子育て給付係
    - 子育てｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ係
  - 保育幼稚園課
    - 幼保支援係
    - 幼保事業係
    - 入所・入園係
    - ［川原保育所］
    - ［若葉保育所］
    - ［城東保育所］
    - ［松梅保育所］
    - ［本庄こども園］
    - ［子育て支援施設］
  - こども健康課
    - 保健企画係
    - こども保健係
    - こども発達支援室
- 地域共創部
  - 協働推進課
    - 市民活動推進係
    - 地域ｺﾐｭﾆﾃｨ室
  - 公民館支援課
    - 公民館支援係
    - 施設整備係
    - ［公民館］
  - スポーツ振興課
    - スポーツ係
    - ｽﾎﾟｰﾂｺﾝﾍﾞﾝｼｮﾝ推進室
    - 管理係
  - 文化財課
    - 総務企画係
    - 調査係
    - 史跡整備係
- 諸富支所
  - 総務・地域振興ｸﾞﾙｰﾌﾟ
  - 市民サービスｸﾞﾙｰﾌﾟ
- 大和支所
  - 総務・地域振興ｸﾞﾙｰﾌﾟ
  - 市民サービスｸﾞﾙｰﾌﾟ
- 富士支所
  - 総務・地域振興ｸﾞﾙｰﾌﾟ
  - 市民サービスｸﾞﾙｰﾌﾟ
- 三瀬支所
  - 総務・地域振興ｸﾞﾙｰﾌﾟ
  - 市民サービスｸﾞﾙｰﾌﾟ
- 川副支所
  - 総務・地域振興ｸﾞﾙｰﾌﾟ
  - 市民サービスｸﾞﾙｰﾌﾟ
- 東与賀支所
  - 総務・地域振興ｸﾞﾙｰﾌﾟ
  - 市民サービスｸﾞﾙｰﾌﾟ
- 久保田支所
  - 総務・地域振興ｸﾞﾙｰﾌﾟ
  - 市民サービスｸﾞﾙｰﾌﾟ
- 富士大和温泉病院
  - 事務部門
    - 経営企画係
    - 管理係
    - 医事係
  - 診療部門
    - 内科
    - 外科
    - 整形外科
    - 眼科
    - 呼吸器科
    - ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科
    - 放射線科
    - 消化器科
    - 循環器科
  - 診療支援部門
    - 薬剤科
    - 検査科
    - 放射線科
    - 栄養管理科
    - ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科
    - 透析科
  - 看護部門
    - 外来係
    - 透析係
    - 2階病棟係
    - 3階病棟係
  - 地域ケア部門
- 会計管理者
  - 出納室
    - 審査係
    - 出納係
- 議会
  - 事務局
  - 議会総務課
    - 総務係
    - 議事係
- 監査委員
  - 事務局
- 公平委員会
- 選挙管理委員会
  - 事務局
- 農業委員会
  - 事務局
    - 庶務係
    - 農地係
    - 振興係
    - 諸富分室
    - 大和分室
    - 富士分室
    - 三瀬分室
    - 川副分室
    - 東与賀分室
    - 久保田分室
- 教育委員会
  - 事務局
  - 教育部
    - 教育総務課
      - 総務係
      - 教育政策係
      - 施設係
    - 学校教育課
      - 教職員係
      - 義務教育指導係
      - 生徒支援係
      - ICT利活用教育係
      - 特別支援教育係
      - ［教育研究所］
      - ［小学校：35校］
      - ［中学校：18校］
    - 学事課
      - 学務係
      - 保健体育係
      - 学校支援係
      - ［中部学校給食ｾﾝﾀｰ］
      - ［諸富学校給食ｾﾝﾀｰ］
      - ［富士学校給食ｾﾝﾀｰ］
      - ［川副学校給食ｾﾝﾀｰ］
    - 社会教育課
      - 総務企画係
      - 子どもへのまなざし運動・若者支援推進室
      - ［教育ｷｬﾝﾌﾟ場］
      - ［星空学習館］
      - ［青少年ｾﾝﾀｰ］
    - 図書館
      - 総務企画係
      - ｻｰﾋﾞｽ一係
      - ｻｰﾋﾞｽ二係
      - ［市立図書館］
      - ［　分館　］
      - ［　分室　］
- 交通局
  - 総務課
    - 庶務経理係
    - 人事労務係
  - 業務課
    - 業務係
    - 企画係
    - 整備工場
- 上下水道局
  - 総務課
    - 庶務防災係
    - 企画係
    - 職員係
  - 財務課
    - 財務係
    - 契約検査係
  - 業務課
    - 業務係
    - 管理一係
    - 管理二係
  - 水道工務課
    - 管路計画係
    - 維持管理係
    - 建設係
  - 浄水課
    - 配水管理係
    - 浄水施設係
    - 水質管理室
    - 浄水施設再構築準備室
  - 下水道工務課
    - 管渠計画係
    - 維持係
    - 事業推進係
    - 改築整備係
  - 下水道施設課
    - 施設計画係
    - 施設維持係
    - 整備係
    - 官民連携推進室
  - 給排水設備課
    - 給排水設備係
    - 浄化槽係
  - 雨水事業対策室

４．保健福祉部および福祉事務所の機構図（令和８年４月１日現在）

※ の部分は、福祉事務所



５．令和８年度一般会計当初予算

（単位：千円）

歳入			歳出		
区分	予算額	構成比	区分	予算額	構成比
1　市税	34,821,585	29.1%	1　議会費	598,099	0.5%
2　地方譲与税	780,000	0.7%	2　総務費	13,924,454	11.6%
3　利子割交付金	60,000	0.05%	3　民生費	52,581,550	43.9%
4　配当割交付金	200,000	0.2%	4　衛生費	12,330,722	10.3%
5　株式等譲渡所得割交付金	300,000	0.25%	5　労働費	58,474	0.0%
6　法人事業税交付金	560,000	0.47%	6　農林水産業費	4,002,498	3.3%
7　地方消費税交付金	6,700,000	5.6%	7　商工費	2,769,806	2.3%
8　ゴルフ場利用税交付金	38,000	0.03%	8　土木費	7,271,730	6.1%
9　環境性能割交付金	6,000	0.01%	9　消防費	3,953,060	3.3%
10　地方特例交付金	341,000	0.3%	10　教育費	12,739,080	10.6%
11　地方交付税	20,200,000	16.9%	11　災害復旧費	81,369	0.1%
12　交通安全対策特別交付金	50,000	0.0%	12　公債費	9,251,674	7.7%
13　分担金及び負担金	192,411	0.2%	13　予備費	237,484	0.2%
14　使用料及び手数料	1,765,889	1.5%			
15　国庫支出金	26,266,521	21.9%			
16　県支出金	12,832,856	10.7%			
17　財産収入	490,646	0.4%			
18　寄附金	1,300,520	1.09%			
19　繰入金	3,052,134	2.5%			
20　繰越金	100	0.0001%			
21　諸収入	2,752,838	2.3%			
22　市債	7,089,500	5.9%			
歳入合計	119,800,000	100%	歳出合計	119,800,000	100%

※端数処理のため、構成比については一致しない。

６．令和８年度福祉関係（民生費）当初予算

（単位：千円）

区分			令和8年度予算額	令和8年度予算の財源内訳			
款	項	目		国県支出金	地方債	その他	一般財源
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	2,714,998	1,168,918		78,143	1,467,937
		生活困窮者自立支援費	83,000	57,201			25,799
		障害者福祉費	770,020	290,709		10,221	469,090
		障害者総合支援費	11,933,907	8,875,576		12,743	3,045,588
		国民年金費	46,535	46,485		50	
		地域改善対策事業費	11,325	2,772			8,553
		隣保館費	17,923	7,396		49	10,478
		保健福祉会館費	75,498		30,300	1,891	43,307
		勤労者総合福祉センター費	28,584			397	28,187
	高齢者福祉費	高齢者福祉総務費	675,407	5,651		152,161	517,595
		高齢者住宅福祉費	203,745	63,514		128,890	11,341
		高齢者施設費	150,180			31,100	119,080
		介護保険費	3,564,801	5,579		5,763	3,553,459
		介護予防費	102,793			92,392	10,401
		高齢者保健医療費	4,450,324	778,711		32,706	3,638,907
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,747,717	547,907	54,100	216,875	928,835
		児童措置費	11,691,888	8,617,891	35,000	40,293	2,998,704
		保育所費	836,980	20,748		44,211	772,021
		こども家庭福祉費	1,461,091	572,286	24,800	610	863,395
		児童手当支給費	4,960,735	4,479,006			481,729
		子どもの医療費助成費	1,057,761	212,495		3,162	842,104
		児童館費	113,276	4,535	3,200	362	105,179
		エスプラッツ子育て支援センター費	32,310	19,359		312	12,639
		久保田児童センター移転整備事業継続費本年度支出額	269,589		242,600		26,989
	生活保護費	生活保護総務費	376,861	24,269		277	352,315
		扶助費	5,200,000	3,981,374		44,775	1,173,851
	災害救助費	災害救助費	4,302	2	3,500		800
合計			52,581,550	29,782,384	393,500	897,383	21,508,283

７．各種福祉団体

（単位：千円）

団体名	会長名	会員数(R8.4.1)	補助金（実績）			
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
佐賀市社会福祉協議会	池田一善	全市民	89,816	98,000	104,165	123,639
佐賀市老人クラブ連合会	塚本三男	7,020	16,994	16,256	15,782	15,201
佐賀市民生委員児童委員協議会	木村泰代	531	3,980	3,887	3,813	3,927
佐賀市遺族会	坂井岩夫	1,219	1,369	1,187	1,187	1,127
佐賀市身体障害者福祉協会連合会	菖蒲初雄	79	1,200	1,200	1,200	1,000
佐賀市視覚障害者福祉協会	蓮尾和敏	50	80	80	80	80
佐賀市原爆被害者の会	溝口直行	36	85	80	77	72
佐賀市母子寡婦福祉連合会	久米幸子	290	538	538	538	538
佐賀市肢体不自由児・者父母の会	福市繁幸	111	140	140	140	140
佐賀市手をつなぐ育成会	藤瀬利恵子	60	194	194	194	194

第２章　高　齢　者　福　祉

１．高齢者人口の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

２．高齢者の実態　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

３．シルバー人材センター　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

４．老人クラブ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

５．いきがい館（老人福祉センター）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

６．高齢者福祉事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

７．在宅福祉事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

８．養護老人ホーム　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７

９．介護保険制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９

１．高齢者人口の推移

（各年度3月末現在）

年度	人口総数（人）	高齢者人口（65歳以上）（人）					総数に対する比率（%）
		65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳以上	計	
平成25年度	235,469	14,851	13,036	11,135	19,045	58,067	24.66
平成26年度	235,162	16,020	13,023	11,050	19,655	59,748	25.41
平成27年度	234,621	17,543	12,313	11,227	20,187	61,270	26.11
平成28年度	234,152	17,969	12,282	11,600	20,625	62,476	26.68
平成29年度	233,341	17,621	13,138	11,669	21,012	63,440	27.19
平成30年度	232,629	17,048	14,161	11,945	21,166	64,320	27.65
令和元年度	231,896	16,297	15,259	11,989	21,571	65,116	28.08
令和２年度	230,970	15,834	16,722	11,338	22,086	65,980	28.57
令和３年度	229,433	15,410	17,134	11,297	22,647	66,488	28.98
令和４年度	228,553	14,894	16,811	12,069	22,759	66,533	29.11
令和５年度	227,066	14,645	16,229	13,008	22,903	66,785	29.41
令和６年度	225,700	14,304	15,530	14,020	22,967	66,821	29.61
令和７年度	224,390	14,036	15,058	15,345	22,553	66,992	29.86

高齢者人口は平均寿命の伸長、死亡率の低下等により年次を追って増加している。

２．高齢者の実態

※佐賀市高齢者実態調査による

(1)　調査対象

（令和6年9月実施）

調査対象者
48,609人

※令和6年4月1日に70歳以上で、民生委員による訪問調査の対象となった方

(2)　在宅状況

在宅高齢者	入院中	施設入所中	その他
42,421人	1,063人	2,758人	2,367人

(3)　在宅高齢者の状況

世帯構成	該当者数
ひとり暮らし	8,878人
高齢者のみ世帯人員	16,082人
家族と同居	17,461人
計	42,421人

３．シルバー人材センター

シルバー人材センターは、おおむね60歳以上の高齢者を会員とし、その社会参加と生きがいづくりを目的に会員の就労の場を斡旋するため昭和59年に設立された組織である。

(1)　事業規模

（単位：千円）

区分		令和3年度 決　算　額	令和4年度 決　算　額	令和5年度 決　算　額	令和6年度 決　算　額	令和7年度 決　算　額
歳入	事　業　収　入	310,573	306,822	304,111	302,417	55,701
	市の助成金	18,369	18,369	17,329	20,539	19,362
	そ　の　他	16,937	15,110	15,040	14,663	14,674
	計	345,879	340,301	336,480	337,619	89,737
歳出	管理運営費	7,764	7,961	8,355	8,132	8,194
	事　業　費	335,661	332,491	327,822	329,360	88,511
	計	343,425	340,452	336,177	337,492	96,705

※令和７年度から、フリーランス法の施行に伴う運営上の変更により、収益構造に影響が生じている。

(2)　会員数

（各年度3月末現在）

年度＼区分	会　員　数				会　員　の　年　齢　別　構　成					
	男	女	その他	総数	59歳以下	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳以上
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平成29年度	553	293	-	846	0	46	246	275	190	89
平成30年度	574	306	-	880	0	47	245	283	200	105
平成31年度	595	312	-	907	0	38	220	329	208	112
令和元年度	615	309	-	924	0	43	200	345	215	121
令和２年度	599	303	-	902	0	38	187	347	202	128
令和３年度	593	271	-	864	1	29	158	319	225	132
令和４年度	572	264	-	836	1	27	123	325	227	133
令和５年度	581	268	-	849	1	25	109	319	245	150
令和６年度	541	248	5	794	1	26	94	269	265	139
令和７年度	537	241	10	788	0	21	100	243	282	142

※会員数の男女内訳について、令和６年度から入会時申請書に記載がない方については「その他」としている。

４．老人クラブ

高齢者の健康づくりと生きがいを高めるため、レクリエーション、研修、社会奉仕などの活動を行う組織で、小地域内に居住するおおむね60歳以上の高齢者を会員とし、おおむね30人を1クラブとして結成されている。

(1)　老人クラブおよび会員数

（各年度3月末現在）

年　度	60歳以上人口 (A)	老人クラブ数	会員数 (B)	加入率 (B/A)	市の補助金
	人		人	%	円
平成30年度	79,357	304	12,441	15.7	19,031,312
令和元年度	79,900	286	11,373	14.2	18,093,056
令和2年度	80,472	269	10,594	13.2	18,085,208
令和3年度	80,785	256	9,729	12.0	17,419,648
令和4年度	80,885	252	9,309	11.5	16,943,808
令和5年度	80,974	244	8,809	10.9	16,255,968
令和6年度	81,070	236	8,367	10.3	15,781,824
令和7年度	81,188	224	7,731	9.5	15,200,592

(2)　校区別老人クラブ結成状況

（令和8年3月末現在）

校区名	クラブ数	会員数　（人）	校区名	クラブ数	会員数　（人）
勧　興	16	484	蓮　池	4	121
循　誘	4	135	新　栄	6	233
日　新	0	0	若　楠	6	289
赤　松	3	61	開　成	0	0
神　野	4	188	諸　富	21	922
西　与　賀	7	309	大　和	7	264
嘉　瀬	16	497	富　士	12	526
巨　勢	5	206	三　瀬	6	281
兵　庫	11	332	南　川　副	8	207
高　木　瀬	7	313	西　川　副	7	236
北　川　副	5	67	中　川　副	12	351
本　庄	7	213	大　詫　間	0	0
鍋　島	12	370	東　与　賀	8	263
金　立	7	285	久　保　田	14	349
久　保　泉	9	229			

５．いきがい館（老人福祉センター）

高齢者の健康増進、各種相談、教養の向上、レクリエーション等の場として利用されている。

(1) 老人福祉センターの設置状況

名称	所在地（電話番号）	設置者 管理運営	設置年月日	構造	敷地面積 建物延面積	収容人員	職員数	運営のための市の支出額 R7年度決算	運営のための市の支出額 R8年度予算
								千円	千円
いきがい館巨勢 (佐賀市巨勢老人福祉センター)	佐賀市巨勢町大字高尾83番地7 (TEL　24－5433)	佐賀市 市社会福祉協議会	昭和43年5月10日 (平成12年12月改築)	鉄骨造 平家建	3,791㎡ 800㎡	250人	2人	21,952	22,839
いきがい館金立 (佐賀市金立いこいの家)	佐賀市金立町大字千布2314番地1 (TEL　98－0540)	佐賀市 市社会福祉協議会	昭和47年5月1日	鉄筋コンクリート造 平家建	4,013㎡ 531㎡	150人	2人	18,148	19,122
いきがい館平松 (佐賀市平松老人福祉センター)	佐賀市末広二丁目12番5号 (TEL　22－0441)	市社会福祉協議会 市社会福祉協議会	昭和53年2月13日	鉄筋コンクリート造 平家建	3,445㎡ 598㎡	160人	2人	24,316	26,059
いきがい館開成 (佐賀市開成老人福祉センター)	佐賀市鍋島町大字森田27番地5 (TEL　32－1730)	佐賀市 市社会福祉協議会	平成6年4月1日	鉄筋コンクリート造 平家建	3,665㎡ 955㎡	200人	2人	18,646	22,643
いきがい館大和 (佐賀市大和老人福祉センター)	佐賀市大和町大字久池井2970番地 (TEL　62－0461)	佐賀市 市社会福祉協議会	昭和54年3月25日	鉄筋コンクリート造 ２階建	2,488㎡ 1,218㎡	520人	2人	19,953	19,642
いきがい館久保田 (佐賀市久保田老人福祉センター)	佐賀市久保田町大字新田3323番地 (TEL　68－4512)	佐賀市 佐賀市	昭和56年3月23日	鉄骨造 2階建	426㎡ (建築面積) 714㎡	155人	－	**閉館**	**閉館**

(2) 年度別利用状況

センター名	区分	令和5年度 男	令和5年度 女	令和5年度 計	令和6年度 男	令和6年度 女	令和6年度 計	令和7年度 男	令和7年度 女	令和7年度 計
いきがい館巨勢	年間	7,903 人	9,524 人	17,427 人	7,767 人	9,126 人	16,893 人	8,756 人	9,467 人	18,223 人
(佐賀市巨勢老人福祉センター)	1日平均	27	33	60	27	31	58	30	32	62
いきがい館金立	年間	1,491	4,240	5,731	1,798	5,122	6,920	2,317	6,607	8,924
(佐賀市金立いこいの家)	1日平均	5	15	20	6	18	24	8	23	31
いきがい館平松	年間	19,182	11,468	30,650	18,900	11,339	30,239	18,773	10,663	29,436
(佐賀市平松老人福祉センター)	1日平均	65	39	105	64	39	103	64	37	101
いきがい館開成	年間	5,690	3,413	9,103	3,683	2,799	6,482	3,847	3,722	7,569
(佐賀市開成老人福祉センター)	1日平均	20	12	31	13	10	23	13	13	26
いきがい館大和	年間	1,975	3,771	5,746	1,901	4,254	6,155	2,256	4,954	7,210
(佐賀市大和老人福祉センター)	1日平均	7	13	20	7	15	21	8	17	25
いきがい館久保田	年間			3,254			2,509			
(佐賀市久保田老人福祉センター)	1日平均			13			9			

６．高齢者福祉事業

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	対　　象	令和７年度実績		令和８年度 予算額
高齢者の自立生活支援	高齢者保健福祉計画策定経費	令和8年度に「佐賀市高齢者保健福祉計画策定委員会」を設置し、令和9年度から令和11年度までの計画を策定する	－	－ （千円）	0	（千円） 682
	高齢者住宅等安心確保事業	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して、生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、在宅生活を支援する	自炊が可能な程度の健康状態であるが身体機能の低下等又は高齢等のため独立して生活するには不安があると認められる高齢者	・市営江頭団地　：　29戸 （委託先）社会福祉法人あんず鍋島 ・県営六座町団地　：　20戸 （委託先）社会福祉法人扇寿会	7,760	6,894
	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	寝具類の洗濯乾燥消毒を年2回実施する	65歳以上の単身世帯及び高齢者のみ世帯、又は身体障がい者の方で、寝具の衛生管理が困難な市県民税非課税世帯の方	・利用人員　：120人 ・延べ利用人員　：199人	997	1,203
	日常生活用具等経費	介護保険で給付対象とならない電磁調理器・自動消火器・火災警報器を給付する	心身機能の低下に伴い、防災等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等で市県民税非課税世帯の方	・給付実績　・電磁調理器　：5件 ・火災警報器　：2件 ・自動消火器　：0件	84	169
	高齢者実態調査事業	高齢者施策の資料とするため、高齢者の世帯状況・身体状況等の実態を調査する	市内在住で70歳以上の方	・高齢者実態調査の対象年齢及び調査方法等について検討するために、高齢者実態調査検討部会を3回開催した。	501	10,977
	安否確認事業	安否確認が必要な高齢者等に対して、定期的に居宅に訪問し、当該利用者の安否を確認し、異常があった場合は関係機関への連絡を行う	安否確認が必要かつ、おおむね65歳以上の単身、高齢者のみ世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者の方	・安否確認数　：5,084回	1,271	1,814
	緊急通報システム整備経費	在宅の高齢者等が、佐賀市緊急通報システムを利用することで、緊急時の即応体制を整え、高齢者等の不安を解消し、生活の安全の確保を図る	高齢者のみ世帯又は日中独居の高齢者で身体病弱な者及び身体障がい者で、緊急事態に機敏に行動することが困難な方	・設置台数　：522台	2,361	4,074
	軽度生活援助事業	ひとり暮らしや高齢者のみ世帯などで生活支援が必要な方に軽易な援助を行うことにより、自立した生活の継続と要介護状態への進行を防止する	概ね65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみ世帯等の方 ※介護保険の要支援・要介護者は利用できない	・利用人員　：40人 （委託先）公益社団法人 佐賀市シルバー人材センター	2,586	3,138
	老人ホーム措置経費	家庭環境などの事情によって自宅での生活が困難な方を養護老人ホームに措置する	概ね65歳以上で、環境上及び経済的な理由により自宅での生活が困難な方	・措置人員　：53人（令和7年度末現在） （新規措置者8人、廃止11人）	137,333	150,000
	老人ホーム入所審査経費	養護老人ホーム等への入所措置の適正化を図る	老人ホーム入所審査会開催に要する経費	・審査会開催回数　：　4回	196	180
	生活支援ハウス運営事業費	職員が24時間常駐し、入居者に対し、日常生活の援助、緊急時の対応、必要なサービスの利用手続きの援助等の生活支援を行う	60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯及び家族による援助を得ることが困難な方で、高齢等により独立して生活するには不安のある方	・入居者数　：5人（令和7年度末現在） （委託先）社会福祉法人　健寿会	8,155	8,155
	はり・灸・マッサージ扶助事業	施術院によるあん摩、はり、きゅう等の施術を受ける65歳以上の高齢者に対し、1回につき1,000円、年度内30回までを助成する施術券を交付する	65歳以上の方	・申請者数　：　3,275人 ・利用回数　：19,095回	20,207	21,078
	地域包括支援センター運営事業	地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行うために、地域包括支援センターを設置する ・市内15包括支援センター（直営1、委託14）	おおむね65歳以上の方	○相談件数（佐賀市全体） ・介護保険、福祉サービス等に関すること：18,559件 ・権利擁護（成年後見制度等）に関すること：291件 ・高齢者虐待に関すること：341件	4,990	5,763
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に関して、特に必要と認められる方に対して、後見人等の申立て支援や後見人等に支払う報酬を助成する	65歳以上の方	・市長申立件数　：16件 ・報酬助成件数　：54件	26,318	25,968
	生活・介護支援サポーター養成事業	市民向けに福祉・介護に関する知識や技術についての講座を開催し、地域で高齢者を支える生活・介護支援サポーターを養成する	一般市民	・養成人数　：　5人	180	253
	生活支援体制整備事業	第1層協議体（佐賀市介護予防・生活支援推進協議会）を設置、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、地域づくりを推進する	一般市民	・第１層（1名）、第２層生活支援コーディネーター（各地域包括支援センター圏域に1名）を配置 ・第１層協議体開催回数　：　3回	50,327	50,999
	医療連携相談支援事業	高齢者が、医療や介護が必要となっても住み慣れた地域で最期まで暮らすことができるよう、佐賀市在宅医療・介護連携支援センターの設置(高齢福祉課内)や、窓口病院グループ体制の構築、多職種連携研修会の実施等により、佐賀市医師会とともに医療と介護の切れ目のない連携を推進する	医療関係者・介護関係者 一般市民	・委託先　：一般社団法人佐賀市医師会 ・在宅医療・介護連携支援センター設置数：1か所	7,937	12,607
	入院時コミュニケーション支援事業	重度のALS（筋萎縮性側索硬化症）患者が保険医療機関に入院した場合に、医師、看護師等と円滑な意思疎通が図れるよう支援することを目的として、当該患者とのコミュニケーションについて熟知している支援者がその入院中に付き添うために必要な費用の一部を補助する	要介護認定を受けている重度のALS患者の方で、居宅サービスを利用しており、入院にあたり特別なコミュニケーション技術による支援が必要な方	・利用者数：0人	0	75
家族介護への支援	家族介護教室	高齢者を介護している家族等に対し、介護方法等についての教室を開催し、知識や技術を習得していただくことにより、在宅生活の継続・向上を図る	高齢者を介護している家族や援助者	認知症の人を介護されている方を対象に家族介護教室を実施 ・第1回「施設入所を考え始めたら」参加者：19名 ・第2回「認知症の理解と家族の支援について」 参加者：39名 ・第3回「認知症の介護家族が語る”こんなときどうする？そんなときこうした！”」参加者：39名 （千円）	200	（千円） 200
	介護用品支給事業	在宅で介護を受けている高齢者等に対して紙おむつ等の介護用品を支給することにより、高齢者の在宅生活の継続を支援する	65歳以上の要介護3、4または5の認定をもつ方で市県民税非課税世帯	・支給対象者　：827人（延べ人数）	5,837	7,107
	生活支援サービス事業	（生活支援員派遣） 社会適応困難な高齢者に日常生活や家事に対する支援・指導を行う	概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、日常生活の援助が必要と認められる方 ※介護保険の要支援・要介護者は利用できない	・利用人員　：1人 （委託先）・社会福祉法人　：4か所 ・一般社団法人　：1か所 ・医療法人　：1か所	202	252
		（短期宿泊） 社会適応が困難な高齢者に、短期間の宿泊で日常生活や家事に対する支援・指導を行うことで、日常生活での自立を促す	基本的習慣の欠如等で社会適応が困難になった、概ね65歳以上の方 ※介護保険の要支援・要介護者は利用できない	・利用人員　：　0人 （委託先）・社会福祉法人　：3か所 ・一般社団法人　：1か所		

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	対　　象	令和７年度実績		令和８年度 予算額
介護予防 の推進	高齢者ふれあいサロン事業	地域ボランティアの協力のもと、家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、公民館等で健康増進活動・創作活動・娯楽活動等を実施し、高齢者の閉じこもりを防止し、生きがいづくりを支援する	家に閉じこもりがちな65歳以上の高齢者等	・サロン数　　：　204サロン ・対象者人数：4,612人、協力者人数：1,478人 （委託先）佐賀市社会福祉協議会	21,954	23,286
	認知症施策推進事業	ア．ものわすれ相談室 市民が認知症やものわすれに関して気軽に相談できる体制を整え、必要に応じて、早期に適切な医療や介護保険・福祉サービスに結びつける	本市に住所を有する者及びその家族等で、認知症に関する相談を希望する者	・相談件数　：4件	10,581	13,988
		イ．認知症サポーター養成講座 認知症に関する知識の普及、啓発を図るための講座を開催し、全国で展開されている「認知症サポーター」を養成する	一般市民、地域の生活関連企業・団体活動に携わる人、学校	・開催回数　：49回 ・認知症サポーター養成者数　：1,769人		
		ウ．認知症サポーター・ステップアップ講座 認知症サポーターの心構えや対応方法を身につけるとともに、地域で認知症に関するボランティア活動ができる人材を育成する	認知症サポーター養成講座の受講修了者で地域のボランティア活動に理解や熱意がある方	・開催箇所：　2か所 ・講座受講者数：13人		
		エ．認知症地域支援推進員配置事業 医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、医療と介護の連携強化及び地域における支援体制の構築を図る	認知症の人やその家族	・認知症地域支援推進員の配置　：　15人		
		オ．認知症初期集中支援事業 専門職からなるチームを配置し、医療・介護等必要なサービスへつなぐため包括的・集中的に関わる	認知症の人や認知症が疑われる人及びその家族	・対象件数　:1件		
		カ．認知症ケアパス 認知症による生活機能障害の進行状況に合わせ、「どのような医療・介護サービスを受ければよいのか」の流れを示し、適時適切なサービス利用につなげる	認知症の人や認知症が疑われる人及びその家族、関係機関	－		
		キ．あんしん見守り事前登録事業 認知症等により行方不明になる恐れがある人の情報を登録し、警察等の関係機関と事前に情報共有・連携を図ることで、行方不明等の緊急の際に迅速かつ適切な対応を図る	認知症などが原因で行方不明になる恐れがある高齢者等	・新規申請者数　：43人		
	介護予防教室事業	ア．センター版　元気アップ教室 高齢者の生活習慣の改善を図るとともに、運動習慣を身に付け介護予防につなげる。	65歳以上の方（介護保険の要介護認定者を除く）	・開催箇所　：24教室 ・参加人数　：271人	（千円） 42,116	（千円） 50,920
		イ．地域版 元気アップ教室 高齢者の生活習慣の改善を図るとともに、運動習慣を身に付け介護予防につなげる。教室終了後は自主化につなげる。	教室開催地区在住の65歳以上の方 （お世話人は65歳未満でも参加可能）	・開催箇所　：5教室 ・参加人数　：72人		
		ウ．介護予防支援者養成講座 市が主催する体操を主体とした介護予防教室の支援者の養成・育成および支援者同士の交流機会を提供し、支援者が活動を継続できるよう技術的・精神的フォローを行う	市が主催する体操を主体とした介護予防教室終了後の自主グループのお世話人等	・開催箇所　：6教室 ・参加人数　：122人		
		エ．介護予防に資する通いの場支援 自主活動を継続中のグループに対し、運動等の技術指導のフォローを実施することで、自主グループの活動が円滑に継続できるよう支援する	にこにこ運動教室、（地域版）元気アップ教室、転ばん教室終了後、自主化したグループ	・実施団体　：128団体 ・参加人数　：1,929人		
		オ．脳いきいき健康塾自主グループ支援 脳いきいき健康塾開催後、自主活動を継続中のグループに対し、学習サポーターの配置や運営支援を実施することで、自主グループの活動が円滑に継続できるように支援する	脳いきいき健康塾終了後、自主化したグループ	・実施団体　：10団体 ・参加人数　：84人		
	介護予防・生活支援サービス事業	ア．訪問型サービスB 掃除、洗濯、調理、薬の受け取りなど日常生活の困りごとに対する生活支援サービスを提供する団体に対し、助成を行う	介護保険の要支援認定者、事業対象者	・事業者　：2か所 ・利用人数：33人	400	5,138
		イ．訪問型サービスD 通所型サービスや一般介護予防事業における送迎を実施する団体に対し、助成を行う		・事業者　：4か所 ・利用人数：82人	1,374	
		ウ．通所型サービスB 運動やレクリエーションなどの介護予防に資する活動で、週に１回以上の通所をする団体に対し、助成を行う		・事業者　：2か所 ・利用人数：20人	600	
		エ．通所型サービスC 入浴や外出等の日常生活行動改善のための個別プログラムを専門職により短期間集中して実施する		・参加人数：1人	38	
	予防給付事業	要支援者を対象として介護保険における介護予防ケアマネジメント業務を実施する	介護保険の要支援1及び2の方	・介護保険要支援1･2認定者数：5,387人 ※佐賀市全体の第１号被保険者と第２号被保険者の合計	28,252	28,868
	高齢者健康教育事業	高齢者ふれあいサロンや老人クラブなどに出向き、介護予防のための健康教育を実施する	65歳以上の方	実施回数：155回 実施者数：2,052人	93	218
	データ活用による介護予防推進事業	医療・介護や健診、高齢者実態調査のデータを活用したデータ分析により抽出・階層化した対象者に対し、状態に応じたハイリスクアプローチ・ポピュレーションアプローチ等を実施する	65歳以上の方	・生活習慣病等重症化予防の取組 支援者数　122人 ・健康状態不明者への訪問 支援者数　15人 ・治療中断者への勧奨通知 通知対象者数　　72人 ・お元気度チェックの送付 送付対象者数　1,262人 ・通いの場等における健康教育 関与した通いの場数　165か所 参加者数　　2,284人	17,194	17,649

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	対　　象	令和７年度実績		令和８年度 予算額
介護保険事業の円滑な推進	佐賀中部広域連合介護保険負担金	広域的な事務処理の共同化を推進することにより、介護保険制度の安定的かつ効率的な運用を図る	佐賀中部広域連合規約により、構成市町は、均等割1割、人口割6割、高齢者人口割3割の負担をする	－	3,263,167	3,550,918
	介護保険関係経費	介護保険制度に関するシステム運用等事務経費 介護保険制度を実施するための佐賀県国民健康保険団体連合会負担金	65歳以上の方 40歳～64歳の要介護認定を受けた方	－	656	681
	社会福祉法人利用者負担減免事業	低所得の介護保険サービス受給者の利用者負担額を軽減した社会福祉法人に対し、軽減した額の一部を助成する	低所得者の介護保険サービスに係る利用者負担を軽減した社会福祉法人	・補助件数　：　13法人	6,459	7,439
	高齢者相談事業	高齢者とその家族を対象とした介護保険・高齢者福祉・生活支援サービスの相談窓口を設置し、サービスの充実・強化を図り、高齢者の在宅生活を支援する	概ね65歳以上の方	・高齢者相談員　：　2人 ・窓口受付件数　：　9,104件	8,310	8,413
	地域介護施設開設補助事業 （佐賀市地域医療介護総合確保基金事業）	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の開設を行う法人に対して、整備助成及び開接準備経費等の一部を補助し、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の開設を行う法人	・補助件数：0法人	0	50,824
高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進	高齢者スポーツ大会	高齢者の健康と生きがいを高めるため、毎年開催する	市内在住の60歳以上の方	・実施　：　5月～12月(校区老連ごとに開催) ・参加者　：4,537人 （委託先）佐賀市老人クラブ連合会	（千円） 1,836	（千円） 1,851
	高齢者趣味の作品展	高齢者の趣味を通して生きがいを高めるため毎年実施する	60歳以上の方 （自作未発表の作品１人１点）	・実施日　：　10月24日～10月29日 ・出品数　：　140点 （委託先）佐賀市老人クラブ連合会	700	700
	敬老行事交付金	校区又は行政区で開催される敬老行事に対し助成する	市内32敬老行事開催町区及び 老人ホーム13施設	・対象者　：　37,369人 （市内32敬老行事開催町区、老人ホーム12施設）	37,405	38,253
	敬老祝金	88歳の高齢者及び市内最高齢者に敬老祝記念品を贈呈し、100歳の高齢者に敬老祝金を支給する	88歳　　敬老祝記念品 100歳　　50,000円 最高齢者　　敬老祝記念品	・対象者：・88歳　：1,323人 ・100歳　：117人	17,650	18,397
	シルバー人材センター助成事業	高齢者の社会参加と生きがいづくりを目的に、会員に就労の場を斡旋するシルバー人材センターに助成を行う	概ね60歳以上の方	・会　員　数　：　788人（令和7年度末現在） ・就労延人数　：　62,926人（年間）	19,412	19,928
	高齢者バス優待乗車券購入助成事業	高齢者に対して、市交通局と昭和自動車(株)がそれぞれ発行する高齢者バス優待乗車券の購入費の一部を助成する	市内に住民登録がある70歳以上の方	・市交通局発行分の助成件数：9,378件 ・昭和自動車(株)発行分の助成件数：1,879件	188,789	197,290
	老人クラブ助成事業	老人クラブ連合会運営補助金 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブ連合会に対し補助金を交付する	60歳以上の方	・老人クラブ会員数　：　7,731人	1,000	1,100
		単位老人クラブ補助金 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である単位老人クラブに対し補助金を交付する	老人クラブ会員	・単位老人クラブ数　：224クラブ	9,475	9,708
		老人クラブ連合会活動促進事業補助金 ア　老人クラブ連合会活動促進事業 老人クラブの組織や活動の充実を図るため、老人クラブ連合会に対し補助金を交付する	老人クラブ連合会	－	4,726	4,743
		イ　健康づくり事業 高齢者向けのスポーツや体力づくり、文化的活動などを通して高齢者の社会活動への参加意欲を高めるとともに、高齢者自らの健康づくりの増進を図る	老人クラブ会員	・グラウンドゴルフ大会　：　約208人 ・ペタンク大会　：　約156人 ・健康増進事業　：　約300人		
		ウ　地域支え合い事業 元気な高齢者が、一人暮らしや病弱な高齢者を訪問し、見守り活動や支援活動を行う 友愛活動を実施し、高齢者の孤立を防ぎ、地域の支え合いを推進する。高齢者のネットワークづくり、老人クラブの広報と加入促進活動として、機関紙を発行する 次世代育成支援活動として、地域の小学生と交流を図るとともに、高齢者自身の生きがいづくりを促進する。地域の美化活動を実施し、社会奉仕活動を行うことにより高齢者自身の生きがいづくりを促進する	老人クラブ会員	・友愛ヘルプ ・「市老連だより」発行：年2回発行　18,000部 ・地域世代間交流事業		
		エ　若手高齢者組織化・活動支援事業 若手高齢者を対象としたサークル活動・グループ活動の支援として、パソコン教室・花木剪定講習会・ボランティア研修会を実施する	老人クラブ会員	・パソコン教室 ・若手育成事業		
	シニア世代社会参画支援事業	シニア世代と、仕事・ボランティア・趣味・まなびなどの活動をマッチングさせるＷＥＢサービスを構築し、高齢者の生きがいづくり及び社会参加を促進する	概ね65歳以上のシニア世代等	・登録会員数　：　572人 ・登録組織数　：　65団体 ・活動掲載数　：　134件 ・マッチング数　：　29人	8,810	8,000
	老人福祉センター等運営事業・改修事業	高齢者が健康で明るい生活を送ることができるよう、生活や健康などの各種相談に応じ、健康増進、教養の向上及びレクリエーションの便宜を図る	60歳以上の方	・いきがい館　：5か所 （老人福祉センター4か所、老人いこいの家1か所） ・いきがい館久保田及び久保田農村高齢者交流施設の解体工事	187,581	113,442

７．在宅福祉事業

(1)　地域包括支援センターの設置・運営

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること」を目的とする機関であり、介護保険者である佐賀中部広域連合から委託を受けて設置・運営している。

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の専門職を中心に、次の4つの業務を実施している。

・要支援者の介護予防ケアマネジメントに関する業務
・地域の高齢者の実態把握と総合相談・支援に関する業務
・高齢者の虐待防止、権利擁護に関する業務
・連携、協同の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う業務

また、認知症地域支援推進員やチームオレンジコーディネーターを配置し、3職種と連携することで、認知症の方も安心して暮らせる地域づくりに努めている。

〇対象区域　佐賀市全域

〇活動拠点及び担当区域等

センターの名称〔通称〕	担当区域	所在地	電話番号	委託開始年度
佐賀市地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗佐賀〕	勧興、神野	佐賀市栄町1番1号〔佐賀市本庁舎内〕	40-7284	平成18年度
佐賀市城南地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗城南〕	赤松、北川副	佐賀市南佐賀一丁目13番5号	41-5770	平成21年度
佐賀市昭栄地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗昭栄〕	日新、嘉瀬、新栄	佐賀市嘉瀬町大字扇町2358番地1	41-7500	〃
佐賀市城東地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗城東〕	循誘、巨勢、兵庫	佐賀市兵庫町大字渕1906番地1	33-5294	〃
佐賀市城西地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗城西〕	西与賀、本庄	佐賀市本庄町大字本庄289番地3	41-8323	〃
佐賀市城北地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗城北〕	高木瀬、若楠	(令和8年10月まで) 佐賀市若楠三丁目1番11号 (令和8年11月から) 佐賀市高木瀬町大字東高木1166番地3	20-6539	〃
佐賀市金泉地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗金泉〕	金立、久保泉	佐賀市金立町大字千布2991番地1	71-8100	〃
佐賀市鍋島地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗鍋島〕	鍋島、開成	佐賀市鍋島三丁目3番20号	97-9040	〃
佐賀市諸富・蓮池地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗諸富・蓮池〕	諸富町、蓮池	佐賀市諸富町大字為重529番地5	47-5164	〃
佐賀市大和地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗大和〕	大和町	佐賀市大和町大字尼寺1870番地	51-2411	〃
佐賀市富士地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗富士〕	富士町	佐賀市富士町大字古湯2685番地	58-2810	〃
佐賀市三瀬地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗三瀬〕	三瀬村	佐賀市三瀬村藤原3882番地6	56-2417	〃
佐賀市川副地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗川副〕	川副町	佐賀市川副町大字鹿江620番地1	97-9034	〃
佐賀市東与賀地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗東与賀〕	東与賀町	佐賀市東与賀町大字下古賀1193番地	45-3238	〃
佐賀市久保田地域包括支援センター 〔おたっしゃ本舗久保田〕	久保田町	佐賀市久保田町大字新田3331番地3	51-3993	〃

(2)　生活支援サービス事業（生活支援員派遣）

社会適応が困難な高齢者に対して、訪問により日常生活に対する支援・指導を行う。

施　設　名	所　在　地	電話番号	委託開始年度
特別養護老人ホーム 桂寿苑	佐賀市久保泉町大字川久保1986番地1	98－3521	平成12年度

(3)　安否確認事業

安否確認が必要な高齢者等に対して、定期的に居宅に訪問し、当該利用者の安否を確認し、異常等があった場合は関係機関等への連絡等を行う。

施　設　名	所　在　地	電話番号	委託開始年度
まごころ弁当　佐賀店	佐賀市鍋島二丁目9番3号	36－7700	平成27年度

8. 養護老人ホーム

養護老人ホームは、65歳以上の者で、環境上及び経済的な理由により居宅において生活することが困難な方を受け入れている。

・養護老人ホーム

	施設名	所在地	設置者	経営者
1	佐賀整肢学園 ・佐賀向陽園	〒849－0906 佐賀市金立町大字金立801番地1	社会福祉法人 佐賀整肢学園	左　同
2	松尾山大成園	〒845－0004 小城市小城町大字松尾4417番地	社会福祉法人 松尾山大成園	左　同
3	けいこう園	〒846－0012 多久市東多久町大字別府5222番地2	社会福祉法人 清水福祉会	左　同
4	済　昭　園	〒849－1425 嬉野市塩田町大字五町田甲3443番地	社会福祉法人 済　昭　園	左　同
5	南　花　園	〒849－0113 三養基郡みやき町大字東尾6436番地3	みやき町	左　同
6	サリバン	〒849－3233 唐津市相知町大字佐里1646番地13	社会福祉法人 光　の　園	左　同

○入所者の費用負担について…入所者本人及び扶養義務者の費用負担は次により決定する。

・入所者本人：前年分の収入(年金など)から必要経費を控除した額により負担金を徴収する。

・扶養義務者：前年度の所得税等により、負担金を徴収する。

設置認可又は設置年月日	定　員 (人)	電話番号	FAX番号	最寄駅名	佐賀市からの措置人員 (各年度4月1日現在)		
					6年度	7年度	8年度
H21. 3.31	80	(0952) 98-1074	(0952) 98-3145	佐　賀	34	37	35
S42. 4.15	50	(0952) 73-2591	(0952) 73-5113	小　城	9	7	6
H18. 10.1	70	(0952) 76-2443	(0952) 76-2551	東多久	4	4	3
S21.12.26	80	(0954) 66-2509	(0954) 66-2848	肥前鹿島	5	5	5
S43. 4.10	70	(0942) 89-2121	(0942) 89-2593	中　原	1	0	1
H 5. 9.22	50	(0955) 62-4411	(0955) 62-4058	佐　里	5	5	4
計					58	58	54

９．介護保険制度

(1) 運営主体(保険者)

介護保険の運営主体は佐賀中部広域連合であり、その構成自治体は次のとおりである。

・佐賀市　・多久市　・小城市　・神埼市　・吉野ヶ里町

(2) 被保険者の状況

(各年度3月末現在)

	男	女	計
	人	人	人
令和3年度	27,876	38,758	66,634
令和4年度	27,933	38,748	66,681
令和5年度	28,017	38,885	66,902
令和6年度	28,044	38,907	66,951
令和7年度	28,149	38,977	67,126

※市外の住所地特例施設に居住する被保険者（前住所地が佐賀市である者）を含む。

(3) 要介護(要支援)認定者の状況

(各年度3月末現在)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
令和3年度	2,402	2,548	3,440	1,606	1,603	955	765	13,319
令和4年度	2,425	2,582	3,371	1,613	1,588	926	787	13,292
令和5年度	2,462	2,508	3,401	1,707	1,574	907	775	13,334
令和6年度	2,679	2,653	3,388	1,632	1,492	834	699	13,377
令和7年度	2,677	2,710	3,383	1,607	1,499	816	727	13,419

※市外の住所地特例施設に居住する被保険者（前住所地が佐賀市）を含む。

※被保険者数は第1号被保険者と第2号被保険者の合計である。

(4)介護サービスの受給状況

①在宅サービス種類別利用人数　　(各年度3月末現在)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		人	人	人	人	人
標準的在宅サービス	訪問介護	1,409	1,371	1,421	1,322	1,245
	訪問入浴介護	67	51	51	53	66
	訪問看護	596	618	660	701	717
	訪問リハビリテーション	61	176	187	190	197
	通所介護	2,531	2,474	2,435	2,418	2,495
	通所リハビリテーション	1,833	1,869	1,862	1,822	1,859
	福祉用具貸与	4,870	4,886	5,031	5,125	5,270
	居宅療養管理指導	2,067	2,163	2,417	2,672	2,958
	短期入所	403	419	385	410	353
	有料老人ホーム等	303	306	338	353	383
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	15	19	22	38	39
	夜間訪問	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	800	835	832	780	711
	認知症デイサービス	108	85	68	60	62
	小規模多機能	327	329	320	353	327
	看護小規模多機能型（複合型サービス）	44	45	44	41	38
	グループホーム	569	552	566	570	567
	地域密着型介護老人福祉施設	38	39	38	37	38
実利用人数	標準的在宅サービス	7,839	7,962	8,145	8,138	8,282
	地域密着型サービス	1,869	1,867	1,860	1,847	1,748
	合　　計	9,708	9,829	10,005	9,985	10,030

※制度改正により、予防給付の訪問介護及び通所介護は、平成29年度から介護予防・日常総合支援事業へ移行。

②施設サービス種類別利用人数

(各年度3月末現在)

施　　設	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	人	人	人	人	人
介護老人福祉施設（特老）	750	733	756	746	743
介護老人保健施設（老健）	804	815	795	795	815
介護療養型医療施設（療養型）	24	31	29	－	－
介護医療院	70	66	69	70	71
合　　計	1,648	1,645	1,649	1,611	1,629

(5)介護予防･日常生活支援総合事業の利用状況

(各年度3月末現在)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	人	人	人	人	人
訪問型サービス	1,013	1,006	972	1,006	976
通所型サービス	1,362	1,384	1,332	1,612	1,655

※制度改正により、予防給付の訪問介護及び通所介護は、平成29年度から介護予防・日常総合支援事業へ移行。

（6）　介護保険料

第1号被保険者（65歳以上）
佐賀中部広域連合圏域内の介護給付に係る費用に応じて決められた基準額をもとに、所得段階別の保険料が3年毎に決定される。令和6年度からは国の制度変更に準じて、所得段階に2段階が追加され13段階となった。

○算定方法

基準額（年額）	＝	介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分	÷	第1号被保険者数

所得段階	対象者	算定式
1段階	○生活保護受給者　○世帯全員が非課税で老齢福祉年金受給の方 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と所得額の合計が82万6,500円以下の方	基準額×0.285
2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と所得額の合計が82万6,500円を超え120万円以下の方	基準額×0.485
3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と所得額の合計が120万円を超える方	基準額×0.685
4段階	世帯員に市民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得の金額が82万6,500円以下の方	基準額×0.9
5段階	世帯員に住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得の金額が、82万6,500円を超える方	基準額　年額71,520円
6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2
7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3
8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5
9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7
10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9
11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1
12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3
13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.4

所得段階別介護保険料（年額）　（単位：円）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1段階	21,456	20,388	20,388	20,388
2段階	35,760	34,692	34,692	34,692
3段階	50,064	48,996	48,996	48,996
4段階	64,368	64,368	64,368	64,368
5段階	71,520	71,520	71,520	71,520
6段階	85,824	85,824	85,824	85,824
7段階	92,976	92,976	92,976	92,976
8段階	107,280	107,280	107,280	107,280
9段階	121,584	121,584	121,584	121,584
10段階	135,888	135,888	135,888	135,888
11段階	150,192	150,192	150,192	150,192
12段階	－	164,496	164,496	164,496
13段階	－	171,648	171,648	171,648

(7) 佐賀中部広域連合への負担金

佐賀中部広域連合への介護保険に係る負担金は、一般会計（事務一般経費）と特別会計（給付経費とに分かれ、佐賀中部広域連合の歳出額から、人口割、高齢者人口割、受給者数割、給付費割等の実績により算出される。

○佐賀市の負担金額（一般会計＋特別会計）　（単位：千円）

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度(予算)
3,145,855	3,230,181	3,223,047	3,263,167	3,550,918

○介護保険事業の財源の内訳

第1号被保険者（65歳以上）の保険料	第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の保険料	国の負担金	県の負担金	構成自治体の負担金
23%	27%	25%	12.50%	12.50%

居宅介護支援事業者一覧

市町	事業所名	所在地	電話番号
佐賀市	居宅介護支援事業所ウェルネス開成	佐賀市開成六丁目5番37号	0952-32-0840
	介護支援サービスセンター エバーグリーン	佐賀市嘉瀬町大字中原1965番地1	0952-28-2521
	扇寿荘居宅介護支援センター	佐賀市嘉瀬町大字中原2585番地	0952-28-6166
	居宅介護支援事業所おそえがわ	佐賀市神園三丁目4番5号	0952-31-8177
	レインボー川副居宅介護支援センター	佐賀市川副町大字鹿江960番地1	0952-37-5307
	ケアプランセンターさとう	佐賀市川副町大字南里537番地12	0952-45-5101
	居宅介護支援センターけやき荘	佐賀市川副町大字福富828番地1	0952-20-3140
	医療法人信愛整形外科医院指定 居宅介護支援事業所すこやか	佐賀市川原町4番8号	0952-20-3377
	つぼみ荘老人介護支援相談所	佐賀市北川副町大字光法1480番地2	0952-25-2803
	ふく	佐賀市北川副町大字光法1686番地9	080-4406-9470
	居宅介護支援事業所ちとせ	佐賀市諸富町大字徳富2009番地5 リヴィエールメゾン106号室	0952-37-9028
	ケアマネジメントサービス桂寿苑	佐賀市金立町大字千布4088番地1	0952-71-8055
	きりん居宅介護支援事業所	佐賀市久保泉町上和泉2232番地1	0952-98-2655
	ケアマネジメントサービスＳｏｌａ	佐賀市久保泉町大字川久保字2225番地1	0952-37-0678
	ライフエイドケアマネジメントサービス	佐賀市久保泉町大字川久保5403番地	0952-98-3331
	南鷗荘居宅介護支援事業所	佐賀市久保田町大字久富3459番地2	0952-68-2136
	居宅介護支援センターまる	佐賀市神野西三丁目15番28号 ｸﾞﾗﾝﾄﾞｰﾙ神野502号	080-3953-7182
	神野診療所ケアマネージメントサービス	佐賀市神野東四丁目10番36号	0952-36-4885
	居宅介護支援事業所　花みずき	佐賀市巨勢町大字牛島397番地11	0952-23-2023
	居宅介護支援事業所　そよ風	佐賀市昭栄町7番11号	090-2312-5572
	居宅介護支援事業所きらめき新郷	佐賀市神野東四丁目5番12号	0952-37-1195
	ケアマネジメント　綴	佐賀市高木瀬西四丁目17番3号	070-4706-9008
	橋野医院居宅介護支援事業所	佐賀市高木瀬東五丁目17番11号	0952-20-3366
	居宅介護支援事業所シルバーケア佐賀	佐賀市高木瀬町大字長瀬1307番地	0952-37-8813
	居宅介護支援事業所クローバー	佐賀市高木瀬町大字長瀬1307番地	0952-36-7222
	居宅介護支援事業所　かがやき	佐賀市高木瀬町大字長瀬1910番地1	0952-37-1097
	ケアマネジメント　ケアポート晴寿	佐賀市高木瀬町大字東高木1170番地	0952-32-3335
	ほうむ居宅介護支援事業所	佐賀市田代二丁目7番24号	0952-20-8883

市町	事業所名	所在地	電話番号
佐賀市	NextCare Happiness	佐賀市天祐一丁目8番47号 ｺｰﾎﾟ･ﾃﾙA101号	080-2731-6153
	居宅介護支援事業所さくら	佐賀市唐人一丁目4番30号	0952-37-3987
	ニチイケアセンターさが	佐賀市鍋島三丁目14番28号	0952-34-5537
	Seedケアマネジメント	佐賀市鍋島三丁目15-41	0952-97-6526
	居宅介護支援事業所青空	佐賀市鍋島町大字蛎久107番地	0952-36-7782
	居宅介護支援事業所春庵	佐賀市鍋島町大字蛎久1313番地	0952-31-0724
	居宅介護支援事業所リンクス	佐賀市八幡小路6番14号	0952-77-9187
	ケアマネージメントセンターつなぐ	佐賀市八丁畷町3番14号	090-5470-3351
	ケアプランセンター ディーフェスタ東与賀	佐賀市東与賀町大字飯盛224番地1	0952-34-7753
	レストピア居宅介護支援事業所	佐賀市東与賀町大字下古賀1349番地	0952-45-8181
	ケアプランセンターびりーぶ	佐賀市東与賀町大字田中881番地2	0952-45-8870
	あやとり居宅介護支援事業所	佐賀市光三丁目11番1-1号	0952-65-2069
	ケアパートナー佐賀 居宅介護支援事業所	佐賀市兵庫北三丁目10番29号	090-1925-7017
	居宅介護支援事業所ケアビレッジ夢咲	佐賀市兵庫北六丁目2番23号	0952-20-0502
	ケアプランサービス　アルナ佐賀	佐賀市兵庫町大字瓦町968番地2	0952-20-3110
	介護サービスセンターうえむら	佐賀市兵庫町大字渕4604番地1	0952-33-0261
	セントケア佐賀	佐賀市兵庫南三丁目1番19号	0952-27-1612
	独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院附属居宅介護支援センター	佐賀市兵庫南三丁目8番1号	0952-28-5333
	ケアマネジメントふじ	佐賀市富士町大字梅野1721番地1	0952-63-0111
	なごみ荘ケアマネジメントサービス	佐賀市富士町大字小副川562番地	0952-64-2314
	うなぎのねどこ　居宅介護支援事業所	佐賀市本庄町大字末次572番地1	0952-65-4131
	居宅介護支援事業所 ふくろ	佐賀市本庄町大字袋167番地2	0952-37-8490
	ケアプランサービスほっこり	佐賀市南佐賀二丁目15番20号S2	0952-23-3370
	ケアマネジメント花みずき	佐賀市本庄町大字袋256番地1	0952-23-3323
	なゆたの森ケアマネジメントサービス	佐賀市本庄町大字本庄269番地1	0952-20-6060
	百武整形外科病院　居宅介護支援事業所	佐賀市水ヶ江三丁目2番13号	0952-97-6675
	シルバーケア三瀬居宅介護支援事業所	佐賀市三瀬村三瀬38番地1	0952-56-2947
	佐賀県看護協会介護支援事業所	佐賀市緑小路6番10号	0952-29-7633
	居宅介護支援事業所南佐賀	佐賀市北川副町大字新郷654番地１	0952-28-0852
	徐福の里居宅介護支援事業所	佐賀市諸富町大字大堂937番地3	0952-20-2580

市町	事業所名	所在地	電話番号
佐賀市	ふくしの窓口　紡ぐ	佐賀市諸富町大字為重1078番地2	0952-47-3925
	福壽園ケアマネジメントセンター	佐賀市諸富町大字諸富津209番地3	0952-47-5091
	華みずきケアプランサービス	佐賀市諸富町大字山領561番地10	0952-47-4077
	居宅介護支援事業所リーガルケア	佐賀市大和町大字池上1894番地1	0952-97-7152
	ロザリオの園 在宅介護支援サービス事業所	佐賀市大和町大字久池井1386番地2	0952-62-7040
	ケアプランサービスこもれび	佐賀市大和町大字久池井1943番地	0952-62-7251
	シオンの園ケアマネジメントサービス	佐賀市大和町大字久留間3865番地1	0952-62-6080
	しょうぶ苑居宅介護支援センター	佐賀市大和町大字尼寺3227番地1	0952-62-6511
	ケアプランサービスEnne	佐賀市若楠一丁目2番1号105号室	0952-43-3445
	介護支援センターシニアライフ佐賀	佐賀市若楠二丁目4番1号	0952-33-2211
	介護支援センター　まんてん	佐賀市若宮二丁目7番1号	0952-30-5035
	居宅介護支援センターなんてん	佐賀市若宮二丁目7番1号	0952-36-5030
	ケアプランセンターもろどみ	佐賀市諸富町大字諸富津230番地2	0952-47-3255
	居宅介護支援事業所八竜	佐賀市川副町大字犬井道1213番地	0952-37-8312
	ケアプランセンターひのき	佐賀市新中町8番20号	0952-37-1310
多久市	社会福祉法人多久市社会福祉協議会	多久市北多久町大字小侍45番地の31	0952-75-3593
	天寿荘居宅介護支援サービス	多久市北多久町大字小侍132番地6	0952-74-3100
	剛友会居宅介護支援サービス	多久市北多久町大字多久原2414番地70	0952-74-2100
	居宅介護支援センター多久いこいの里	多久市北多久町大字多久原2512番地24	0952-75-3558
	けいこう園居宅介護支援事業所	多久市東多久町大字別府5222番地2	0952-76-4222
	居宅介護支援事業所桃の木	多久市東多久町大字別府2714番地７	090-9454-9917
神埼市	居宅介護支援事業所　桃の杜	神埼市神埼町尾崎182番地1	0952-20-0207
	神埼病院指定居宅介護支援事業所	神埼市神埼町鶴3194番地3	0952-55-6660
	居宅介護支援事業所かんざき清流苑	神埼市神埼町鶴2927番地2	0952-52-8890
	居宅介護支援事業所翠晃	神埼市神埼町鶴2935番地2	0952-55-8111
	うぶすな居宅介護サービス	神埼市神埼町永歌1021番地	0952-52-8990
	居宅介護支援事業所なごみ	神埼市神埼町本告牟田2994番地1	0952-20-0301
	支援事業所　れもん	神埼市千代田町姉89番地9	0952-44-4531
	居宅介護支援事業所ありんこ	神埼市千代田町崎村418番地2 ﾒｿﾞﾝﾄﾞｰﾙD-201号	0952-44-6600
	こすもす苑ケアマネジメントサービス	神埼市千代田町用作2098番地3	0952-44-5509
小城市	居宅介護支援事業所わかば	小城市芦刈町下古賀545番地1	0952-37-9456
	「あしはらの園」介護保険相談室	小城市芦刈町三王崎1523番地	0952-51-5033
	小城市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	小城市芦刈町三王崎1522番地	0952-66-5566
	村岡内科居宅介護支援サービス	小城市牛津町牛津630番地9	0952-66-1228

市町	事業所名	所在地	電話番号
小城市	蛍水荘居宅介護支援事業所	小城市小城町814番地1	0952-72-1717
	医療法人ひらまつ病院 居宅介護支援事業所	小城市小城町1000番地1	0952-72-8650
	清水園居宅介護支援事業所	小城市小城町826番地1	0952-72-1365
	江口病院介護支援事業部	小城市三日月町金田1178番地1	0952-73-3983
	居宅介護支援事業所鳳寿苑	小城市三日月町甲柳原68番地1	0952-72-1786
	居宅介護支援事業所もみじ	小城市三日月町長神田2171番地5	0952-73-8857
	Spec Support	小城市三日月町樋口1030番地8	070-3251-8071
	居宅介護支援事業所みちいと	小城市小城町283番地1	080-1121-9481
	居宅介護支援事業所ラベンダー	小城市小城町550番地1 コーポ安永102号室	090-4275-8872
吉野ヶ里町	さざんか園居宅介護支援事業所	神埼郡吉野ヶ里町大曲3474番地1	0952-53-2877
	居宅介護支援事業所 シルバーケア吉野ヶ里	神埼郡吉野ヶ里町吉田1493番地1	0952-55-6221
	ひらまつふれあいクリニック 居宅介護支援事業所	神埼郡吉野ヶ里町吉田2925番地1	0952-51-1112
	居宅介護支援事業所　めたばる	神埼郡吉野ヶ里町大字吉田2900番地	0952-52-3717
	吉野ヶ里なんでも相談支援センター	神埼郡吉野ヶ里町吉田2273番地7	0952-51-1001

介護保険施設一覧

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

市町	施設名	所在地	電話番号
佐賀市	介護老人福祉施設扇寿荘	佐賀市嘉瀬町大字中原2585番地	0952-28-6166
	特別養護老人ホームけやき荘	佐賀市川副町大字福富866番地1	0952-45-5193
	特別養護老人ホームつぼみ荘	佐賀市北川副町大字光法1480番地2	0952-25-2803
	特別養護老人ホーム桂寿苑	佐賀市久保泉町大字川久保1986番地1	0952-98-3521
	特別養護老人ホーム南鷗荘	佐賀市久保田町大字久富3459番地2	0952-68-2136
	特別養護老人ホームケアポート晴寿	佐賀市高木瀬町大字東高木1170番地	0952-30-1165
	特別養護老人ホーム春庵	佐賀市鍋島町大字蛎久1313番地	0952-31-0711
	介護老人福祉施設なごみ荘	佐賀市富士町大字小副川562番地	0952-64-2314
	シルバーケア三瀬	佐賀市三瀬村三瀬38番地1	0952-56-2947
	特別養護老人ホーム福壽園	佐賀市諸富町大字諸富津209番地3	0952-47-5091
	特別養護老人ホームロザリオの園	佐賀市大和町大字久池井1386番地2	0952-62-0303
	特別養護老人ホームロザリオの園　ユニット	佐賀市大和町大字久池井1386番地2	0952-62-0303
	特別養護老人ホームシオンの園	佐賀市大和町大字久留間3865番地1	0952-62-5566
多久市	特別養護老人ホーム天寿荘	多久市北多久町大字小侍640番地1	0952-74-3100
神埼市	佐賀整肢学園・かんざき清流苑	神埼市神埼町大字鶴2927番地2	0952-52-8890
	昌普久苑	神埼市脊振町鹿路2290番6	0952-51-9111
	特別養護老人ホームこすもす苑	神埼市千代田町大字詫田983番地	0952-44-4411
小城市	特別養護老人ホームあしはらの園	小城市芦刈町三王崎字牛王1523番地	0952-51-5033
	特別養護老人ホーム清水園	小城市小城町773番地	0952-72-3165
	特別養護老人ホーム鳳寿苑	小城市三日月町甲柳原68番地1	0952-72-8011
吉野ヶ里町	シルバーケア吉野ヶ里	神埼郡吉野ヶ里町大字吉田1493番地1	0952-55-6221

地域密着型介護老人福祉施設

市町	施設名	所在地	電話番号
佐賀市	きんりゅうケアセンター 桂寿苑介護老人福祉施設	佐賀市金立町大字千布4088番地1	0952-71-8055
	特別養護老人ホームつぼみ荘 ユニット	佐賀市北川副町大字光法1480番地2	0952-25-2803
小城市	ユニット型地域密着型 特別養護老人ホーム　清水園	小城市小城町826番地1	0952-72-1365

介護老人保健施設

市町	施設名	所在地	電話番号
佐賀市	介護老人保健施設エバーグリーン	佐賀市嘉瀬町大字中原1965番地1	0952-22-2300
	介護老人保健施設メイプルハウス	佐賀市川副町大字早津江265番地	0952-45-8161
	介護老人保健施設きりん	佐賀市金立町大字薬師丸1274番地1	0952-98-0120
	介護老人保健施設ライフエイド	佐賀市久保泉町大字川久保5403番地	0952-98-3377
	医療法人洋友会介護老人保健施設 シンフォニー佐賀	佐賀市久保田町新田3679番地	0952-68-4070
	介護老人保健施設シルバーケア佐賀	佐賀市高木瀬町大字長瀬1307番地	0952-37-8783
	介護老人保健施設レストピア	佐賀市東与賀町大字下古賀1349番地	0952-45-8181
	介護老人保健施設みどりの園	佐賀市兵庫町大字渕1912番地1	0952-33-9977
	独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院附属介護老人保健施設	佐賀市兵庫南三丁目8番1号	0952-22-3121
	介護老人保健施設徐福の里	佐賀市諸富町大字大堂1049番地の4	0952-34-8880
	介護老人保健施設白寿園	佐賀市諸富町大字諸富津220	0952-47-5115
	介護老人保健施設しょうぶ苑	佐賀市大和町大字尼寺3227番地1	0952-62-6511
多久市	老人保健施設多久いこいの里	多久市北多久町大字多久原2512番地24	0952-75-3551
	介護老人保健施設ケアハイツやすらぎ	多久市南多久町大字下多久2118番地173	0952-75-4165
神埼市	医療法人久和会介護老人保健施設 うぶすな	神埼市神埼町永歌1021番地	0952-52-8990
小城市	徳富医院	小城市芦刈町三王崎316番地3	0952-66-1547
	介護老人保健施設蛍水荘	小城市小城町814番地1	0952-72-1717

介護医療院

市町	施設名	所在地	電話番号
佐賀市	介護医療院兵庫の郷	佐賀市兵庫町大字渕4604番地1	0952-97-6300
	医療法人正和会　介護医療院愛咲	佐賀市水ケ江二丁目7番23号	0952-23-3720
	佐賀市立富士大和温泉病院介護医療院	佐賀市富士町大字梅野1721番地1	0952-63-0111
多久市	医療法人剛友会諸隈病院介護医療院	多久市北多久町大字多久原2414-70	0952-74-2100
神埼市	介護医療院和田記念病院	神埼市神埼町尾崎3780	0952-52-5521

第３章　児　童　福　祉

１．家庭児童相談事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１

２．児童クラブ事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

３．佐賀市子育て支援施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３

４．児童館　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

５．教育・保育施設等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５

６．母子生活支援施設措置事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

７．助産施設収容措置事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３

８．子育て短期支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３

９．ファミリーサポートセンター事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５５

10．サポートママ事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

11．病児・病後児保育事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

12．児童手当　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５７

13．児童扶養手当　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５７

14．医療費の助成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５９

15．児童発達支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６１

１．家庭児童相談事業

家庭相談員等 4 人をこども家庭センターに配置し、家庭における子育てやこどもに関する相談及び児童虐待相談の窓口となり相談支援を行っている。

児童福祉法の改正に伴い、令和 7 年 4 月にこども家庭センターを設置し、これまでの家庭児童相談室の機能、業務はこども家庭センターに移行した。

○　児童相談内容と件数　　（単位：件）

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
総数		15,024	15,102	18,830	20,817	19,846
うち新規		953	1,107	1,157	1,066	1,130
内訳	虐待	107	132	171	158	89
	養護	813	949	970	892	1,019
	障がい	3	2	2	3	0
	非行	0	0	0	0	0
	性格行動	1	4	1	3	0
	不登校	12	3	3	1	0
	育児・しつけ	4	3	5	1	9
	その他（保健相談、適性相談等）	13	14	5	8	13
（再掲）いじめ		0	0	0	0	4

２．児童クラブ事業

市内に居住し、または佐賀市立小学校に就学している児童で、その保護者が就労等により、放課後家庭にいないことが常態である児童を預かり、健全育成、安全確保を行うものであり、市内 34 小学校区及び佐賀大学教育学部附属小学校（直営 22 クラブ、委託 18 クラブ）で放課後児童クラブを開設している。

(1)　児童クラブ登録児童数　　（各年度とも 4 月 1 日現在）

運営形態	クラブ名	令和３年度（人）	令和４年度（人）	令和５年度（人）	令和６年度（人）	令和７年度（人）	令和８年度（人）
直営	勧興児童クラブ	55	58	56	57	62	62
	循誘児童クラブ	58	71	74	69	90	88
	日新児童クラブ	60	71	81	106	106	112
	西与賀児童クラブ	78	71	82	83	85	99
	嘉瀬児童クラブ	45	37	42	45	45	40
	巨勢児童クラブ	55	68	85	89	81	95
	本庄児童クラブ	90	101	109	116	114	123
	金立児童クラブ	46	56	64	68	67	77
	久保泉児童クラブ	37	31	37	46	45	50
	蓮池児童クラブ	19	26	24	25	34	24
	若楠児童クラブ	72	67	66	75	78	82
	諸富北児童クラブ	61	54	69	72	71	68
	諸富南児童クラブ	65	79	91	79	79	78
	松梅児童クラブ	26	25	22	17	21	22
	富士児童クラブ	20	21	30	31	24	31
	北山児童クラブ	20	26	21	16	16	12
	中川副児童クラブ	31	32	30	21	19	16
	大詫間児童クラブ	15	8	11	10	11	14
	南川副児童クラブ	36	39	42	55	64	76
	西川副児童クラブ	50	48	41	48	68	68
	東与賀児童クラブ	89	81	87	86	95	82
	久保田児童クラブ	74	72	57	64	60	76
委託	赤松児童クラブ	139	134	162	168	173	197
	神野児童クラブ	142	142	143	148	143	149
	兵庫児童クラブ	148	171	208	210	230	238
	高木瀬児童クラブ	158	158	160	160	165	210
	北川副児童クラブ	139	140	140	142	188	243
	鍋島児童クラブ	153	147	157	163	190	201
	新栄児童クラブ	75	78	71	98	103	91
	開成児童クラブ	83	85	102	100	105	94
	春日児童クラブ	112	106	113	111	129	156
	川上児童クラブ	72	77	84	95	94	96
	春日北児童クラブ	119	110	129	117	130	158
	三瀬児童クラブ	11	9	12	9	12	11
	愛の泉児童クラブ	11	18	20	22	28	30
	そらまめ学童	9	15	14	16	16	9
	アップル児童クラブ	22	17	21	27	26	21
	附属小児童クラブ	54	56	74	77	75	84
	嘉瀬こどもの森児童クラブ	－	16	18	20	22	30
	さんこう児童クラブ	－	8	22	31	30	34
	合計	2,549	2,629	2,871	2,992	3,194	3,447

(2)　特別支援学校放課後児童クラブ事業

両親が共働き等で、放課後、家庭に保護者が恒常的にいない特別支援学校通学児童（小学校1年生～高校3年生）の放課後の安全確保と健全育成のため、佐賀県立金立特別支援学校と大和特別支援学校で児童クラブを実施している。

①　金立特別支援学校放課後児童クラブ

登録児童数　　6人（令和8年5月現在）

入所定員数　　9人／1日

指導員　　指導員を入所児童3名に1名配置し、介助補助員を指導員2名に対し1名配置

②　大和特別支援学校放課後児童クラブ

登録児童数　　54人（令和8年5月現在）

入所定員数　　18人／1日

指導員　　指導員を入所児童3名に1名配置し、介助補助員を指導員2名に対し1名配置

3．佐賀市子育て支援施設

（設置根拠：佐賀市子育て支援施設設置条例）

子育ての相談、学習、交流等の場を提供し、地域全体の子育てを総合的に支援することを目的に、子育て支援施設を設置しています。

【対象者】

①　乳幼児（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）を子育てする者及び同伴する乳幼児

②　子育て支援を行う団体

③　その他、市長が適当と認める者

【施設の概要】

名　　称	エスプラッツ子育て支援センター（愛称　ゆめ・ぽけっと）
住　　所	佐賀市白山二丁目7番1号（エスプラッツ2階）
開館時間	午前10時～午後5時
休館日	毎週日曜日、国民の祝日（土曜日を除く）、年末年始
オープン	平成19年4月20日
面　　積	709.3㎡

4．児　童　館

（設置根拠：佐賀市児童館条例）

【事　業】

① 児童の健康を増進し、情操を豊かにするための遊戯施設等を提供すること。
② 健全な遊びを通し、児童の集団的指導又は個別的指導を行うこと。
③ その他、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

【利用者】

① 市内に居住する児童（乳幼児については保護者の同伴する者に限る。）
② 児童によって組織された団体
③ 児童の健全育成を目的として組織された団体
④ その他、市長が適当と認める者

【施設の概要】

① 中央児童センター

住　　所	佐賀市兵庫北三丁目 7 番 7 号
開 館 時 間	午前 9 時～午後 6 時
休 館 日	月曜日（祝日を除く）・祝日の翌日（土日を除く）・年末年始
利 用 者 数	43,851 人（令和 7 年度実績）
特　　徴	大型児童センター（運営形態：直営）

② 北部児童センター

住　　所	佐賀市大和町大字尼寺 1488 番地 2
開 館 時 間	午前 9 時～午後 5 時
休 館 日	日曜日・年末年始
利 用 者 数	5,830 人（令和 7 年度実績）
特　　徴	児童センター（運営形態：直営・放課後児童クラブ併設）

③ 久保田児童センター

住　　所	佐賀市久保田町大字徳万 2514 番地 1
開 館 時 間	午前 9 時～午後 5 時
休 館 日	日曜日・祝日・年末年始
利 用 者 数	3,835 人（令和 7 年度実績）
特　　徴	児童センター（運営形態：直営・放課後児童クラブ併設）

④　川副児童館

住　　所	佐賀市川副町大字鹿江 442 番地
開 館 時 間	午前 9 時～午後 5 時 30 分（10/1～3/31　午前 9 時～午後 5 時）
休 館 日	月曜日・祝日の翌日・年末年始
利 用 者 数	7,710 人（令和 7 年度実績）
特　　徴	小型児童館（運営形態：直営）

⑤　東与賀児童館

住　　所	佐賀市東与賀町大字田中 435 番地 1
開 館 時 間	午前 9 時～午後 5 時
休 館 日	日曜日・祝日・年末年始
利 用 者 数	5,734 人（令和 7 年度実績）
特　　徴	小型児童館（運営形態：直営・放課後児童クラブ併設）

５．教　育・保　育　施　設　等

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

認可保育所 7 施設（公立：3 施設、私立：4 施設）

公私立	施設名	電話	所在地
公立	川原保育所	23-3549	佐賀市川原町 4 番 44 号
	若葉保育所	30-2829	佐賀市日の出一丁目 21 番 71 号
	城東保育所	23-3482	佐賀市東佐賀町 4 番 20 号
私立	光明保育園	97-0118	佐賀市蓮池町大字蓮池 272 番地
	北部保育園	57-2440	佐賀市富士町大字大串 1045 番地 1
	東与賀保育園チャイルドハウス	45-6300	佐賀市東与賀町大字飯盛 503 番地 2
	林檎の木保育園	32-2904	佐賀市鍋島町大字蛎久 2381 番地 2

認定こども園 67 施設

（幼保連携型（公立）：1 施設、幼保連携型（私立）：28 施設、幼稚園型：11 施設、保育所型：27 施設）

種類	施設名	電話	所在地
幼保連携型	本庄こども園（公立）	23-8786	佐賀市本庄町大字本庄 68-1
	愛の泉こどもの園	26-0435	佐賀市水ヶ江六丁目 12 番 1 号
	にじのはねこども園	30-0545	佐賀市鍋島町大字蛎久 646 番地 3
	嘉瀬こどもの森	26-2043	佐賀市嘉瀬町大字十五 57 番地 1
	川上こども園	62-0082	佐賀市大和町大字東山田 1857 番地 1
	どんぐりこども園	24-5430	佐賀市北川副町大字江上 104 番地 3
	認定こども園くぼた	68-2032	佐賀市久保田町大字徳万 2197 番地
	神野こども園	30-5832	佐賀市駅前中央三丁目 9 番 12 号
	認定こども園さくら	45-1728	佐賀市川副町大字西古賀 320 番地 1
	鍋島幼稚園おひさまハウス	31-9575	佐賀市鍋島町大字森田 618 番地 1
	博愛の里こども園	45-1802	佐賀市川副町大字早津江 560 番地 1
	佐賀女子短期大学付属ふたばこども園	24-7682	佐賀市本庄町大字本庄 1253 番地 1
	そらむすびこども園	47-2238	佐賀市諸富町大字徳富 1646 番地
	九州龍谷短期大学付属龍谷こども園	29-8411	佐賀市水ヶ江三丁目 5 番 20 号
	鳳鳴乃里幼稚舎	45-0071	佐賀市川副町大字西古賀 897 番地 5
	ふじかげこども園	23-2336	佐賀市高木町 11 番 12 号
	おへそこども園	37-0033	佐賀市水ヶ江一丁目 6 番 32 号
	エミールこども園	23-4702	佐賀市兵庫町大字渕 892 番地
	日新こども園	26-9429	佐賀市長瀬町 2 番 18 号
	日新こども園好生館分園きらら	22-0303	佐賀市嘉瀬町大字中原 60 番地 1
	城西こども園	24-2881	佐賀市西与賀町大字厘外 1421 番地 3
	たかぎこども園	30-4188	佐賀市若宮三丁目 125 番 2 号
	そらいろこども園	37-1860	佐賀市高木瀬町大字長瀬 2490 番地 1
	幼保連携型認定こども園光生幼稚園	24-2015	佐賀市兵庫町大字瓦町 383 番地
	ふくろうの森こども園	24-8021	佐賀市与賀町 30 番地 1
	信光幼稚園	29-3075	佐賀市西与賀町大字高太郎 125 番地 6
	ななつぼしこども園	34-5577	佐賀市開成一丁目 3 番 1 号
	若楠こども園	29-0959	佐賀市城内一丁目 2 番 2 号
	たかきせこども園	30-3520	佐賀市高木瀬東三丁目 19 番 9 号
幼稚園型	金立幼稚園・保育園	98-1070	佐賀市金立町大字金立 2467 番地
	小鹿幼稚園・むつみの園保育所	45-0739	佐賀市川副町大字鹿江 668 番地 1
	佐賀西部幼稚園・保育園	26-1661	佐賀市嘉瀬町大字荻野 3076 番地 3
	西九州大学附属三光幼稚園	31-0753	佐賀市若宮一丁目 13 番 3 号
	新栄幼稚園・栄保育園	30-9452	佐賀市八戸溝二丁目 9 番 4 号
	千布幼稚園千布こども園	98-2041	佐賀市金立町大字千布 2142 番地 1
	中折幼稚園・和保育園	24-7031	佐賀市天祐一丁目 15 番 6 号
	諸富南幼稚園	47-2444	佐賀市諸富町大字為重 652 番地 1
	白鳩幼稚園・白鳩保育園	23-6488	佐賀市長瀬町 10 番 13 号
	宝正こども園	98-3148	佐賀市兵庫町大字若宮 2430 番地
	しらげこども園	23-2543	佐賀市与賀町 64 番地
保育所型	西九州大学附属三光保育園	31-6877	佐賀市若宮一丁目 13 番 17 号
	開成保育園	36-6114	佐賀市鍋島町大字八戸溝 1578 番地 1
	小部保育園	29-9595	佐賀市朝日町 7 番 20 号
	保育所型認定こども園久保田保育園	68-2468	佐賀市久保田町大字新田 3320 番地 1
	あかつき保育園	47-4783	佐賀市諸富町大字為重 457 番地
	新栄保育園	24-7700	佐賀市鍋島町大字八戸 1064 番地
	西九州大学附属三光保育園分園 PINO	31-6877	佐賀市多布施二丁目 195 番地 1
	三瀬保育園	56-2058	佐賀市三瀬村三瀬 2769 番地
	尚賢保育園	30-6664	佐賀市鍋島町大字蛎久 312 番地 3
	城北保育園	30-7363	佐賀市高木瀬東六丁目 10 番 32 号
	嘉瀬保育園	24-0047	佐賀市嘉瀬町大字荻野 65 番地

	城南保育園	23-1912	佐賀市本庄町大字袋 126 番地 1
	兵庫保育園	27-0820	佐賀市兵庫町大字瓦町 1096 番地 1
	和泉ふたば保育園・和泉こども園	98-2809	佐賀市久保泉町大字上和泉 1252 番地 2
	諸富保育園	47-2257	佐賀市諸富町大字山領 465 番地 1
	あおぞら保育園	30-7372	佐賀市兵庫町大字藤木 1465 番地 2
	掘江保育園	30-4713	佐賀市神野西二丁目 2 番 10 号
	佐賀保育園	22-5670	佐賀市多布施二丁目 2 番 30 号
	巨勢保育園	26-4247	佐賀市巨勢町大字牛島 425 番地 12
	ちえんかん保育園	30-4073	佐賀市兵庫北四丁目 15 番 37 号
	なかよし保育園	47-4400	佐賀市諸富町大字諸富津 109 番地 1
	春日保育園	62-0062	佐賀市大和町大字尼寺 1301 番地
	川上保育園	62-1603	佐賀市大和町大字川上 5470 番地 1
	認定こども園ひなた村自然塾	62-4881	佐賀市大和町大字久池井 1368 番地
	認定こども園ひなた村自然塾分園風の音保育園	37-5339	佐賀市大和町大字久池井 1374 番地 1
	南部保育園	63-0310	佐賀市富士町大字内野 322 番地 1
	みなみ保育園	45-1313	佐賀市川副町大字鹿江 1513 番地 1

幼稚園 8 施設（施設型給付（私立）：7 施設　国立大学附属：1 施設）

種類	施設名	電話	住所
施設型給付	高岸幼稚園	24-0643	佐賀市多布施三丁目 14 番 19 号
	翠幼稚園	97-0123	佐賀市蓮池町大字小松 467 番地
	佐賀カトリック幼稚園	23-3491	佐賀市中央本町 1 番 17 号
	錦華幼稚園	22-6708	佐賀市巨勢町大字牛島 97 番地 2
	東与賀幼稚園	45-0436	佐賀市東与賀町大字飯盛 503 番地
	真生幼稚園	30-7746	佐賀市神園二丁目 5 番 10 号
	ロザリオ幼稚園	62-1296	佐賀市大和町大字久池井 1520 番地 2
国立大学附属	佐賀大学教育学部附属幼稚園	24-2745	佐賀市水ヶ江一丁目 4 番 45 号

地域型保育事業 27 施設

（小規模保育Ａ：23 施設、事業所内保育：4 施設）

種類	施設名	電話	住所
小規模保育Ａ	小規模保育園　そらとまる	22-3744	佐賀市大財六丁目 4 番 66 号
	はとぽっぽう	30-4803	佐賀市高木瀬西五丁目 10 番 27 号
	ふじ保育園	31-1632	佐賀市新中町 11 番 39 号
	そらいろ保育園	30-6124	佐賀市駅前中央二丁目 5 番 10 号
	しらゆき保育園	23-4356	佐賀市兵庫南二丁目 5 番 5 号
	さがのゆめ保育園	31-1678	佐賀市兵庫北四丁目 4 番 27 号
	ニチイキッズ夢咲保育園	36-7801	佐賀市兵庫北二丁目 15 番 26 号
	佐賀駅南小規模保育園	97-8436	佐賀市駅前中央一丁目 1 番 18 号 アクロス 103
	さがのゆめ第 2 保育園	24-2155	佐賀市兵庫南二丁目 15 番 32 号
	すまいりぃ保育園	97-8240	佐賀市開成四丁目 5 番 3 号
	キッズルームえんじぇるず	62-6600	佐賀市大和町大字尼寺 3239 番地 1
	ニチイキッズ卸本町保育園	36-8815	佐賀市卸本町 5 番 28 号
	七賢人の里おへそ保育園	080-7573-3244	佐賀市白山二丁目 7 番 1 号 エスプラッツ 2F
	きらめき保育園	20-3151	佐賀市兵庫南二丁目 1 番 23 号
	小規模保育園なないろ	41-7606	佐賀市多布施一丁目 3 番 20 号
	さがのゆめ八幡保育園	29-8855	佐賀市八幡小路 3 番 13 号
	小規模保育園みんなの和	37-3774	佐賀市大和町大字川上 169 番地 1
	小規模保育園そらいろのたね	31-1660	佐賀市駅前中央二丁目 2 番 1 号
	まなみ保育園	37-3660	佐賀市駅前中央三丁目 8 番 16 号
	めでる保育園	37-3588	佐賀市高木瀬西二丁目 5 番 25 号
	若竹保育園	65-2868	佐賀市鍋島二丁目 4 番 17 号
	こころね保育園	37-5900	佐賀市本庄町大字本庄 261 番地
	あやとり保育園	65-1962	佐賀市鍋島五丁目 4 番 12 号
事業所内保育（小規模Ａ型）	ゆめっこ保育園	20-2001	佐賀市北川副町大字新郷 647 番地 1
	イオンゆめみらい保育園佐賀大和	62-7501	佐賀市大和町大字尼寺 3535 番地 イオンモール佐賀大和内
	ヤクルト保育園ミルミルテラス	37-1119	佐賀市大和町大字尼寺 2867 番地 2
	佐賀中部病院内保育園サガキッズ	28-5311	佐賀市兵庫南三丁目 8 番 1 号 佐賀中部病院附属介護老人保健施設内

(1)　保育施設の性格・現状・課題

①　保育施設の性格

保育所は、児童福祉法（第 24 条）の規定により児童（就学前）の保護者が就労・疾病・障がいなどの理由で、家庭において児童を保育することができない場合に、保護者に代わって、その児童を保育することを目的に設置された児童福祉施設である。

また、平成 27 年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、保育所に加えて、認定こども園や地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）が公的な保育の場として位置づけられ、保育所同様の役割を担っている。

② 保育施設の現状・課題

数多くある社会福祉施設の中でも最も身近な施設としての保育施設は、核家族化や女性の社会進出を背景に、今日まで整備や充実が図られてきた。特に近年では、共働き世帯の一層の増加や就労形態の多様化、さらにひとり親世帯の増加などの要因から、保育に対する市民のニーズは、これまで以上に高まっている。

これらの課題に取り組み、安心して子育てできる環境を整備するため、「子ども・子育て支援法」が平成 24 年 8 月に成立し、幼児期における学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を充実させる「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から施行された。

このことにより、市民のニーズを反映した「佐賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。計画では、教育・保育の量の見込みをもとに、需給バランスを考慮した「提供体制の確保」、延長保育や一時預かり保育などの「保育サービスの充実」、家庭における子育て等の知識と教育力を向上させるための「子育てサークルや子育てサロンの充実」に取り組んでいく。

今後は、人間形成の基礎を培う重要な時期に一人一人の子どもがすこやかにたくましく成長するように考慮し、親への教育を並行させながら、事業を進めていくことが重要なこととなっている。

(2) 入所基準

児童と同居している両親等が、次のいずれかの事情により、その児童が保育を必要とすると認められる必要がある。

<table>
<tr><th>保育を必要とする理由</th><th>入所が可能な期間</th><th>保育の必要量</th></tr>
<tr><td>就労を常態としている
（自営業、内職、農林漁業も含む）</td><td>就労している期間
（最長で小学校に入学するまで）</td><td rowspan="3">月 56 時間～月 120 時間未満で保育が必要　→　短時間

月 120 時間以上保育が必要
→　選択可能標準時間/短時間</td></tr>
<tr><td>同居親族等の介護をしている</td><td>介護が必要でなくなるまで</td></tr>
<tr><td>大学・専門学校・職業訓練校等に通学している</td><td>最終通学日の月末まで</td></tr>
<tr><td>出産をする</td><td>母子健康手帳発行後から出産予定日以後 3 ヶ月（多胎出産の場合 6 ヶ月）を経過する日の翌日が属する月の月末まで</td><td>選択可能標準時間/短時間</td></tr>
<tr><td>療養が必要な病気を患っている若しくは心身に障がいがある</td><td>療養が必要でなくなるまで</td><td>選択可能標準時間/短時間</td></tr>
<tr><td>これから仕事をみつける
※起業準備も含む</td><td>入所した日から 3 ヶ月</td><td rowspan="2">短時間</td></tr>
<tr><td>出生児童の育児休業取得時に、既に保育を利用している（他子の育児休業取得中に当該児童を出産するために保育を利用した場合を除く）</td><td>最長、出生児童の年齢が 1 歳になる年の年度末まで
※ただし、1 歳になる年の年度末を越えて育児休業を取得する場合は、出産をする場合の期間のみの利用となる</td></tr>
<tr><td>その他、保育が必要であると判断できるもの（災害復旧に従事している、虐待やＤＶの疑いがある等）</td><td>保育を必要とする状態がなくなるまで</td><td>必要に応じて判断する</td></tr>
</table>

●保育標準時間：1 日最大 11 時間の中で必要となる保育時間

●保育短時間　：1 日最大 8 時間の中で必要となる保育時間

(3) 保育料（利用者負担）

保育料は、児童を養育している保護者（父母等）の市民税所得割額・入所児童の支給認定区分及び年齢により算定している。

令和元年 10 月分より、3 歳児クラス以上は無償化の対象（0～2 歳児クラスは、市民税非課税世帯が無償）

(4)　入所児童数の推移　　（単位：人）

区　分		令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
定員	認可保育所（公立）	435	435	360	360	360
	認可保育所（私立）	2,520	2,205	1,335	240	240
	認定こども園（保育）	3,320	3,662	4,643	5,939	5,948
	地域型保育事業	457	425	425	418	396
	計（保育）	6,732	6,727	6,763	6,957	6,944
	幼稚園（公立）	135	135	－	－	－
	幼稚園（私学助成等）	470	470	90	90	90
	幼稚園（施設型給付）	490	450	575	425	425
	認定こども園（教育）	2,135	2,075	2,267	2,252	2,013
	計（教育）	3,230	3,130	2,932	2,767	2,528
	合計	9,962	9,857	9,695	9,724	9,472
入所児童数	認可保育所（公立）	263	247	186	175	152
	認可保育所（私立）	2,350	2,135	1,275	216	211
	認定こども園（保育・公立）	－	－	64	70	70
	認定こども園（保育・私立）	3,225	3,544	4,310	5,254	5,085
	地域型保育事業	287	321	310	277	223
	計（保育）	6,125	6,247	6,145	5,992	5,741
	幼稚園（公立）	23	30	－	－	－
	幼稚園（私学助成等）	253	204	48	－	－
	幼稚園（施設型給付）	365	342	381	289	260
	認定こども園（教育・公立）	－	－	20	28	34
	認定こども園（教育・私立）	1,322	1,256	1,224	1,250	1,180
	計（教育）	1,963	1,832	1,673	1,567	1,474
	合　計	8,088	8,079	7,818	7,559	7,215
保育内訳	3歳未満児	2,422	2,563	2,545	2,451	2,312
	3歳児	1,213	1,189	1,153	1,165	1,109
	4歳以上児	2,490	2,495	2,447	2,376	2,320

※児童数は、各年度とも４月１日現在。幼稚園（私学助成）のみ５月１日現在

(5)　特別保育事業の実施状況

（令和 7 年度）

事業名 / 保育施設等	延長保育	休日保育	一時的保育	保育所地域活動				障がい児保育事業	地域子育て支援センター事業
				世代間交流事業	異年齢児交流等事業	育児講座・育児と仕事両立支援事業	小学校低学年児童の受入		
保育所	3 園	0 園	2 園	2 園	1 園	0 園	0 園	3 園	0 園
認定こども園	42 園	2 園	10 園	20 園	15 園	7 園	2 園	44 園	8 園
地域型保育事業所	1 園	－	4 園	－	－	－	－	－	－

(6)　地域子育て支援センター事業の実施状況

①　子育てサロン事業

実施施設名	実施年度	実施施設名	実施年度
城東保育所	平成 7 年度～令和 5 年度	若葉保育所	平成 12 年度～19 年度
城西こども園	平成 15 年度～	巨勢保育園	平成 16 年度～
川原保育所	平成 17 年度～令和 5 年度	開成保育園	平成 17 年度～
小部保育園	平成 18 年度～	あおぞら保育園	平成 18 年度～
ななつぼしこども園	平成 19 年度～	三光保育園	平成 19 年度～
佐賀市社会福祉協議会	平成 19 年度～	春日保育園	平成 20 年度～
ゆめ・ぽけっと	平成 20 年度～	本庄こども園	令和 6 年度～

（各年度末の実績）

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実施回数		472 回	703 回	757 回	754 回	855 回
参加数	保護者	3,219 人	5,310 人	6,458 人	7,204 人	8,473 人
	乳幼児	3,384 人	5,390 人	6,616 人	7,255 人	7,958 人
	合計	6,603 人	10,700 人	13,074 人	14,459 人	16,431 人

②　育児相談事業

実施施設名	実施年度	実施施設名	実施年度
城東保育所	平成 7 年度～令和 5 年度	若葉保育所	平成 12 年度～19 年度
城西こども園	平成 15 年度～	巨勢保育園	平成 16 年度～
川原保育所	平成 17 年度～令和 5 年度	開成保育園	平成 17 年度～
小部保育園	平成 18 年度～	あおぞら保育園	平成 18 年度～
久保田保育園	平成 19 年度	ななつぼしこども園	平成 19 年度～
三光保育園	平成 19 年度～	佐賀市社会福祉協議会	平成 19 年度～
ゆめ・ぽけっと	平成 19 年度～	春日保育園	平成 20 年度～
本庄こども園	令和 6 年度～		

（各年度末の実績）

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談内容別	子どもの育児	1,171 件	2,004 件	2,243 件	2,992 件	3,201 件
	就園について	662 件	1,178 件	1,148 件	1,795 件	1,490 件
	母親の問題	314 件	565 件	631 件	921 件	839 件
	家族の関係	282 件	653 件	752 件	917 件	893 件
	地域関係	932 件	1,274 件	1,628 件	2,565 件	2,375 件
合　　計		3,361 件	5,674 件	6,402 件	9,190 件	8,798 件

(7)　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施状況（令和７年度）

①事業内容

区　　分	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）				
利用対象者	佐賀市に居住する保育施設等に通っていない生後６ヶ月から満３歳までの児童				
利用できる時間	利用児童一人につき月 10 時間				
利用料金	利用児童一人につき１時間あたり 300 円 ※市町村民税非課税世帯、生活保護世帯には利用料の減免制度あり				
実施（委託）施設	公立保育所	私立保育所	私立認定こども園	小規模保育園	合　計
	１施設	０施設	８施設	６施設	15 施設

②事業実績（令和７年４月～令和８年３月）

区　　分	０歳児	１歳児	２歳児	合　計
利用認定児童数	232 人	69 人	27 人	328 人
延べ利用児童数	434 人	259 人	52 人	745 人
利用時間総数	1,117 時間	655 時間	194 時間	1,966 時間
実利用人数	63 人	23 人	８人	94 人

６．母子生活支援施設措置事業

（根拠：児童福祉法第 23 条、佐賀市母子保護の実施に関する要綱）

母子生活支援施設措置事業は、配偶者のない女子又はこれらに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。

母子生活支援施設措置状況　　（各年度３月末現在の実数）

	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
区　分	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
市内施設措置分	7	17	3	6	3	8	4	11	4	13
市外施設措置分	5	17	5	16	2	4	2	4	1	2

７．助産施設収容措置事業

（根拠：児童福祉法第 22 条、佐賀市助産施設における助産の実施に係る事務取扱要領）

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊婦に対して、助産施設において助産を受けさせる事業である。「独立行政法人国立病院機構佐賀病院」、「地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館」に助産を委託している。

助産措置状況　（単位：人）

区　分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
国立病院機構 佐 賀 病 院	6	3	1	5	2
佐　賀　県 医療センター 好　生　館	1	0	1	2	0

８．子育て短期支援事業

（根拠：児童福祉法第 21 条の 9、佐賀市子育て短期支援事業実施要綱）

〇短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病等の事由により、家庭での養育が一時的に困難となった乳幼児・児童を児童福祉施設において一時的に養育する。当該乳幼児・児童及びその家庭の福祉の向上を図る。利用期間は原則連続して 7 日間以内（月 7 日以内）で実施する。

・令和 5 年 4 月 1 日より、専用居室の確保と専従職員配置をおこなった。

(1)　利用者負担

区　　分	2 歳未満児	2 歳以上児	緊急一時保護の母 親子入所の親
課　税　世　帯	日額　5,000 円	日額　2,500 円	日額　1,000 円
非　課　税　世　帯	日額　1,000 円	日額　900 円	日額　500 円

※　市県民税課税世帯かつひとり親家庭の場合は非課税世帯と同額

※　生活保護世帯又は市県民税非課税世帯かつひとり親家庭の場合は無料

(2)　事業実績

	生活保護世帯		市町村民税 非課税世帯		その他の世帯		合計	
	人員 （人）	延日数 （日）	人員 （人）	延日数 （日）	人員 （人）	延日数 （日）	人員 （人）	延日数 （日）
令和３年度	6	28	5	15	21	71	32	114
令和４年度	5	27	27	110	21	62	53	199
令和５年度	16	78	214	491	127	305	357	874
令和６年度	32	136	567	1,238	281	508	880	1,882
令和７年度	190	527	322	809	344	677	856	2,013

(3)　実施施設

乳児院…みどり園

児童養護施設…佐賀清光園

ファミリーホーム…かみぞのホーム

児童家庭支援センター…絆

母子生活支援施設…いつくしみの苑

○夜間養護等（トワイライトステイ）事業

児童を養育している保護者が仕事その他の理由で緊急一時的に平日の夜間または休日に養育することが困難になった場合に、児童福祉施設において、一時的に養育することによって、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

利用期間は、週３日以内、月 14 日以内（利用開始から３ヶ月以内の利用を限度とする）

令和２年４月１日より実施。

(1)　利用者負担

区　　分	トワイライトステイ （基本分）	トワイライトステイ （宿泊分）	休日預かり
課　税　世　帯	日額 750 円	日額 750 円	日額 1,350 円
非　課　税　世　帯	日額 300 円	日額 300 円	日額 1,000 円

※　市県民税課税世帯かつひとり親家庭の場合は非課税世帯と同額

※　生活保護世帯又は市県民税非課税世帯かつひとり親家庭の場合は無料

(2)　事業実績

	生活保護世帯		市町村民税非課税世帯		その他の世帯		合　　計	
	人員（人）	延日数（日）	人員（人）	延日数（日）	人員（人）	延日数（日）	人員（人）	延日数（日）
令和３年度	0	0	0	0	1	1	1	1
令和４年度	0	0	4	6	3	5	7	11
令和５年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和６年度	0	0	0	0	2	2	2	2
令和７年度	0	0	4	4	0	0	4	4

(3)　実施施設

乳児院…みどり園

児童養護施設…佐賀清光園

ファミリーホーム…かみぞのホーム

児童家庭支援センター…絆

９．ファミリーサポートセンター事業

（根拠：佐賀市子育てサポートセンター事業実施要綱）

仕事の都合などで保育施設への送り迎えや子どもの預かり等をお願いしたい人を依頼会員、子育ての手伝いをしたい人を提供会員として登録し、両者をコーディネートすることで、市民相互の援助活動として仕事と育児の両立を助け、子どもを安心して育てることのできる環境を整備する。

《利用料》

活動時間帯等	一時間あたり利用料
月～金　7～19 時	600 円(400 円)
上記以外時間帯・土日祝	700 円(400 円)
病気回復期児（軽度に限る）	700 円(400 円)

市民税非課税世帯、ひとり親家庭（所得制限あり）、生活保護受給世帯等には、利用料の減額制度（一律 400 円／時間）あり。
※要事前申請

《活動の状況》

区　　分	会　　員　　数			利　用　状　況	
	依頼会員(人)	提供会員(人)	両方会員(人)	利用件数(件)	利用時間(H)
令和３年度	550	154	5	1,612	1,528
令和４年度	570	150	3	1,421	1,678
令和５年度	578	142	4	1,422	2,157
令和６年度	540	133	4	1,953	2,364
令和７年度	583	135	6	2,216	2,609

10. サポートママ事業

（根拠：佐賀市子育てサポートセンター事業実施要綱）

出産後 8 週以内で、身内から身の回りのお世話を受けられない産婦や切迫流・早産のため医師の指示により安静が必要な妊婦に、提供会員として登録した会員をコーディネートすることで、家族が安心して新生児を迎えられることのできる環境を整備する。

《利用料》

活動時間帯等	1 時間あたり利用料
月～金　7～19 時	700 円(400 円)
上記以外時間帯・土日祝	800 円(400 円)

市民税非課税世帯、ひとり親家庭（所得制限あり）、生活保護受給世帯等には、利用料の減額制度（一律 400 円／時間）あり。
※要事前申請

《活動の状況》

区　分	提供会員登録数(人)	利用世帯数(世帯)	利用件数(件)	利用時間(H)
令和 3 年度	143	19	71	158
令和 4 年度	139	29	108	194
令和 5 年度	129	24	87	184
令和 6 年度	120	23	103	168
令和 7 年度	122	25	109	181

11. 病児・病後児保育事業

（根拠：佐賀市病児・病後児保育事業実施要綱）

保護者の仕事の都合などにより、「病中」や「病気回復期」にあるこどもの世話が家庭で難しい場合に、小児科医院に併設した保育室で一時的に保育する。

(1)　事業内容

区　　分	病　児　・　病　後　児　保　育　事　業	
利　用　対　象　者	佐賀市・多久市・神埼市・吉野ヶ里町に居住する生後 2 ヶ月から小学 6 年生までの児童	
利　用　時　間	月曜日～金曜日：午前 8 時～午後 6 時 / 土曜日：午前 8 時～午後 1 時 （日曜日、祝日、年末年始は休み）	
利　用　料　金	1 日　1,500 円＋診察料 半日　　750 円＋診察料	※市町村民税非課税世帯、生活保護世帯には利用料の減免制度あり（要申請）
実施（委託）施設	かるがものへや （おおたゆうこ小児科） 佐賀市木原 2 丁目 23－1	ぞうさん保育室 （橋野こどもクリニック） 佐賀市高木瀬東 4 丁目 14-3

(2)　令和 7 年度の事業実績

新規登録者数	利用者数（延べ）
244 人	633 人

12.　児童手当

（根拠：児童手当法　昭 46 法律第 73 号）

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を養育している者に支給する。

① 支給要件　18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を養育していること。

② 手当額（月額）

・3 歳未満：第 1 子・第 2 子 15,000 円、第 3 子以降 30,000 円

・3 歳以上高校生年代：第 1 子・第 2 子 10,000 円、第 3 子以降 30,000 円

③ 支給期間及び支払期月　毎年 4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、2 月の 6 期にそれぞれの前月までの分を支給する。

④ 支給対象児童数　（各年度 2 月末現在）

区　　分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
児童手当受給者数	14,590 人	14,276 人	17,634 人	17,368 人
〃　対象児童数	25,527 人	24,945 人	31,737 人	31,083 人
特例給付受給者数	486 人	510 人	0 人	0 人
〃　対象児童数	755 人	804 人	0 人	0 人

※　特例給付は所得制限の撤廃により、令和 6 年 10 月支給分から廃止となった。

13. 児童扶養手当

（根拠：児童扶養手当法　昭 36　法律第 238 号）

下記のいずれかの状態にある児童を監護又は養育しているその父若しくは母又はその養育者に支給する。

① 支給対象児童

ア　父母が離婚した後、父又は母と別れて生活している児童
イ　父又は母が死亡又は生死不明である児童
ウ　父又は母が一定以上の障がいの状態にある児童
エ　父又は母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
オ　父又は母が裁判所からのＤＶ保護命令を受けた児童
カ　父又は母が引き続き 1 年以上拘禁されている児童
キ　母が婚姻によらないで懐胎した児童

※　児童とは　○　18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者

○　20 歳未満で一定以上の障がいの状態にある者

② 支給期間及び支払期月

5 月、7 月、9 月、11 月、1 月及び 3 月に、それぞれの前々月分と前月分を支払う。

③　所得制限限度額

受給者本人の前年の所得（課税台帳上の所得に前年、児童を養育している父又は母、あるいは児童が児童の母又は父から受け取った養育費の 8 割を合算した額）が、下表限度額以上である場合は、その年度（11 月分から翌年 10 月分まで）は手当の全部又は一部の支給が停止となる。

また、扶養義務者（受給者と同居している家族の方）の前年の所得が下表限度額以上ある場合は、その年度は手当の支給が停止となる。

扶養親族等の数	本人		扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者
	全部支給される者	一部支給される者	
0　人	69 万円	208 万円	236 万円
1　人	107 万円	246 万円	274 万円
2　人	145 万円	284 万円	312 万円
3　人	183 万円	322 万円	350 万円
4　人	221 万円	360 万円	388 万円
5　人	259 万円	398 万円	426 万円

④　手当額（令和 8 年 4 月分からの月額）

手当額は、受給者の所得額及び対象児童数により決定する。

区　分	全部支給される者	一部支給される者
第 1 子	48,050 円	48,040 円～11,340 円
第 2 子以降加算額	11,350 円	11,340 円～ 5,680 円

⑤ 児童扶養手当受給者数　（各年度 3 月 31 日現在）

区　分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
受給者数（全部・一部）	1,964 人	1,921 人	1,841 人
受給対象児童数	2,995 人	2,939 人	2,847 人
受給資格者数	2,301 人	2,223 人	2,152 人

※　受給資格者数は全部停止者を含む総数

14. 医療費の助成

(1)　子どもの医療費の助成

(根拠：佐賀市子どもの医療費の助成に関する条例)

(補助金：佐賀県子どもの医療費助成事業補助金交付要綱)

①　助成対象者　高校生年代まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子ども

②　助成対象医療費　健康保険が適用される医療費。ただし、下記の自己負担あり。

＜0　歳　以　上　就　学　前＞　・全診療科目（入院・通院・調剤）

（入院は1医療機関ごと1月当たり保護者負担額1,000円。通院は1医療機関ごと1月当たり保護者負担額上限500円を2回まで。調剤は負担なし。）

＜小学生・中学生・高校生年代＞　・全診療科目（入院・通院・調剤）

（入院は1医療機関ごと1月当たり保護者負担額1,000円。通院及び調剤は1医療機関・1調剤薬局ごと1月当たり保護者負担額上限500円を2回まで。）

③　助成件数・助成額　　※（　）内は、高額療養費を含まない助成額

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	助成額（千円）	件数	助成額（千円）	件数	助成額（千円）
3歳未満	124,054	238,323 (235,275)	113,744	212,654 (211,643)	105,830	193,192 (192,486)
3歳以上就学前	152,366	213,284 (213,284)	142,231	192,946 (192,946)	129,677	170,864 (170,864)
小学生	184,710	341,529 (340,027)	184,215	344,454 (343,206)	179,117	335,680 (333,753)
中学生	70,195	155,091 (155,091)	75,766	178,135 (178,135)	77,641	187,498 (187,498)
高校生年代	－	－	－	－	5,543	12,023 (12,023)
合　計	531,325	948,227 (943,678)	515,956	928,189 (925,930)	497,808	899,257 (896,624)

※　表中の助成額の数値は、原則として表示単位の一つ下の位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。

※　平成29年4月受診分から、現物給付の対象を小学生までに拡大、小学生の助成対象を全ての診療科目へ拡大

※　令和4年1月受診分から、現物給付の対象を中学生までに拡大、中学生の助成対象を全ての診療科目へ拡大

※　令和8年1月受診分から、現物給付の対象を高校生年代までに拡大。

(2)　ひとり親家庭等医療費の助成

（根拠：佐賀市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例）

（補助金：佐賀県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金交付要綱）

① 助成対象者　ア　母子家庭の母と児童　　イ　父子家庭の父と児童

ウ　父母のいない児童

※父又は母が重度の障がいを有する場合も含む。

＜児童は 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで。父又は母は監護する児童が 20 歳に達するまで。＞

② 助成対象医療費　医療保険各法に規定する以下のもののうち、保険給付を受ける者が負担すべき額（一部負担金）。ただし、受給者が 1 月に支払った一部負担金の合計額から 500 円を控除した額を助成。

・療養の給付　・療養費　・保険外併用療養費　・訪問看護療養費 ・家族療養費　・家族訪問看護療養費

③ 所得制限　本人や扶養義務者等の前年の所得が下表の所得制限の限度額以上ある場合は、その年度（9 月から翌年 8 月まで）は助成対象者にはならない。

所得制限の限度額

扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
本人	208 万円	246 万円	284 万円	322 万円	360 万円	398 万円
扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者	236 万円	274 万円	312 万円	350 万円	388 万円	426 万円

④ 助成件数・助成額

区　分		令和５年度		令和６年度		令和 7 年度	
		件数(件)	助成額(千円)	件数(件)	助成額(千円)	件数(件)	助成額(千円)
母子	母	29,943	78,131	29,015	81,500	28,371	78,560
	児 童	22,193	22,770	21,985	21,673	21,841	20,392
父子	父	1,127	3,869	1,024	3,279	869	2,763
	児 童	524	693	675	896	634	783
合　計		53,787	105,464	52,699	107,348	51,715	102,498

※　表中の助成額の数値は、原則として表示単位の一つ下の位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。

15. 児童発達支援事業

（根拠：児童福祉法、佐賀市障がい児通園施設条例）

児童福祉法に基づき、自閉スペクトラム症等の発達障がいと診断された未就学児を対象として、日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応を目的とした発達支援を行う。

児童発達支援事業所　クラスルームといろ

区　　分	
利　用　対　象　者	佐賀市にお住まいで、自閉スペクトラム症等の発達障がいと診断された未就学児とその保護者
利　用　時　間	月曜日～金曜日　（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み） 午前：　9 時～12 時 午後：　13 時～16 時
利　用　定　員	10 人／日（内訳）　午前　5 人　／　午後　5 人 ※原則、週 1 回の保護者同伴による通所
利　用　者　数	延べ 1,606 人（令和 7 年度実績）
利　用　料　金	利用者負担額は、サービス総費用額の 1 割 ※満 3 歳になって、初めての 4 月から利用料が無料になります。
設　置　場　所	佐賀市保健福祉会館（ほほえみ館）4 階 佐賀市兵庫北三丁目 8 番 36 号

第４章　母子及び寡婦福祉

１．母子父子寡婦福祉資金貸付基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６５

２．ひとり親家庭支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６７

３．女性支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８

１．母子父子寡婦福祉資金貸付基準

(1)　母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表

（令和８年４月１日現在）

資　金　名	概　　要	貸付限度額	貸付対象	利子	据置期間
事業開始資金	事業を始めるために必要な設備費、備品等の購入資金	3,720,000 円	母、父	無利子（原則）	１年
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する資金	1,860,000 円	母、父	無利子（原則）	６ヶ月
修学資金　★	子供が高校・大学・短大・高等専門学校等で修学するために必要な資金（授業料、書籍代、交通費等）	月額 27,000 円から 183,000 円まで（学校種別、学年ごとに異なります。）	児童	無利子	６ヶ月
就学支度資金　★	小中学校、高校、大学等及び修業施設への入学・入所に要する資金	91,600 円から 590,000 円まで（学校種別、学年ごとに異なります）	児童	無利子	６ヶ月
技能習得資金	自ら事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額　68,000 円 （12 ヶ月分を一括で貸し付ける場合 816,000 円） 運転免許の取得に必要な経費の場合 460,000 円	母、父	無利子（原則）	１年
修業資金　★	子供が事業開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額　68,000 円 運転免許の取得に必要な経費の場合 640,000 円	児童	無利子	１年
就職支度資金　★	就職するために必要な資金（被服、履物等の購入費）	110,000 円 通勤用自動車購入の場合 340,000 円	母、父 児童	無利子（原則）	１年
医療介護資金	医療又は介護を受けるために必要な資金 (医療保険の自己負担分、通院に必要な交通費) ※当該医療・介護を受ける期間がおおむね１年以内の場合に限る。	医療　340,000 円 （貸付申請者が所得税非課税の場合は 510,000 円） 介護　500,000 円	母、父 児童	無利子（原則）	６ヶ月
生活資金	知識技能習得中の生活を安定・維持するために必要な資金	月額　141,000 円 （母、父が生計中心者でない場合には月額　79,000 円）	母、父	無利子（原則）	６ヶ月
	医療・介護を受けている期間中の生活を安定・維持するために必要な資金 失業中（１年以内）の貸付	月額　118,000 円 （母、父が生計中心者でない場合 月額　79,000 円）			
	配偶者のない者となって７年未満の家庭の生活を安定・維持するのに必要な資金	養育費取得のための裁判費用 1,416,000 円			
住宅資金	住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な資金	1,500,000 円 災害等により必要と認められる場合 2,000,000 円	母、父	無利子（原則）	６ヶ月
転宅資金	住居を移転するために必要な資金（住宅の賃借費、家財運搬費等）	260,000 円	母、父	無利子（原則）	６ヶ月
結婚資金	子供が結婚するために必要な資金	340,000 円	母、父	無利子（原則）	６ヶ月

※1　貸付資金ごとに貸付要件を定めています。詳しくは申請窓口にお問い合わせください。

※2　貸付の決定にあたっては、実際に必要となる経費等を確認したうえで、上記限度額の範囲内で返済可能な額をお貸しすることとしています。

※3　ただし、上限によらず修学資金の償還月額の下限額は、4,500 円とします。

※4　原則、連帯保証人を立てていただくようお願いをしています。
　また、★印の資金については、子が貸付を受ける場合は親等を連帯保証人に、親が貸付を受ける場合は子を連帯借受人としていただくことになります。

(2) 修学資金等貸付限度額（月額）一覧表

（単位：円）

学校種別				就学支度資金	修学資金				
					1年	2年	3年	4年	5年
小学校				91,600					
中学校				101,000					
高等学校		国公立	自宅	150,000	27,000	27,000	27,000		
			自宅以外	160,000	34,500	34,500	34,500		
		私立	自宅	410,000	45,000	45,000	45,000		
			自宅以外	420,000	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校		国公立	自宅	420,000	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
			自宅以外	430,000	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
		私立	自宅	580,000	48,000	48,000	48,000	98,500 (89,000)	98,500 (89,000)
			自宅以外	590,000	52,500	52,500	52,500	115,000 (102,500)	115,000 (102,500)
短期大学		国公立	自宅	420,000	67,500	67,500			
			自宅以外	430,000	96,500 (86,500)	96,500 (86,500)			
		私立	自宅	580,000	93,500 (86,500)	93,500 (86,500)			
			自宅以外	590,000	131,000 (110,500)	131,000 (110,500)			
専修学校	一般課程	国公立	自宅	150,000	55,500	55,500			
			自宅以外	160,000	55,500	55,500			
		私立	自宅	150,000	55,500	55,500			
			自宅以外	160,000	55,500	55,500			
	高等課程	国公立	自宅	150,000	27,000	27,000	27,000		
			自宅以外	160,000	34,500	34,500	34,500		
		私立	自宅	410,000	45,000	45,000	45,000		
			自宅以外	420,000	52,500	52,500	52,500		
	専門課程	国公立	自宅	420,000	67,500	67,500			
			自宅以外	430,000	78,000 (77,500)	78,000 (77,500)			
		私立	自宅	580,000	89,000 (84,500)	89,000 (84,500)			
			自宅以外	590,000	126,500 (108,500)	126,500 (108,500)			
大学		国公立	自宅	420,000	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	
			自宅以外	430,000	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	
		私立	自宅	580,000	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	
			自宅以外	590,000	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	
大学院	修士課程	国公立	自宅	420,000	132,000	132,000			
			自宅以外	430,000	132,000	132,000			
		私立	自宅	580,000	132,000	132,000			
			自宅以外	590,000	132,000	132,000			
	博士課程	国公立	自宅	420,000	183,000	183,000	183,000		
			自宅以外	430,000	183,000	183,000	183,000		
		私立	自宅	580,000	183,000	183,000	183,000		
			自宅以外	590,000	183,000	183,000	183,000		
修業施設		中学校卒業者	自宅	150,000	修業資金による貸付				
			自宅以外	160,000					
		高等学校卒業者	自宅	272,000					
			自宅以外	282,000					

２．ひとり親家庭支援事業

（根拠：母子及び父子並びに寡婦福祉法第８条）

母子・父子自立支援員２名をこども家庭センターに配置し、母子家庭の母・父子家庭の父及び児童等の悩み事の相談に応じ、母子家庭及び父子家庭の自立促進に必要な情報提供や指導助言を行っている。

○　ひとり親家庭相談延件数　（単位：件）

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
生活一般	住宅	89	101	149	77	56
	医療	30	15	73	140	132
	家庭紛争	22	57	141	113	91
	就労	1,329	1,370	1,157	1,505	1,091
	結婚	0	0	0	7	0
	養育費	22	2	100	70	77
	借金	9	11	50	116	66
	その他	463	529	197	39	49
児童	養育	126	8	28	45	32
	教育	57	35	154	254	190
	非行	0	0	1	2	3
	就職	0	0	0	4	12
	その他	25	32	120	32	31
生活援護	母子父子福祉資金	263	339	366	304	409
	寡婦福祉資金	3	1	1	1	1
	公的年金	4	2	10	11	2
	児童扶養手当	45	44	74	126	81
	生活保護	37	49	148	106	93
	税	3	4	13	4	8
	その他	92	63	122	168	52
その他	母子・父子世帯向き公営住宅	0	1	0	0	0
	母子・父子福祉施設の利用	0	0	7	2	1
	母子生活支援施設	139	69	66	101	49
	その他	0	0	0	0	0
合計		2,758	2,732	2,977	3,227	2,526

３．女性支援事業

（根拠：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 11 条（女性相談支援員の委嘱）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 第 4 条（女性相談支援員による相談等））

女性相談支援員 2 名をこども家庭センターに配置し、生活上や環境上保護を必要とする女性の発見に努め、その相談に応じて指導や助言を行っている。

○　女性相談延件数　（単位：件）

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
①	夫婦間の暴力	582	673	742	840	569
②	a. 交際相手からの暴力	94	80	14	75	10
	b. その他の暴力〔子・親・親族・その他〕	21	77	103	100	31
③	離　　婚	493	856	803	411	629
④	生活の問題〔住居・生活困窮・借金・求職等〕	109	105	104	40	70
⑤	養　　育	15	32	6	27	148
⑥	家庭内の問題〔家庭不和・親族問題等〕	70	203	241	204	150
⑦	他者間の問題〔男女間・その他の人間関係〕	19	29	65	21	76
⑧	医　　療	6	6	53	7	8
⑨	妊 娠 出 産	30	5	11	16	22
⑩	売 春 関 係	0	0	0	0	0
相 談 件 数		1,439	2,066	2,142	1,741	1,713
（再掲）DV 件数＝①＋②a		676	753	756	915	579

参考：「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」は、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。「配偶者」には、事実婚のパートナーや元配偶者も含まれる。「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指す。

（内閣府男女共同参画局ホームページより抜粋）

第５章　障がい者福祉

１．身体障がい者の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７１

２．知的障がい者の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２

３．精神障がい者の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７３

４．障がい者福祉対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７４

５．障がい福祉サービス事業所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８

６．特別児童扶養手当　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４

付　表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９５

１．身体障がい者の状況

身体障がい者は、1 級から 6 級までの等級による身体障害者手帳を受け、その手帳に基づいて施設の入所、補装具費の支給、更生医療の給付、重度障がい者に対する日常生活用具の給付、ホームヘルパーの派遣などの援護を受けることができる。

障がいの原因は、大半が疾病によるものであるが、交通災害、労働災害によるもののほか、医学の進歩等にみられる平均寿命の伸びによる高齢化に伴う障がいが増加しつつある。

今後は、2 種類以上の身体の障がいのある重複障がい、身体障がいと精神障がいの合併障がい、重度の知的障がいと重度の肢体不自由との重症心身障がい児の問題など、障がいの種別や程度に応じた社会復帰対策や社会活動促進対策を中心に、きめ細かい施策を積極的に推進する必要がある。

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移　　（各年度 3 月末現在）

種別＼年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
視覚障がい	646	643	642	631	635	642
聴覚・平衡機能障がい	970	949	924	909	888	908
音声・言語・そしゃく機能障がい	102	94	99	95	95	96
肢体不自由	5,645	5,651	5,543	5,407	5,334	5,342
内部機能障がい	3,261	3,279	3,285	3,229	3,193	3,203
計	10,624	10,616	10,493	10,271	10,145	10,191

※ 未届出の異動者を除く。

(2) 障がいの等級別状況　　（令和 8 年 3 月末現在）

種別＼等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障がい	223	210	28	42	119	20	642
聴覚・平衡機能障がい	48	149	96	257	10	348	908
音声・言語・そしゃく機能障がい	5	8	35	48	0	0	96
肢体不自由	670	783	635	1,316	1,366	572	5,342
内部機能障がい	1,651	58	729	765	0	0	3,203
計	2,597	1,208	1,523	2,428	1,495	940	10,191

２．知的障がい者の状況

知的障がい者とは、主として知能の発達が遅れている状態の人で、児童相談所や知的障害者更生相談所で判定を受けた人をいい、次のように大別される。

① 最重度（ＩＱ20 以下）　日常生活において全面的に介助が必要
② 重　度（ＩＱ21～35）　日常生活においてかなりの介助が必要
③ 中　度（ＩＱ36～50）　日常生活能力はかなりあり、単純労働は可能
④ 軽　度（ＩＱ51～70）　日常生活、社会生活能力はかなり高く、やさしい条件のもとでは独立自活も可能

知的障がい者と判定された人には、福祉事務所を通じて療育手帳が交付され、手帳に基づいて、各種の援護を受けることができる。

療育手帳所持者数の推移　（各年度３月末現在）

区分＼年度		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
療育手帳Ａ	18 歳未満	138	146	140	145	145	148
	18 歳以上	764	720	736	728	728	729
	小　計	902	866	876	873	873	877
療育手帳Ｂ	18 歳未満	346	364	325	332	334	332
	18 歳以上	1,194	1,169	1,246	1,269	1,305	1,331
	小　計	1,540	1,533	1,571	1,601	1,639	1,663
計		2,442	2,399	2,447	2,474	2,512	2,540

３．精神障がい者の状況

精神障がい者とは、統合失調症・精神作用物質による急性中毒症、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を持つ人のことをいい、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、手帳に基づいて各種の援護を受けることができる。

また、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人には、その通院医療に係る自立支援医療費を支給する制度がある。

平成 18 年度に施行された障害者自立支援法（平成 25 年より障害者総合支援法）により、障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスを利用できるようになっている。

精神障害者保健福祉手帳等所持者数の推移　（各年度 3 月末現在）

区分＼年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数		4,596	4,364	4,749	4,634	4,660	4,813
精神障害者保健福祉手帳所持者数	1　級	123	135	152	152	148	152
	2　級	1,193	1,261	1,472	1,583	1,691	1,814
	3　級	697	739	835	939	1,016	1,139
	計	2,013	2,135	2,459	2,674	2,855	3,105

４．障がい者福祉対策

事　業　名	事　　業　　の　　概　　要	対　　象	令和7年度実績		令和8年度予算額（千円）
特別障害者手当支給事業	日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者に対し、月額29,590円(R7.4月分から)を支給する。	20歳以上の心身障がい者で、在宅で生活し、政令で定める程度の障がいの状況にある者	・給付件数：延べ2,681件	千円 79,001	千円
障害児福祉手当支給事業	日常生活において常時介護を必要とする程度の在宅の障がい児に対し、月額16,100円(R7.4月分から)を支給する。	20歳未満の心身障がい児で、在宅で生活し、政令で定める程度の障がいの状況にある者	・給付件数：延べ1,662件	26,649	27,820
重度心身障害者医療費助成事業	重度の心身障がい者の医療費のうち本人一部負担額（入院時食事療養費を除く。高額療養費等の給付がある場合その額を控除する。）から、月額500円を控除した額を助成する。	・1、2級の身体障害者手帳所持者 ・Ａ判定の療育手帳所持者 ・1級の精神障害者保健福祉手帳所持者 ・3級の身体障害者手帳所持者で、かつ、知的障害者更生相談所等の判定した知能指数が50以下の者	○助成件数 ・一般：52,527件 ・後期高齢者医療：47,700件	365,814	385,000
福祉タクシー利用助成事業	重度の心身障がい者に対し、福祉タクシー利用助成券（年間10,000円）を交付する。	・上肢、下肢、体幹障がい　1種1、2級 ・視覚障がい　1種1、2級 ・内部障がい　1種1級 ・知的障がい　療育Ａ ・精神障がい　1、2級	・助成件数：2,263件	13,554	14,217
盲導犬飼育助成事業	盲導犬の飼育管理等に要した経費に対し、助成金を交付する。	盲導犬使用者証の交付を受けた視覚障がい者	・給付件数：2件	144	144
障害者虐待防止対策支援事業	在宅の障がい者の権利擁護を目的として、24時間・365日対応の相談窓口を設置し、虐待に関する通報・相談に対応し、虐待の予防及び早期発見を図る。また、事案の発生時には、事実確認、立入調査等、必要な措置を講じるとともに虐待をうけた障がい者及び養護者への支援を行う。その他、	18歳以上の在宅の障がい者	・相談件数：878件 ・支援した障がい者数：51人	9,604	9,605
自立支援医療給付事業	障がいの除去又は軽減、機能の回復等を目的とした手術治療等にかかる費用の一部を支給する。	・18歳以上の身体障害者手帳所持者 ・身体に障がいを有する18歳未満の児童	○給付件数 ・腎　臓：13,773件 ・心　臓：　255件 ・肢　体：　216件	407,775	452,708
介護給付費・訓練等給付費	障がい者がその障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスを提供する。	身体障がい、知的障がい及び精神障がいを有する障がい児・者等	・延べ利用件数：47,839件（月単位・事業所単位）	8,200,447	8,418,253
補装具費支給事業	障がいのある部位を補って、日常生活や働くことを容易にするため、必要な用具の製作や修理に要する費用の一部を支給する。（付表1参照）	身体障害者更生相談所の判定の結果、補装具が必要と認められる身体障害者手帳所持者等	・支給決定件数：496件	51,696	54,000
療養介護医療費給付事業	介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障がい者が、医療機関から療養介護の提供を受けたとき、医療に係るものを療養介護医療費として支給する。	介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障がい者	・延べ利用件数：1,017件	千円 81,583	千円 85,045
障害児通所支援事業	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要が認められる未就学の障がい児や、小・中・特別支援学校等に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に必要なサービスを提供する。	身体障がい、知的障がい及び精神障がいを有する障がい児等	・延べ利用件数：25,662件（月単位・事業所単位）	2,659,371	2,681,670
障害者相談支援事業	在宅の障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用及び社会生活力の向上のための支援並びに情報の提供を総合的に行うことにより、障がい者及びその家族の地域における生活を支援する。2市1町で実施。	委託先 社会福祉法人長興会 特定非営利活動法人プラットさが 特定医療法人杏仁会	・延べ相談件数：11,237件	63,956	63,956
意思疎通支援事業	障がい者とその他の者の意思疎通を仲介するため、本庁１階総合案内及び障がい福祉課に手話通訳者を配置し、また、一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会に委託して手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者	○配置人員　：2人 ○派遣回数 ・手話通訳者：394回 ・要約筆記者：4回	9,493	9,342
奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成及び要約筆記講座を開講する。	市内に居住又は勤務、通学する者で、手話・要約筆記に興味があり、講座の全カリキュラムを受講できるもの	○受講者数 ・手話：39名（修了者数28名）	1,473	1,473

４．障がい者福祉対策

事　業　名	事　　業　　の　　概　　要	対　　象	令和7年度実績		令和8年度予算額（千円）
日常生活用具給付事業	日常生活の便宜を図るため、入浴補助用具などの日常生活用具の給付を行う。（付表2参照）	身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい者等であって、当該用具を必要とする者	・給付決定件数：4,476件	51,363	55,793
移動支援事業	屋外での移動が困難な在宅の障がい者等に外出のための支援を行う。	屋外での移動が困難な在宅の障がい者等	・利用者数：163人 ・延べ利用時間数：10,198	21,610	20,400
地域活動支援センター事業	障がい者の日中の活動の場として地域活動支援センターを設置し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。	委託先：4事業所	・延べ利用者数：3,730人	20,063	20,200
福祉ホーム事業	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者（常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）	・延べ利用者数：9人	2,553	2,777
障害者訪問入浴サービス事業	歩行が困難で移送に耐えられない身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行う。	歩行が困難で移送に耐えられない在宅の身体障がい者	・利用者数：10人 ・延べ利用回数：670回	8,111	9,600
日中一時支援事業	日中、障がい者支援施設等において、障がい児等に活動の場を確保することで、その家族の就労支援及び介護している家族の一時的な負担軽減を図	日中における活動の場の確保が、一時的に必要な障がい児・者	・利用者数：50人 ・延べ利用回数：858回	6,635	7,200
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許を取得する場合に、また、就労等に伴い、自ら所有し、運転する自動車の改造を必要とする場合に要する経費の一部（限度額10万円）を助成する。	自動車運転免許 身体障害者手帳又は療育手帳所持者 自動車改造 就労等に伴い、自ら所有し、運転する自動車の改造を必要とする身体障害者手帳所持者	○助成件数 ・自動車運転免許：5件 ・自動車改造：3件	千円 800	千円 1,700
重度障害者地域生活重点支援事業	医療機関以外の福祉施設（障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、重度障害者グループホームほか）で、日中一時支援事業、短期入所事業又はグループホーム事業により、たん吸引等医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児（者）を受け入れた場合に、運営経費を補助する。	医療機関以外の福祉施設（障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、重度障害者グループホームほか）	・補助対象事業所数：11事業所	6,093	6,012
障害者就労支援施設等支援事業	農業など福祉以外の業種との連携推進、商品の開発や販路の拡大、販売ツールの確保などに取り組む就労支援施設等の支援や、市をはじめ行政機関等が物品や役務などを発注する際の施設等との調整を行うため補助金を	佐賀市内の就労支援施設等	・事業対象事業所数：77事業所 ・受注件数：40件	5,976	5,800
難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援するため、補聴器購入及び修理に要する費用の一部を助成する。 ※令和2年度から、片耳難聴児及び人工内耳体外機の更新についても助成対象	佐賀市内に保護者が住所を有している18歳以下の両耳聴力が30ｄB以上で聴覚障害を事由とする身体障害者手帳の交付対象とならない者で、補聴器を装用することによって言語習得に一定の効果が期待できると判断された者	・助成件数：16件	867	1,024
障がい者等緊急時居室確保事業	介護者の急病等の理由で必要な介護が受けられなくなった在宅の障がい者に対し、常時の緊急受入体制を確保することで、障がい者の地域における生活の安心感を担保する。2市1町で実施。	市内居住の障がい者で、不測の事態により必要な介護が受けられないことを理由に、緊急かつ一時的な居室の確保	・緊急受入件数：2件 ・協力事業所数：11事業所	65	120
発達障がい者及び家族支援事業	発達障がいのあるこどもの保護者を対象とした前向き子育てプログラムを開催する。そのほか一般向け講演会等を行う。	（前向き子育てプログラム） ・発達障がいのある1～12歳児の保護者や子育てに困難を感じている保護者 （講演会） ・保護者及び支援者	・前向き子育てプログラム参加者：10人 ・講演会：25人 ・セミナー：延べ35人	925	1,195
親子教室	発達障がいの疑いのあるこどもとその保護者を対象に、遊びを通した関わりの中でこどもの発達や特性の理解を深め、こどもへの適切な関わり方等を学ぶ教室を開催する。	佐賀市に住民票があり、発達障がいが疑われる幼児とその保護者	佐賀整肢学園委託 ・参加家族数：延べ148家族 佐賀県作業療法士会委託 ・参加家族数：延べ27家族	1,530	1,530

５．障がい福祉サービス事業所

（１） 訪問系サービス

①居宅介護事業所

◇サービス種類：居宅介護

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
訪問介護事業所　わいわい	佐賀市金立町金立799番地	0952-71-8250	0952-71-8252
訪問介護ステーションエバーグリーン	佐賀市嘉瀬町中原1973番地1	0952-22-2300	0952-23-0535
福壽園ホームヘルプサービス	佐賀市諸富町大字諸富津209番地3	0952-47-5091	0952-47-5092
南鴎荘ホームヘルプサービス	佐賀市久保田町大字久富3459番地2	0952-68-2136	0952-68-2137
長光園障害者支援センター	佐賀市兵庫南2丁目16番39号	0952-29-5284	0952-29-5024
扇寿荘障害者支援センター	佐賀市嘉瀬町大字中原2585番地	0952-28-6166	0952-28-6163
ライフエイドホームヘルプサービス	佐賀市久保泉町大字川久保5403番地	0952-98-3377	0952-98-2158
メティエ	佐賀市大和町大字久池井853番地5	0952-60-1196	0952-60-1196
まちの移動ケアサービス鍋島センター	佐賀市鍋島町3丁目3-20	0952-36-6865	0952-36-6895
ホームヘルプサービスチーム桂寿苑	佐賀市金立町千布4088-1	0952-98-3521	0952-98-3513
訪問介護ひまわり	佐賀市駅前中央二丁目9番1号	0952-36-7075	0952-36-7085
訪問介護つむぎ	佐賀市本庄町本庄264番地1	0952-20-6003	0952-20-6051
ヘルパーステーション　とんぼの里	佐賀市兵庫町西渕1774番地	0952-32-5122	0952-32-5112
ニチイケアセンター佐賀みなみ	佐賀市本庄町袋142番地1	0952-27-7736	0952-26-9950
ニチイケアセンターさが	佐賀市鍋島3丁目14番28号	0952-34-5535	0952-34-5538
ニチイケアセンター久保田	佐賀市久保田町徳万345-6	0952-51-3100	0952-51-3101
なごみ荘ホームヘルプサービス	佐賀市富士町大字小副川562番地	0952-64-2314	0952-64-2167
ちとせヘルパーステーション	佐賀市北川副町光法1777-8	0952-41-2177	0952-41-2178
それいゆ成人支援センター	佐賀市駅前中央一丁目7-131	0952-41-5818	0952-41-5828
セントケア佐賀	佐賀市兵庫南3-1-19	0952-41-1003	0952-22-1320
社会福祉法人グリーンコープ　ふくしサービスセンターびすけっと佐賀	佐賀市高木瀬東3丁目9番13号	0952-33-4450	0952-32-0637
シオンの園ホームヘルプサービス	佐賀市大和町大字久留間3865番地1	0952-62-5566	0952-62-5561
在宅サポートひびき	佐賀市高木瀬町大字長瀬196-3	0952-32-7237	0952-32-7237
合同会社絆	佐賀市西田代1-5-10 ﾌｧﾐｭM201号	0952-65-1806	0952-65-1806
けやき荘ホームヘルプサービス	佐賀市川副町大字福富828番地1	0952-20-3140	0952-45-3983
ケアオフィスＩＣＨＩＺ	佐賀市鍋島6丁目1-18	0952-65-3909	0952-65-3909
クオリティサービス佐賀	佐賀市大財5-9-8	0952-41-2282	0952-41-2292
居宅介護事業所ヘルパーステーションはる	佐賀市高木瀬町大字長瀬1168番1	0952-37-7078	0952-34-1024
アリス・さが	佐賀市唐人2丁目3番地28号	0952-23-3486	0952-23-3486
アイランドケア	佐賀市神野東2-7-2	0952-97-7592	0952-97-7594
あいサポートこころ	佐賀市鍋島町大字八戸溝1265-31	0952-60-5332	0952-60-5339
ホームケア土屋　佐賀	佐賀市愛敬町4番15号 PLUMERIA駅南206号室	050-3138-6092	050-6868-2553
訪問介護ステーションあるば	佐賀市日の出1-14-72-101	0952-34-2800	0952-34-2808
ホームヘルプサービス　しらかば	佐賀市新中町8番20号	0952-37-1310	0952-37-1320
ユースタイルケア 佐賀 重度訪問介護	佐賀市駅南本町2番1号 MT-16 201号室	050-3184-3119	050-6868-9262
医療的ケア・重心児者対応 ここいろ	佐賀市神園三丁目3番25号	050-5211-7658	0952-43-7010
とまと訪問介護ステーション	佐賀市鍋島一丁目13番22号 グリーンビレッジA101	0952-97-0937	-
居宅介護事業所　きらり	佐賀市鍋島町蛎久字津留1109番3	080-7155-7764	0952-60-1997
ヘルパーステーション　えんがわ	佐賀市中央本町4番18号	0952-20-3009	0952-20-3006
エフ・ビューティ・ケア	佐賀市柳町7-9	0952-50-8142	0952-50-8142

② 重度訪問介護事業所

◇サービス種類：重度訪問介護

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
福壽園ホームヘルプサービス	佐賀市諸富町大字諸富津209番地3	0952-47-5091	0952-47-5092
南鴎荘ホームヘルプサービス	佐賀市久保田町大字久富3459番地2	0952-68-2136	0952-68-2137
長光園障害者支援センター	佐賀市兵庫南2丁目16番39号	0952-29-5284	0952-29-5024
扇寿荘障害者支援センター	佐賀市嘉瀬町大字中原2385番地	0952-28-6166	0952-28-6163
メティエ	佐賀市大和町大字久池井853番地5	0952-60-1196	0952-60-1196
まちの移動ケアサービス鍋島センター	佐賀市鍋島3丁目3-20	0952-36-6865	0952-36-6895
ホームヘルプサービスチーム桂寿苑	佐賀市金立町千布4088-1	0952-98-3521	0952-98-3513
訪問介護ひまわり	佐賀市駅前中央二丁目9番1号	0952-36-7075	0952-36-7085
訪問介護つむぎ	佐賀市本庄町本庄264番地1	0952-20-6003	0952-20-6051
ヘルパーステーション　とんぼの里	佐賀市兵庫町西渕1774番地	0952-32-5122	0952-32-5112
なごみ荘ホームヘルプサービス	佐賀市富士町大字小副川562番地	0952-64-2314	0952-64-2167
社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンター　ぴすけっと佐賀	佐賀市高木瀬東3丁目9番13号	0952-33-4450	0952-32-0637
シオンの園ホームヘルプサービス	佐賀市大和町大字久留間3865番地1	0952-62-5566	0952-62-5561
在宅サポートひびき	佐賀市高木瀬町大字長瀬196-3	0952-32-7237	0952-32-7237
ケアオフィスＩＣＨＩＺ	佐賀市鍋島6丁目1-18	0952-65-3909	0952-65-3909
クオリティサービス佐賀	佐賀市大財5-9-8	0952-41-2282	0952-41-2292
居宅介護事業所ヘルパーステーションはる	佐賀市高木瀬町大字長瀬1168番1	0952-37-7078	0952-34-1024
合同会社絆	佐賀市西田代1-5-10 ﾌｧﾐｰﾕM201号	0952-65-1806	0952-65-1806
アリス・さが	佐賀市唐人2丁目3番地28号	0952-23-3486	0952-23-3486
アイランドケア	佐賀市神野東2-7-2	0952-97-7592	0952-97-7594
あいサポートこころ	佐賀市鍋島町大字八戸溝1265-31	0952-60-5332	0952-60-5339
ホームケア土屋　佐賀	佐賀市愛敬町4番15号 PLUMERIA駅南206号室	050-3138-6092	050-6868-2553
ちとせヘルパーステーション	佐賀市北川副町光法1777-8	0952-41-2177	0952-41-2178
ユースタイルケア 佐賀 重度訪問介護	佐賀市駅南本町2番1号 MT-16 201号室	050-3184-3119	050-6868-9262
医療的ケア・重心児者対応 ここいろ	佐賀市神園三丁目3番25号	050-5211-7658	0952-43-7010
とまと訪問介護ステーション	佐賀市鍋島一丁目13番22号 グリーンビレッジA101	0952-97-0937	-
ヘルパーステーション　えんがわ	佐賀市中央本町4番18号	0952-20-3009	0952-20-3006
エフ・ビューティ・ケア	佐賀市柳町7-9	0952-50-8142	0952-50-8142
ホームヘルプサービス　しらかば	新中町8番20号	0952-37-1310	0952-37-1320

③ 行動援護事業所

◇サービス種類：行動援護

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
在宅サポートひびき	佐賀市高木瀬町大字長瀬196-3	0952-32-7237	0952-32-7237
クオリティサービス佐賀	佐賀市大財5-9-8	0952-41-2282	0952-41-2292
居宅介護事業所ヘルパーステーションはる	佐賀市高木瀬町大字長瀬1168番1	0952-37-7078	0952-34-1024
あいサポートこころ	佐賀市鍋島町大字八戸溝1265-31	0952-60-5332	0952-60-5339
居宅介護事業所　きらり	佐賀市鍋島町蛎久字津留1109番3	080-7155-7764	0952-60-1997

④ 同行援護事業所

◇サービス種類：同行援護

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
長光園障害者支援センター	佐賀市兵庫南2丁目16番39号	0952-29-5284	0952-29-5024
ヘルパーステーション　とんぼの里	佐賀市兵庫町西渕1774番地	0952-32-5122	0952-32-5112
ニチイケアセンター佐賀みなみ	佐賀市本庄町袋142番地1	0952-27-7736	0952-26-9950
なごみ荘ホームヘルプサービス	佐賀市富士町大字小副川562番地	0952-64-2314	0952-64-2167
社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンター　びすけっと佐賀	佐賀市高木瀬東3丁目9番13号	0952-33-4450	0952-32-0637
在宅サポートひびき	佐賀市高木瀬町大字長瀬196-3	0952-32-7237	0952-32-7237
ケアオフィスＩＣＨＩＺ	佐賀市鍋島6丁目1-18	0952-65-3909	0952-65-3909
居宅介護事業所ヘルパーステーションはる	佐賀市高木瀬町大字長瀬1168番1	0952-37-7078	0952-34-1024
あいサポートこころ	佐賀市鍋島町大字八戸溝1265-31	0952-60-5332	0952-60-5339
ヘルパーステーション　えんがわ	佐賀市中央本町4番18号	0952-20-3009	0952-20-3006

（２）日中活動系サービス

① 療養介護事業所

◇サービス種類：療養介護

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
独立行政法人国立病院機構　肥前精神医療センター	吉野ヶ里町三津160番地	0952-52-3231	0952-53-2864
独立行政法人国立病院機構　東佐賀病院	みやき町原古賀7324番地	0942-94-2048	0942-94-3137
佐賀整肢学園こども発達医療センター・たんぽぽ園	佐賀市金立町金立2215-27	0952-98-2211	0952-98-3391
佐賀整肢学園からつ医療福祉センター・アルトン	唐津市双水2806	0955-70-3580	0955-78-0683
若楠療育園	鳥栖市弥生が丘2丁目134番地1	0942-83-1121	0942-83-1755

② 生活介護事業所

◇サービス種類：生活介護

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
富士学園	佐賀市富士町大字内野209番地8	0952-63-0107	0952-64-2653
長光園障害者支援センター	佐賀市兵庫南2丁目16番39号	0952-29-5284	0952-29-5024
長光園障害者サポートセンター	佐賀市兵庫南2丁目16番39号	0952-29-5284	0952-29-5024
生活介護事業所　ライフサポートはる	佐賀市開成5丁目5番8号	0952-37-7078	0952-34-1024
佐賀整肢学園こども発達医療センター	佐賀市金立町金立2215-27	0952-98-2211	0952-98-3391
佐賀整肢学園・オークス	佐賀市金立町大字金立168番地1	0952-98-3770	0952-98-3772
響	佐賀市高木瀬町大字長瀬196-3	0952-97-9177	0952-97-9178
久保田サンハウス	佐賀市久保田町大字徳万907番地1	0952-51-3076	0952-51-3086
めぐみ園	佐賀市東与賀町飯盛1584番地	0952-34-7722	0952-34-7720
はがくれ学園	佐賀市久保泉町大字川久保4466番地1	0952-98-2575	0952-98-2412
どりぃむ	佐賀市東与賀町大字飯盛1584番地	0952-34-7727	0952-34-7720
それいゆ成人支援センター	佐賀市神野東3-2-23	0952-97-9000	0952-97-9001
生活介護はがくれ	佐賀市西与賀町厘外964番地14	0952-37-7447	0952-37-6444
生活介護事業所えくぼ	佐賀市鍋島町大字森田2075番地1	0952-37-8575	0952-37-8675
生活介護事業所ぷーSUN	佐賀市鍋島町大字蛎久320番地5	0952-37-1015	0952-37-1019
障害者支援センター　SAKURA	佐賀市大和町久留間字八幡四角3176-1	0952-62-0720	0952-20-0431
在宅サポートセンター・オークス　生活介護	佐賀市金立町大字金立163番地3	0952-98-3771	0952-98-3777
かささぎの里（多機能事業所）	佐賀市金立町大字薬師丸1800番地1	0952-98-1915	0952-98-1921
ウイズ富士	佐賀市富士町大字内野184-1	0952-51-0063	0952-51-0062
いとし子の家	佐賀市大和町大字久池井1407番地11	0952-62-1611	0952-62-3890
デイサービス縁結び	佐賀市伊勢町11番9号	0952-27-8836	0952-27-8839
看護小規模多機能型居宅介護びりーぶ	佐賀市東与賀町大字田中881番地2	0952-45-8870	0952-45-8871
生活介護事業所　ヨハネ	佐賀市大和町大字久池井1407番地11	0952-62-1611	1952-62-3890
デイサービス運動しましょお伊勢茶屋	佐賀市伊勢町11番9号	0952-20-2299	0952-27-8839
ナーシングケアセンターちとせ	佐賀市北川副町光法1777番地8	0952-27-2724	0952-27-2725
生活介護　クローバー	佐賀市川副町大字早津江188番地5	0952-45-8282	0952-45-8282
奏	佐賀市高木瀬町大字長瀬196番地3	0954-97-7200	－
ＣｏＣｏライフ	佐賀市開成6丁目12-30	0952-33-2420	－

（３）居住系サービス

① 共同生活援助事業所

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
グループホーム　蓮	佐賀市巨勢町高尾117-1	0952-37-0550	-
田中ホーム	佐賀市巨勢町東西390番地	0952-97-0495	0952-97-0495
わかば	佐賀市兵庫南2丁目16番16号	0952-29-1508	0952-28-6364
リビエール	佐賀市大和町久池井3167-1	090-8666-3417	0952-62-0306
グループホーム「マイハウス」	佐賀市大和町大字久留間2614番地3	0952-51-2718	0952-51-2841
プレイスヒルホーム	佐賀市兵庫町西渕1774番地	0952-32-5122	-
福祉コミュニティエル	佐賀市大和町尼寺1585番地1	0952-62-8825	0952-62-8825
ひびきホーム音彩	佐賀市高木瀬町大字長瀬196-1	0952-31-4645	0952-97-9175
ピースハイム	佐賀市富士町大字内野184-1	0952-64-2012	0952-51-0039
はなの木	佐賀市川副町大字福富869番地	0952-34-9088	0952-34-9095
スローLIFE彩り	佐賀市長瀬町10-37	0952-65-9452	-
なでしこ佐賀	佐賀市本庄町大字本庄907番地	0952-26-1808	0952-26-1808
ディア・ライフ はーと・けあほーむ	佐賀市西田代2丁目5番43号	0952-37-6230	0952-37-6825
シェアハウスKamin	佐賀市大和町尼寺883-1	0952-65-5772	-
ソロモン寮	佐賀市諸富町徳富156-3	0952-47-6161	0952-47-6161
それいゆホーム	佐賀市高木瀬町長瀬2503番地	0952-36-6868	0952-36-6870
スローLIFE風車（かざぐるま）	佐賀市鍋島5丁目10番33号	0952-65-4106	0952-31-1520
さつき苑	佐賀市多布施一丁目6番55号	0952-28-5080	0952-28-5080
さくら	佐賀市兵庫町渕2815-9	0952-30-4736	0952-30-4736
コンフォートながせ	佐賀市高木瀬町大字長瀬1168-1	0952-37-7078	0952-34-1024
グループホーム　かしの木	佐賀市大和町大字久池井1686番地5	0952-62-8325	0952-62-1943
グループホームBi-Bi	佐賀市開成2-10-39	0952-32-7065	0952-32-7065
グループホームりんご	佐賀市金立町大字金立162番地7	0952-98-1533	-
グループホームメロン	佐賀市久保田町大字新田1343番地6	0952-51-3076	0952-51-3086
グループホームまごころ	佐賀市川副町大字鹿江1752番地9	0952-37-6608	0952-37-6609
グループホームたかきせ	佐賀市高木瀬東3丁目5番12号	0952-71-8370	-
グループホーム心和	佐賀市大和町大字久池井二本松1763番地3	0952-37-7537	0952-37-7532
グループホームじゅんゆう寮	佐賀市東佐賀町16-2	0952-28-4286	0952-20-9872
グループホーム輝	佐賀市大和町大字久池井1384番地3	0952-62-8325	0952-62-1943
佐賀整肢学園・オークス グループホームあったか	佐賀市金立町大字金立172番1	0952-98-3771	-
グループホームあいちゃん	佐賀市田代2丁目3番30-2号	080-7947-4983	-
グループホームあいうえお	佐賀市神園三丁目18番35号	0952-97-8006	0952-97-8006
グループホームhana	佐賀市天祐2丁目7番3号	0952-20-8030	0952-20-8031
グループホームCOCORO	佐賀市田代2丁目4-18	0952-37-1326	0952-37-1326
グループホーム　にじのいえ	佐賀市田代二丁目4番5号	0952-24-1437	-
グループホーム　あけぼの	佐賀市西与賀町大字厘外732-9	0952-37-7447	0952-37-6444
金立寮	佐賀市金立町金立1945	0952-98-2694	0952-98-2694
カンパネラ	佐賀市大和町久留間2354	0952-62-0720	0952-20-0431
かささぎホーム	佐賀市金立町大字千布4300番地1	0952-98-3226	0952-98-3226
愛ホーム	佐賀市大和町尼寺1309番地1	0952-62-3173	0952-62-3173
WE DO RECOVER鍋島	佐賀市鍋島町大字八戸溝166-17	0952-97-6766	-
OUR HOUSE	佐賀市鍋島町大字森田497番地3	070-5271-3113	-

Ciente	佐賀市大和町大字久留間字行者2368番地1	0952-62-0720	0952-20-0431
COBYPLAN	佐賀市神野西二丁目1-31	0952-27-4755	-
東佐賀ホーム	佐賀市田代一丁目3番7号	0952-29-7342	-
グループホームにこいち	佐賀市高木瀬東3-7-13	0952-37-7582	-
花木凛　多布施	佐賀市長瀬町4-20	092-400-0585	092-400-0586
ライフサポートみらいず	佐賀市久保田町大字新田3799番地1号B-103	0952-68-3338	0952-68-3338
グループホームかがやき嘉瀬	佐賀市嘉瀬町大字十五1444番地1	0952-37-3844	0952-37-3844
エレファント	佐賀市本庄町本庄1147番地5	0952-41-8416	0952-41-8417
らぽーるおおたから	佐賀市大財2丁目2番11号	0952-60-2441	0952-60-2441
グループホームヴィライマヅＡ	佐賀市西与賀町字今津乙23番1	0952-29-8583	0952-29-8584
ルーツ金立町	佐賀市金立町大字金立2503-2	0952-37-7636	0952-37-7636
グループホームかがやき川副	佐賀市川副町大字早津江1354番地1	0952-37-1622	0952-37-1622
グループホーム　四つ葉荘	佐賀市鍋島三丁目3番20号	0952-36-6865	0952-36-6895
グループホーム　和音	佐賀市木原3丁目6-23	0952-97-6066	0952-97-6066
グループホームきらり	佐賀市鍋島町蛎久1109-3	070-1945-4549	0952-60-1997
スマイルホーム	佐賀市川副町福富40-4	0952-45-9003	0952-45-9003
ぷらむ久保田	佐賀市久保田町新田757-1	0952-37-8157	0952-37-8163
安寿	佐賀市本庄町袋230-1	092-753-9404	092-753-9405
あすなろハウス	佐賀市赤松町253-2	0952-97-9025	0952-97-9025
ハッピーホーム	佐賀市今宿町13-10	080-4289-1986	-
グループホーム　ふじの郷	佐賀市富士町小副川283	0952-51-0776	0952-51-0786
ルーツ東与賀	佐賀市東与賀町飯盛2148-4	0952-37-3714	0952-37-3714
ネクスト	佐賀市兵庫町大字瓦町553-3	0952-97-4620	0952-97-4621
るーくす	佐賀市西田代一丁目7-10	0952-37-5989	0952-20-2426
グループホームワンフラワー	佐賀市大財3丁目4-3	050-5482-6258	-
さつき苑　神園Ⅱ	佐賀市神園6丁目4-22	0952-37-8183	0952-37-8391
グループホームこもれび	佐賀市鍋島5丁目5-1 県営医大西団地1棟34号	080-5253-9429	-
グループホーム華月	佐賀市久保泉町川久保3713	0952-20-7137	0952-20-7147
障害者グループホーム花	佐賀市木原3丁目8-24	070-5488-2088	0952-60-2321
ソーシャルインクルーホーム佐賀諸富町	佐賀市諸富町大字寺井津60	0952-47-7180	0952-47-7181
グループホーム　サングランツ	佐賀市川副町大字鹿江1485-1	0952-60-8341	0952-23-4420
グループホームりぼん	佐賀市鍋島町大字森田5637-2	0952-37-8575	0952-37-8675
UMIKOKO	佐賀市新生町4-44-1 プレミールM A棟101	080-4176-5394	0952-20-7377
グループホーム　蒼月	佐賀市鍋島一丁目14－22 ﾄｩｲﾝｸﾙｱﾙﾃﾞｨｱB棟102	0952-97-9833	-
医療ケアRe'sela Holmes川久保	佐賀市久保泉町川久保828-1	0952-97-9886	-
グループホームむつぼし	佐賀市諸富町大字山領467-18	0952-97-8375	-

② 施設入所支援事業所

◇サービス種類：施設入所支援

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
瑠璃光苑	伊万里市二里町大里乙403番地1	0955-20-4520	0955-20-4521
富士学園	佐賀市富士町大字内野209番地8	0952-63-0107	0952-64-2653
長光園障害者支援センター	佐賀市兵庫南2丁目16番39号	0952-29-5284	0952-29-5024
多良岳福祉園	太良町大字大浦乙1208番地	0954-68-3311	0954-68-3312
脊振学園	神埼市脊振町服巻5065番地122	0952-59-2155	0952-59-2012
青葉園	鳥栖市弥生が丘2丁目135番地1	0942-84-0090	0942-84-0093
若木園	鳥栖市山浦町1895番地1	0942-84-8785	0942-84-8786
鹿島療育園	鹿島市大字山浦甲2481番地3	0954-62-2780	0954-62-2784
佐賀整肢学園オークス	佐賀市金立町大字金立168番地1	0952-98-3770	0952-98-3772
希望の家	みやき町原古賀7425-2	0942-94-2788	0942-94-2652
めぐみ園	佐賀市東与賀町大字飯盛1584番地	0952-34-7722	0952-34-7720
はがくれ学園	佐賀市久保泉町大字川久保4466番地1	0952-98-2575	0952-98-2412
第二たちばな学園	嬉野市塩田町大字谷所甲1388番地	0954-66-5410	0954-66-4641
第一たちばな学園	嬉野市塩田町大字五町田甲2147番地	0954-66-6161	0954-66-6162
すみよしの里	武雄市山内町大字大野7206番地1	0954-45-2156	0954-45-3754
からつ学園	唐津市佐志石ヶ元2107番地2	0955-72-1200	0955-72-1201
からつ医療福祉センター・久里双水園	唐津市双水2806番地	0955-70-3580	0955-78-0683
いとし子の家	佐賀市大和町大字久池井1407番地11	0952-62-1611	0952-62-3890
あすなろの里	有田町二ノ瀬甲1230番地1	0955-46-4770	0955-46-4795

（４）訓練系サービス

①自立訓練（機能・生活）事業所

◇サービス種類：自立訓練(機能訓練)

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
佐賀県地域生活リハビリセンター	佐賀市神野東2-6-10	0952-97-7402	0952-30-0911

◇サービス種類：自立訓練(生活訓練)

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
佐賀県地域生活リハビリセンター	佐賀市神野東2-6-10	0952-97-7402	0952-30-0911
障がい者ビジネススクール　ユニカレさがプレ	佐賀市神野東二丁目1-3 ｻﾝｼﾃｨﾋﾞﾙ3階	0952-20-1555	0952-20-1334
障がい者ビジネススクール　ユニカレさが	佐賀市駅前中央一丁目13番5号	0952-20-1333	0952-20-1334
佐賀DARC　ケアセンター	佐賀市鍋島一丁目9番2号	0952-97-6766	0952-28-0121

②就労移行支援事業所

◇サービス種類：就労移行支援

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
障がい者ビジネススクール　ユニカレさが	佐賀市駅前中央一丁目13番5号	0952-20-1333	0952-20-1334
ステップ・ワーカーズ	佐賀市鍋島町鍋島2012番11	0952-36-6466	0952-36-6474
ジョイワークセンター佐賀事業所	佐賀市駅南本町3番15号	0952-37-8016	0952-37-8017
おれんじ	佐賀市中の小路1-14 佐賀新聞中央ビル3階	0952-37-6697	0952-37-6697
ディーキャリア　佐賀オフィス	神野東二丁目2番8号 河野ビル	0952-37-5173	0952-37-5183

③就労継続支援事業所

◇サービス種類：就労継続支援（A型）

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
就労継続支援施設　東西食鶏加工	佐賀市巨勢町大字東西276番地3	0952-97-1261	0952-97-1271
山王福祉工場	佐賀市大和町大字久留間3037番地4	0952-62-8981	0952-62-8985
ワークサポートみらいず	佐賀市南佐賀3丁目8番10号	0952-97-5652	0952-97-5653
ブロッサムワークス佐賀	佐賀市駅前中央一丁目9番45号 大樹生命佐賀駅前ﾋﾞﾙ3階	0952-41-1433	0952-41-1444
多機能型事業所 ＷＡＮ	佐賀市鍋島町大字森田583番1	0952-60-8833	0952-60-8801
就労継続支援施設　イーアス	佐賀市兵庫町大字渕1333番地1号	0952-23-4353	0952-23-4358
就労継続支援Ａ型事業所　芽生え	佐賀市川副町大字鹿江960番地14	0952-37-5326	0952-37-5313
佐賀よどひめ工房	佐賀市大和町川上491番地1	0952-62-0930	0952-62-0930
佐賀オフィス	佐賀市白山一丁目2番13号 諸永ﾋﾞﾙ1階	0952-20-1850	0952-20-1851
（主）パロン （従）GRAN	（主）佐賀市本庄町大字袋301番地1 （従）佐賀市呉服元町5番17号	0952-41-8416	0952-41-8417
（主）シエル （従）インパクト	（主）佐賀市鍋島町大字八戸3182番地 （従）佐賀市巨勢町大字牛島730 モラージュ佐賀南館1F	0952-41-8416	0952-41-8417
サンクスラボ・佐賀オフィス	佐賀市駅前中央一丁目9番38号 佐賀新聞佐賀駅前ビル5階	0952-27-7722	0952-27-7722
ライフデザイン	佐賀市駅前中央二丁目1番地1 北口ビル2Ｆ	0952-37-0137	－
ボルガはたらいて笑おう	佐賀市木原二丁目2番15号－1	090-7495-5414	0952-25-1023
おれんじ	佐賀市中の小路1-14 佐賀新聞中央ビル3階	0952-37-6697	0952-37-6697
（主）EBISU （従）GRASH	（主）佐賀市呉服元町1-5 （従）佐賀市白山2-7-1	0952-28-0208	0952-28-0208
就労継続支援A型　桜	佐賀市川副町大字早津江188番地5	0952-45-8282	0952-45-8282
太陽	佐賀市鍋島町大字森田387番3号	0952-97-8303	
ドリカムサポート佐賀	佐賀市駅南本町5番5号	0952-20-7707	0952-20-7706
ライズ	佐賀市日の出1丁目14-17	0952-41-8416	0952-41-8417
多機能型就労継続支援事業所サニーサイド	佐賀市高木瀬町東高木1245番地7	070-8923-4569	－
就労継続支援Ａ型フクロクジュ	佐賀市長瀬町5-12	0952-43-3577	－
アットワーク	佐賀市鍋島三丁目5-15 コスモ壱番館303	080-1784-5823	－
頂上	佐賀市鍋島町大字八戸3190番地3	0952-41-8416	－
就労継続支援A型事業所めばえ	佐賀市久保泉町大字上和泉1191-20	0952-97-8298	－

◇サービス種類：就労継続支援（B型）

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
障がい者活動センター　のぞみ	佐賀市神野東四丁目13番7号	0952-33-5073	0952-33-5073
スプリングフィールド	佐賀市高木瀬東一丁目17番7号	0952-98-3839	0952-98-3839
就労継続支援事業所　コスモス	佐賀市光2-1-13	0952-22-8263	0952-22-8263
就労継続支援事業所　きずな	佐賀市高木瀬町大字長瀬1762-3	0952-31-0632	0952-31-0632
就労継続支援事業所　アヤトリエ	佐賀市駅前中央3番地122	0952-37-8308	0952-37-8352
就労継続支援B型事業所　でんでんむし	佐賀市鍋島町森田903番地	0952-34-4150	0952-34-4195
久保田サンハウス	佐賀市久保田町大字徳万907番地1	0952-51-3076	0952-51-3086
活き活き工房　夢ファーム	佐賀市鍋島町八戸3077番地1	0952-26-3966	0952-37-7335
ワークス山王	佐賀市大和町久留間3032番地	0952-51-2718	0952-51-2841
レインボーハウス	佐賀市水ヶ江2丁目3番15号	0952-24-1437	0952-24-1437
やさい工房たたら 大財店	佐賀市大財3丁目2番15号	0952-28-0502	0952-41-6801
まる工房	佐賀市鍋島町鍋島2012番11	0952-36-9080	0952-36-9085
まごころ授産所	佐賀市川副町大字鹿江1752番地5	0952-45-2411	0952-97-8394
どんぐり村	佐賀市三瀬村杠2234番地67	0952-56-2142	0952-56-2839
ディア・ライフ　はーと・なう　佐賀	佐賀市栄町6番地25 ﾌﾚｯｸｽ佐賀駅前1階	0952-98-0838	－
多機能型事業所 ＷＡＮ	佐賀市鍋島町大字森田583番1	0952-60-8833	0952-60-8801
スローWORK大和	佐賀市大和町東山田4474番地	0952-62-7133	0952-62-7133
障害者支援センター　SAKURA	佐賀市大和町久留間字八幡四角3176-1	0952-62-0720	0952-20-0431

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
障害者就労支援センター　はすの実	佐賀市東与賀町大字田中47番地	0952-37-5502	0952-45-1195
ジョインハート川副	佐賀市川副町大字西古賀248番7	0952-37-0786	0952-37-0787
就労支援事業所みのり	佐賀市大和町大字川上字柏町257番3	0952-62-3991	0952-62-3991
就労継続支援B型事業所ワークスペースかん	佐賀市神野西4丁目4番11号	0952-30-5250	0952-30-5250
佐賀ライトハウス六星館	佐賀市天神1丁目4番16号	0952-29-6621	0952-29-8971
かささぎの里	佐賀市金立町大字薬師丸1800番地1	0952-98-1915	0952-98-1921
かささぎの里（多機能事業所）	佐賀市金立町大字薬師丸1800番地1	0952-98-1915	0952-98-1921
オレンジ	佐賀市木原三丁目1番28号	0952-37-9183	0952-37-9184
アクティブ	佐賀市鍋島町大字八戸溝1307-2	0952-33-1066	0952-33-1066
JOY	佐賀市鍋島町大字八戸溝1384番地4	0952-37-1537	0952-37-1539
IROIRO	佐賀市末広1丁目11-32	0952-37-1327	0952-37-1328
DE・TE・KO・I	佐賀市水ヶ江五丁目9番17号	0952-29-7484	0952-26-2229
就労継続支援B型事業所　ひまわりの会	佐賀市巨勢町牛島457番地1	0952-20-8870	0952-26-7877
ジーニアス	佐賀市呉服元町1-7	0952-77-0544	
ReLife	佐賀市高木瀬町大字長瀬279番地1	0952-38-0533	0952-38-0533
就労継続支援事業所　ともしび	佐賀市鍋島町大字森田2075番地1	0952-37-8575	0952-37-8675
あゆむ	佐賀市鍋島町大字八戸溝2164番地3	0952-32-0670	0952-20-0380
ミラクル5	佐賀市材木2丁目4番地14	0952-97-5875	
かば工房	佐賀市田代二丁目5番15号	090-2966-8116	
Ｂ型事業所　かがやき　嘉瀬	佐賀市嘉瀬町大字十五1463番地1	0952-97-8401	
ジョイワークセンター佐賀事業所	佐賀市駅南本町3番15号	0952-37-8016	0952-37-8017
就労継続支援Ｂ型事業所そらいろ	佐賀市巨勢町大字牛島195番地15	0952-22-0466	
ＣｏＣｏテラス	佐賀市高木瀬西三丁目6番22号	0952-20-0309	0952-20-0319
就労継続支援Ｂ型事業所　いまづ庵	佐賀市西与賀町字今津乙21番	0952-29-8580	0952-29-8581
指定就労継続支援Ｂ型事業所ラヴィット	佐賀市西田代一丁目8番16号	0952-25-5666	0952-26-1808
ワンフラワー	佐賀市駅前中央二丁目2番10号	050-5526-4111	
就労継続支援Ｂ型事業所　よつば	佐賀市神園三丁目17－11	0952-65-3600	0952-36-6500
就労継続支援Ｂ型事業所ＴＨＲＥＥ　ＧＩＦＴ	佐賀市鍋島三丁目8－38	0952-37-1927	
Gifted	佐賀市城内二丁目11番7号	0952-28-4034	0952-28-4034
就労継続支援B型　かめさん	佐賀市川副町大字早津江188番地5	0952-45-8282	0952-45-8282
在宅サポートセンター・オークス　ビーンズ	佐賀市金立町大字金立168番地1	0952-98-3770	0952-98-3772
Mew	佐賀市駅前中央一丁目8番20号 富士ビル2階	0952-38-0731	0952-41-1226
就労継続支援B型事業所　和（なごみ）	佐賀市諸富町大字徳富2084-18	080-3966-4110	
Fellow	佐賀市鍋島一丁目9番2号	0952-97-6766	0952-28-0121
スペイス	佐賀市本庄町大字本庄10番地	0952-29-1317	0952-22-1923
ジョインハート諸富	佐賀市諸富町大字諸富津39-8	0952-97-9021	0952-37-0787
就労継続支援Ｂ型事業所十色	佐賀市鍋島4丁目10番地6	0952-97-5580	0952-66-4628
就労継続支援Ｂ型事業所　アズテラス	佐賀市川副町大字鹿江1485番1	0952-20-6990	0952-23-4420
ウイズ富士	佐賀市富士町大字内野184-1	0952-51-0063	0952-51-0062
はーとなう２	佐賀市唐人一丁目2番16号 LINKTOWN1 W-2号	090-2505-9096	
ONEGAME佐賀	佐賀市白山二丁目6-36 エポック21	0952-37-7402	0952-25-2166
ANELLA　CAFÉ佐賀店×一般社団法人ミュー	佐賀市中の小路6番26号	080-7947-4983	0952-37-7026
多機能型就労継続支援事業所サニーサイド	高木瀬町東高木1245番地7	070-8923-4569	
ALOHA	天神二丁目5番25号 NC天神ビル201	070-5490-0420	－
ユニカレさがプレ	神野東二丁目1-3 ｻﾝｼﾃｨﾋﾞﾙ3階	0952-20-1555	0952-20-1334
就労継続支援B型事業所てんと	本庄町大字袋131番地6	090-2581-0501	－
ＡＲＣ　Ｗｏｒｋｓ	鍋島三丁目1－37	0952-20-6678	－
ＣｏＣｏライフ	開成6丁目12-30	0952-33-2420	－
就労継続支援B型　ネクスト	鍋島町大字鍋島2035-3	080-8376-5128	－

（５）相談支援事業所

◇サービス種類：計画相談支援事業所

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
佐賀整肢学園こども発達医療センター 指定特定・障害児相談支援事業所	佐賀市金立町大字金立2215番地27	0952-98-2211	0952-98-3391
長光園障害者支援センター	佐賀市兵庫南2丁目16番39号	0952-27-1060	0952-29-5024
相談支援事業所　くすの木	佐賀市川副町大字福富827番地	0952-34-9936	0952-34-9937
指定特定相談支援事業所さくら	佐賀市神園三丁目18番45号	0952-31-1441	0952-32-3469
相談支援事業所　ぷらっと	佐賀市兵庫北三丁目8-36	0952-34-4866	0952-34-4867
佐賀県療育支援センター児童発達支援センター 相談支援	佐賀市大和町尼寺1231番地1	0952-62-2131	0952-51-2011
相談支援事業所　ひまわり	佐賀市東与賀町大字飯盛1584	0952-34-7722	0952-34-7727
いとし子の家	佐賀市大和町大字久池井1407番地11	0952-62-1611	0952-62-3890
それいゆ相談支援事業所	佐賀市鍋島町大字蛎久226番地1	0952-36-8751	0952-36-8752
かささぎの里	佐賀市金立町大字薬師丸1800番地1	0952-98-1915	0952-98-1921
ぱんだ相談室	佐賀市久保田町久保田69-9	0952-97-8656	0952-97-8656
特定相談支援事業所とんぼの里	佐賀市兵庫町西渕1774番地	0952-32-5122	0952-32-5112
相談支援事業所ぱあとなあ	佐賀市八戸溝一丁目15-3	0952-36-5833	0952-36-6263
指定特定・障害児相談支援事業所　まごころ	佐賀市川副町大字鹿江1752番地5	0952-45-2411	0952-97-8394
佐賀県立地域生活リハビリセンター	佐賀市神野東2丁目6番10号 佐賀県駅北館1階	0952-97-7402	0952-30-0911
相談支援ほっと	佐賀市高木瀬町大字長瀬1168-1	0952-37-7078	0952-34-1024
佐賀県聴覚障害者サポートセンター	佐賀市白山2丁目1-12	0952-40-7700	0952-40-7705
相談支援事業所　アングル	佐賀市鍋島町大字八戸溝1307番地2	0952-33-1066	0952-37-8726
相談支援センター　ハーモニー	佐賀市鍋島町大字鍋島2012-11	0952-33-1507	0952-36-9085
佐賀県難病支援ネットワーク	佐賀市神野東2丁目6番10号	0952-97-9636	0952-97-9634
相談支援事業所ちとせ	佐賀市諸富町大字徳富2009-5 ﾘｳﾞｨｴｰﾙﾒｿﾞﾝ106号室	0952-37-9028	0952-37-9028
指定特定相談支援事業所ガーネット	佐賀市鍋島町大字森田2075番地1	0952-37-8575	0952-37-8675
相談支援事業所　楠の木園	佐賀市川副町大字早津江188番地5	0952-45-8282	0952-45-8282
相談支援事業所　アイリー	佐賀市大和町尼寺2921番地1	0952-97-6951	0952-97-6952
リヤン相談支援センター	佐賀市川副町鹿江628-3	0952-20-0999	0952-20-0604
特定相談支援事業所マーブル	佐賀市巨勢町大字牛島205-1	0952-37-9140	0952-37-9143
相談支援事業所　ステップワン	佐賀市鍋島町大字八戸3043-2	0952-77-0175	0952-77-0677
相談支援事業所　いろは	佐賀市高木瀬東3丁目７番13号	0952-37-7582	0952-37-7582
相談支援事業所　アステップ道	佐賀市高木瀬西三丁目6-22	0952-37-5473	0952-37-5299
相談支援事業所　プラスカラー	佐賀市木原三丁目1番28号	0952-37-9515	0952-37-9184
相談支援事業所まんまる	佐賀市高木瀬町大字長瀬2489番地１	0952-37-7205	0952-37-1861
リング	佐賀市鍋島町大字八戸溝1384番地4　2階	0952-37-1537	0952-37-1539
相談支援事業所　MANA	佐賀市神園三丁目17-11	0952-65-3600	0952-65-3600
相談支援事業所 connect～コネクト～	佐賀市嘉瀬町大字中原2516番地1	0952-23-6950	0952-25-9773
はーと・ほーぷ	佐賀市栄町6番25号 ﾌﾚｯｸｽ佐賀駅前1階	0952-37-6230	0952-37-6825
相談支援事業所 エール	佐賀市水ヶ江六丁目11-36	080-6287-9332	0952-29-1930
相談支援センター ＴＨＲＥＥＧＩＦＴ	佐賀市鍋島二丁目3-27	0952-37-1927	0952-37-3513
相談支援事業所 クラムボン	佐賀市鍋島一丁目6番1号 あやねビル104	0952-97-5766	0952-37-5698
相談支援事業所　きらめき	佐賀市鍋島町大字蛎久1109-3	080-4107-1998	0952-60-1997
佐賀駅南相談支援事業所	佐賀市駅前中央一丁目9番38号 佐賀新聞佐賀駅前ビル6階	0952-27-7328	0952-27-7386
相談支援事業所まるく	佐賀市田代二丁目11番2号 ルビナス田代312号室	080-5722-7591	－
ワンフラワーさが相談支援センター	佐賀市巨勢町修理田1209番地 1テックビル103	050-5799-2028	－
相談支援　凪	八戸溝二丁目2番1号 コーポ88B102	090-2080-6825	－
相談支援事業所HANA＋Re	道祖元町71番地	0952-20-2636	－

◇サービス種類：障害児相談支援事業所

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
佐賀整肢学園こども発達医療センター 指定特定・障害児相談支援事業所	佐賀市金立町大字金立2215番地27	0952-98-2211	0952-98-3391
佐賀県療育支援センター児童発達支援センター 相談支援事業	佐賀市大和町尼寺1231番地1	0952-62-2131	0952-51-2011
相談支援事業所　ひまわり	佐賀市東与賀町大字飯盛1584	0952-34-7722	0952-34-7727
それいゆ相談支援事業所	佐賀市鍋島町大字蛎久226番地1	0952-36-8751	0952-36-8752
ぱんだ相談室	佐賀市久保田町久保田69-9	0952-97-8656	0952-97-8656
特定相談支援事業所　とんぼの里	佐賀市兵庫町西渕1774番地	0952-32-5122	0952-32-5112
指定特定・障害児相談支援事業所　まごころ	佐賀市川副町大字鹿江1752番地5	0952-45-2411	0952-97-8394
相談支援ほっと	佐賀市高木瀬町大字長瀬1168-1	0952-37-7078	0952-34-1024
佐賀県難病支援ネットワーク	佐賀市神野東2丁目6番10号	0952-97-9636	0952-97-9634
相談支援事業所ちとせ	佐賀市諸富町大字徳富2009-5 ﾘｳﾞｨｴｰﾙﾒｿﾞﾝ106号室	0952-37-9028	0952-37-9028
相談支援事業所　アイリー	佐賀市大和町尼寺2921番地1	0952-97-6951	0952-97-6952
特定相談支援事業所マーブル	佐賀市巨勢町大字牛島205-1	0952-37-9140	0952-37-9143
相談支援事業所　ステップワン	佐賀市鍋島町大字八戸3043-2	0952-77-0175	0952-77-0677
相談支援事業所　いろは	佐賀市高木瀬東3丁目7番13号	0952-37-7582	0952-37-7582
相談支援事業所　アステップ道	佐賀市高木瀬西三丁目6-22	0952-37-5473	0952-37-5299
相談支援事業所　プラスカラー	佐賀市木原三丁目1番28号	0952-37-9515	0952-37-9184
相談支援事業所　アングル	佐賀市鍋島町大字八戸溝1307番地2	0952-33-1066	0952-37-5311
相談支援事業所まんまる	佐賀市高木瀬町大字長瀬2489番地1	0952-37-7205	0952-37-1861
リング	佐賀市鍋島町大字八戸溝1384番地4 2階	0952-37-1537	0952-37-1539
相談支援事業所　MANA	佐賀市神園三丁目17-11	0952-65-3600	0952-65-3600
相談支援事業所 connect～コネクト～	佐賀市嘉瀬町大字中原2516番地1	0952-23-6950	0952-25-9773
相談支援事業所 エール	佐賀市水ヶ江六丁目11-36	080-6287-9332	0952-29-1930
相談支援センター　ＴＨＲＥＥＧＩＦＴ	佐賀市鍋島二丁目3-27	0952-37-1927	0952-37-3513
相談支援事業所 クラムボン	佐賀市鍋島一丁目6番1号 あやねビル104	0952-97-5766	0952-37-5698
相談支援事業所　きらめき	佐賀市鍋島町大字蛎久1109-3	080-4107-1998	0952-60-1997
佐賀駅南相談支援事業所	佐賀市駅前中央一丁目9番38号 佐賀新聞佐賀駅前ビル6階	0952-27-7328	0952-27-7386
相談支援事業所まるく	佐賀市田代二丁目11番2号 ルビナス田代312号室	080-5722-7591	－
ワンフラワーさが相談支援センター	佐賀市巨勢町修理田1209番地1 テックビル103	050-5799-2028	－
相談支援　凪	佐賀市八戸溝二丁目2番1号 コーポ88B102	090-2080-6825	－

◇サービス種類：地域移行支援事業所・地域定着支援事業所

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
長光園障害者支援センター	佐賀市兵庫南2丁目16番39号	0952-27-9828	0952-29-5024
相談支援事業所　くすの木	佐賀市川副町大字福富827番地	0952-34-9936	0952-34-9937
指定一般相談支援事業所さくら	佐賀市神園三丁目18番45号	0952-31-1441	0952-32-3469
相談支援事業所ちとせ	佐賀市諸富町大字徳富2009-5 ﾘｳﾞｨｴｰﾙﾒｿﾞﾝ106号室	0952-37-9028	0952-37-9028
相談支援事業所HANA＋Re	佐賀市道祖元町71番地	0952-20-2636	－

（６）その他

① 短期入所事業所

◇サービス種類：短期入所

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
さつき苑	佐賀市多布施一丁目6番55号	0952-28-5080	0952-28-5080
富士学園	佐賀市富士町大字内野209番地8	0952-63-0107	0952-64-2653
長光園障害者支援センター	佐賀市兵庫南2丁目16番39号	0952-29-5284	0952-29-5024
短期入所　にじのいえ	佐賀市田代2丁目4番5号	0952-97-7315	0952-97-7316
障害者支援施設　いとし子の家	佐賀市大和町大字久池井1407番地11	0952-62-1611	0952-62-3890
佐賀整肢学園こども発達医療センターひまわり園	佐賀市金立町大字金立2215番地27	0952-98-2211	0952-98-3391
佐賀整肢学園・オークス	佐賀市金立町大字金立168番地1	0952-98-3770	0952-98-3772
佐賀県療育支援センター	佐賀市大和町尼寺1231番地1	0952-62-2131	0952-51-2011
めぐみ園短期入所事業所	佐賀市東与賀町大字飯盛1584	0952-34-7722	0952-34-7720
ひびきホーム音彩	佐賀市高木瀬町大字長瀬196-1	0952-31-4645	0952-97-9175
はなの木	佐賀市川副町大字福富869番地	0952-34-9088	0952-34-9095
はがくれ学園短期入所事業所	佐賀市久保泉町大字川久保4466番地1	0952-98-2575	0952-98-2412
なごみ荘ショートステイサービス	佐賀市富士町大字小副川562番地	0952-64-2314	0952-64-2167
短期入所事業所 輝	佐賀市大和町大字久池井1384番地3	0952-62-8325	0952-62-1943
ショートステイながせⅠ	佐賀市高木瀬町大字長瀬1168-1	0952-37-7078	0952-34-1024
佐賀整肢学園・オークス　ショートステイあったか	佐賀市金立町大字金立172番1	0952-98-3771	0952-98-3777
グループホームメロン（短期入所）	佐賀市久保田町大字新田1343番地6	0952-51-3076	0952-51-3086
グループホームまごころ	佐賀市川副町大字鹿江1752番地9	0952-37-6608	0952-37-6609
カンパネラ	佐賀市大和町久留間2354	0952-62-0720	0952-20-0431
ショートステイあけぼの	佐賀市西与賀町大字厘外732-9	0952-37-7447	0952-37-6444
STAR	佐賀市本庄町本庄1147-5-415	0952-41-8416	0952-41-8417
看護小規模多機能型居宅介護びりーぶ	佐賀市東与賀町大字田中881番地2	0952-45-8870	0952-45-8871
ナーシングケアセンターちとせ	佐賀市北川副町光法1777番地8	0952-27-2724	0952-27-2725
ぷらむ久保田	佐賀市久保田町新田757-1	0952-37-8157	0952-37-8163
るーくす	佐賀市西田代一丁目7-10	0952-37-5989	0952-20-2426
短期入所華月	佐賀市久保泉町川久保3713	0952-20-7137	0952-20-7147
短期入所　佐賀諸富町	佐賀市諸富町大字寺井津60	0952-47-7180	0952-47-7181
グループホーム　サングランツ	佐賀市川副町大字鹿江1485-1	0952-60-8341	0952-23-4420
グループホームりぼん	佐賀市鍋島町大字森田5637-2	0952-37-8575	0952-37-8675
グループホームかしの木　短期入所事業所	佐賀市大和町大字久池井1377-3	0952-62-1611	0952-62-3890
グループホームにこいち	佐賀市高木瀬東3-7-13	0952-37-7582	-
医療ケアRe'sela Holmes川久保	佐賀市久保泉町川久保828-1	0952-97-9886	-

②指定障害児通所支援事業所

◇サービス種類：児童発達支援

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
佐賀整肢学園こども発達医療センター	佐賀市金立町大字金立2215番地27	0952-98-2211	-
佐賀県療育支援センター児童発達支援センター くすのみ園	佐賀市大和町尼寺1231番地1	0952-62-2131	0952-51-2011
発達支援BASEぽけっと	佐賀市嘉瀬町大字中原2516番地1	0952-23-6950	-
療育サポートセンター　クレア	佐賀市巨勢町牛島446番地13	0952-37-9151	-
デイルームまんまる	佐賀市駅前中央2丁目6-27	0952-30-6124	-
みらいデイサービス　あすなろクラブ鍋島	佐賀市鍋島1丁目19番30号	0952-33-7355	-
たからもの	佐賀市高木瀬町長瀬1866-1	0952-20-2213	-
みらいデイサービス　あすなろクラブ本庄	佐賀市西与賀町厘外841番9号	0952-25-3055	-
クラスルーム　といろ	佐賀市兵庫北3丁目8番36号	0952-32-1500	0952-32-1517
こども発達教育スクール「おへそこども学園」	佐賀市水ヶ江一丁目6番17号	0952-37-0033	-
こどもひろば	佐賀市大和町大字川上5285番地1	0952-62-3266	-
児童発達支援・放課後等デイサービス　さくらんぼ天祐	佐賀市天祐2丁目9-27	0952-48-0215	0952-48-0215
COMPASS発達支援センター佐賀中央	佐賀市高木瀬東1丁目1-6-1	0952-97-7358	0952-97-7377
児童発達支援・放課後等デイサービス　さくらんぼ開成	佐賀市開成4丁目6-4 アイリスビル2F	0952-33-1811	0952-33-1812
そらキッズ	佐賀市久保田町大字徳万814番地5	0952-37-3322	0952-37-3323
そらまめ保育支援	佐賀市川副町大字西古賀941番地1	0952-45-0071	0952-45-0071
にじいろプラス	佐賀市高木瀬町長瀬2029-6	0952-20-0444	0952-20-0445
こどもひろば２	佐賀市大和町大字川上字大久保5092番地1	0952-62-3266	-
コペルプラス佐賀教室	佐賀市高木瀬西二丁目4-1 フローレスシャインビル2F	0952-37-5439	-
児童発達支援教室サン・ツリー	佐賀市鍋島町大字蛎久320番地5	0952-37-1016	-
児童発達支援　オレンジルーム	佐賀市鍋島町大字八戸1064番地	0952-24-7700	0952-24-7711
にじいろパレット	佐賀市諸富町大字諸富津字四本松十三55番8	0952-20-0626	0952-20-0624
ゆめひろば	佐賀市駅南本町3-12	0952-97-6251	0952-97-6351
こども発達サポート　ウィンクルム	佐賀市水ヶ江二丁目5番13-1	0952-60-6262	0952-60-6023
看護小規模多機能型居宅介護びりーぶ	佐賀市東与賀町大字田中881番地2	0952-45-8870	0952-45-8871
児童発達支援・放課後等デイサービス　はっぴい	佐賀市東与賀町飯盛1582-1	0952-34-7722	0952-34-7720
なないろテラス鍋島教室	鍋島6丁目12-19	0952-37-8885	0952-37-8838
ナーシングケアセンターちとせ	佐賀市北川副町光法1777番地8	0952-27-2724	0952-27-2725
ワンフラワー	佐賀市兵庫町大字渕4312番地	050-5211-8096	-
児童発達支援・放課後等デイサービスさくらんぼ八戸	佐賀市新栄東1-5-34	0952-37-7301	0952-37-7302
みらいデイサービス　あすなろクラブ赤松	佐賀市鬼丸町9番41号	0952-97-5760	0952-97-5761
連学舎	佐賀市長瀬町10番32－1号	0952-26-3112	0952-26-3113
COMPASS鍋島.	佐賀市鍋島町八戸溝1293-9	0952-37-5938	0952-37-5939
ユニスクさが	佐賀市神野東2丁目2番1号 フルカワビル5階	0952-37-7744	-
ワンフラワー木原教室	佐賀市木原三丁目5番27号	050-5369-8622	-
こどもスタジオLinkids	佐賀市鍋島四丁目１番36号 医大東ハイツ101	0952-97-5567	0952-97-5568
放課後等デイサービス　ウィズ・ユー佐賀	佐賀市木原2丁目25番3号 ハイツキーパル1階 101号室	0952-37-3814	0952-37-3824
児童発達支援センターまんまる	佐賀市高木瀬町長瀬2489-1	0952-37-7205	0952-37-7206
ワンフラワー木原教室第二	佐賀市木原二丁目17番11号	050-5482-5695	0952-43-3207
ワンフラワー若宮教室	佐賀市若宮二丁目7-11	050-5482-5732	0952-43-3207
みらいデイサービス　あすなろクラブ兵庫	佐賀市兵庫町渕1333-4	0952-97-8025	0952-97-8026
それいゆ児童発達支援センター	佐賀市鍋島町大字蛎久226番地1	0952-36-8751	0952-36-8752
キミイロLAB	佐賀市鍋島四丁目12番14号	0952-37-0826	0952-20-0445
ジャルダン兵庫教室	佐賀市兵庫南二丁目736-1-2	0952-97-7844	0952-97-7844
日新アネックスプラス	佐賀市長瀬町2番19号	0952-26-9429	0952-26-9439
ワンフラワー本庄教室	佐賀市西与賀町大字厘外757-1	050-5799-0583	0952-43-3207
みらいデイサービス あすなろクラブ開成	佐賀市佐賀市八戸溝3-8-1	0952-20-1245	0952-20-1246
療育サポートこばると	佐賀市兵庫北三丁目1-8 ミサワプラザB号室	0952-37-6205	0952-37-6205

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
児童発達支援　とことこ	佐賀市嘉瀬町大字十五110-1	0952-26-2043	0952-22-2479
カインド　サポート　SOSOGU	佐賀市本庄町大字本庄557番地2	090-8186-6948	0952-60-1337
ワンフラワーくるびーのおうち鍋島	佐賀市鍋島町大字八戸1189-2	050-5799-0583	0952-43-3207
ソラリス	佐賀市光1-2-3 光ビル201	0952-60-3116	-
なないろテラス大和教室	佐賀市大和町大字東山田1944-1	0952-37-8885	-
みらいキッズ佐賀大和	佐賀市大和町大字尼寺3535	0952-65-3698	0952-65-4279
こども発達未来スタジオippo木原教室	佐賀市木原3丁目8番25	0952-37-6034	0952-37-6365
児童発達支援・放課後等デイサービスSpark	佐賀市大和町久池井2594-9	080-5247-3607	-
YUMEKAジュニア	佐賀市南佐賀2丁目7-20	0952-65-5515	-
チャイルドハート開成きらり	佐賀市開成2丁目14-13	0952-97-7782	0952-97-7783
ユニスクキッズ	佐賀市神野西1丁目4-6	0952-20-7911	-
あまそらプレイス	佐賀市鍋島3丁目1-37	0952-20-0444	-
みらいキッズ八戸	佐賀市八戸1丁目6番5-1号	0952-65-9685	0952-65-9784
児童発達支援　オリーブの木	佐賀市木原1丁目210-3	0952-29-2345	0952-20-2816
森のたね	佐賀市新栄東二丁目4-23	0952-20-5339	0952-20-5349
ワンフラワー高木瀬教室	佐賀市高木瀬東2丁目14-11	050-5574-4948	0952-43-3207
YUMEKAジュニア柳町店	佐賀市柳町1-7	050-8885-7981	050-8885-7948
ジャルダン高木瀬教室	佐賀市高木瀬東三丁目17-25	080-7984-6861	-

◇サービス種類：児童発達支援（重心児）

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
医療的ケア対応　重心型デイ　にこっと	佐賀市神園3丁目3－25	050-5211-7658	0952-43-7010
医療的ケア児デイサービスちとせ～Mysig～	佐賀市北川副町光法1777番地8	0952-41-2177	0952-41-2178

◇サービス種類：放課後等デイサービス

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
児童発達支援・放課後等デイサービス　はっぴい	佐賀市東与賀町飯盛1582-1	0952-34-7722	0952-34-7720
発達支援BASEぽけっと	佐賀市嘉瀬町大字中原2516番地1	0952-23-6950	－
それいゆ療育センター佐賀	佐賀市鍋島町大字蛎久226番地1	0952-36-8751	－
療育サポートセンター　クレア	佐賀市巨勢町牛島446番地13	0952-37-9151	－
デイルームまんまる	佐賀市駅前中央2丁目6-27	0952-30-6124	－
放課後等デイサービス　プーさん	佐賀市鍋島町大字蛎久320番地5	0952-37-1016	－
放課後等デイサービスたいよう	佐賀市鍋島六丁目6番29号	0952-37-9353	－
放課後等デイサービス　きらめき	佐賀市兵庫南二丁目3番11号	0952-37-5110	－
チャイルドハート開成きらり	佐賀市開成2丁目14-13	0952-97-7782	0952-97-7783
放課後等デイサービス　こどもプラス鍋島教室	佐賀市鍋島6丁目13番11号	0952-97-9572	－
放課後等デイサービス　ぱすてる	佐賀市鍋島3丁目15番14号	0952-20-1687	－
えいぶる本庄	佐賀市本庄町袋137-5	0952-97-8618	－
みらいデイサービス　あすなろクラブ鍋島	佐賀市鍋島1丁目19番30号	0952-33-7355	－
放課後等デイサービス　みらい	佐賀市天神1丁目4番39号 地産天神ﾋﾞﾙ1階	0952-37-5523	－
放課後等デイサービス　Canモアー	佐賀市鍋島3丁目1-36 2F	0952-97-5529	－
たからもの	佐賀市高木瀬町長瀬1866-1	0952-20-2213	－
放課後等デイサービス　きゃんばす	佐賀市赤松町3-30	0952-29-2085	－
尚学社ビッグファミリー	佐賀市水ヶ江4丁目5番33号	0952-41-7233	－
みらいデイサービス　あすなろクラブ本庄	佐賀市西与賀町厘外841番9号	0952-25-3055	－
こどもひろば	佐賀市大和町大字川上5285番地1	0952-62-3266	－
放課後等デイサービス　はな	佐賀市新栄西1丁目14番30号 ﾘｿﾞｰﾄｼﾃｨﾋﾞﾙA101号	0952-37-1822	－
放課後等デイサービス　にじのわーく	佐賀市田代二丁目11番2号	0952-37-3977	－
児童発達支援・放課後等デイサービス　さくらんぼ天祐	佐賀市天祐2丁目9－27	0952-48-0215	－
放課後等デイサービス　SUN歩	佐賀市高木瀬町大字長瀬1384番地1	0952-33-9158	－
放課後等デイサービス　スマイルキッズ鍋島	佐賀市鍋島町大字八戸3043番地2	0952-77-0175	－
こどもプラス兵庫教室	佐賀市兵庫北2丁目17番7号	0952-37-3667	－
COMPASS発達支援センター佐賀中央	佐賀市高木瀬東1丁目1-6-1	0952-97-7358	0952-97-7377
放課後等デイサービス　くるみ	佐賀市鍋島町大字八戸溝311番16号	0952-37-0593	0952-37-0594
児童発達支援・放課後等デイサービス　さくらんぼ開成	佐賀市開成4丁目6-4 アイリスビル2F	0952-33-1811	0952-33-1812
そらキッズ	佐賀市久保田町大字徳万814番地5	0952-37-3322	0952-37-3323
サンクスラボ・アフタースクール佐賀	佐賀市金立町大字金立1957番地7	0952-97-7898	0952-97-7898
そらまめ放課後等デイ	佐賀市川副町大字西古賀895番地6	0952-45-0071	0952-45-0026
放課後等デイサービス　Canモアー水ヶ江	佐賀市水ケ江六丁目121番地1（地番表示）	0952-37-1231	0952-37-1231
放課後等デイサービスCanモアーLINE	大和町大字久池井988-2	0952-37-7772	0952-37-7772
にじいろプラス	佐賀市高木瀬町長瀬2029-6	0952-20-0444	0952-20-0445
こどもひろば２	佐賀市大和町大字川上字大久保5092番地1	0952-62-3266	－
みんなの教室	佐賀市巨勢町大字牛島二本松730番地外 モラージュ佐賀2階 249-2	0952-41-8416	0952-41-8417
なないろテラス鍋島教室	佐賀市鍋島6丁目12-19	0952-37-8885	0952-37-8838
にじいろパレット	佐賀市諸富町大字諸富津字四本松十三55番8	0952-20-0626	0952-20-0624
放課後等デイサービス　にじのはな	佐賀市本庄袋403-25-１Ｆ	0952-37-9760	
放課後等デイサービスひまわり	佐賀市鍋島町大字蛎久320番地5	0952-37-1018	0952-37-1024
放課後等デイサービスＢＲＩＤＧＥ	佐賀市高木瀬東3丁目20番1-2号	080-3476-2394	
みんなのもり	佐賀市呉服元町2-14	0952-41-8416	0952-41-8417
ゆめひろば	佐賀市駅南本町3-12	0952-97-6251	0952-97-6351
看護小規模多機能型居宅介護びりーぶ	佐賀市東与賀町大字田中881番地2	0952-45-8870	0952-45-8871
ユニスクさが	佐賀市神野東2丁目2番1号 フルカワビル5階	0952-37-7744	
放課後等デイサービス　CanモアーNEXT	佐賀市鍋島3丁目1-36 1F	0952-97-5064	0952-97-5064
ナーシングケアセンターちとせ	佐賀市北川副町光法1777番地8	0952-27-2724	0952-27-2725
ワンフラワー	佐賀市兵庫町大字渕4312番地	050-5211-8096	
児童発達支援・放課後等デイサービスさくらんぼ八戸	佐賀市新栄東1-5-34	0952-37-7301	0952-37-7302

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
みらいデイサービス　あすなろクラブ赤松	佐賀市鬼丸町9番41号	0952-97-5760	0952-97-5761
連学舎	佐賀市長瀬町10番32－1号	0952-26-3112	0952-26-3113
COMPASS鍋島.	佐賀市鍋島町八戸溝1293-9	0952-37-5938	0952-37-5939
ヒカリノアトリエ巨勢	佐賀市巨勢町大字牛島201-1	0952-97-4977	0952-60-2111
ワンフラワー木原教室	佐賀市木原三丁目5番27号	050-5369-8622	
放課後等デイサービスまんまる	佐賀市駅前中央2丁目5-10	080-2784-6418	0952-32-1128
放課後等デイサービスにじのほし	佐賀市鍋島町八戸3144-2	0952-37-6781	
放課後デイサービスゆめのわ	佐賀市高木町4-7	0952-25-2295	0952-26-4922
みんなのひろば	佐賀市本庄町大字袋301番地1	0952-41-8416	0952-41-8417
放課後等デイサービス　ウィズ・ユー佐賀	佐賀市木原2丁目25番3号 ハイツキーパル1階 101号室	0952-37-3814	0952-37-3824
チャイルドハートたかきせプリエ	佐賀市高木瀬東2-13-14	0952-33-2205	0952-33-2207
コーディキッズ佐賀	佐賀市兵庫町大字若宮435-5	050-8888-1477	050-8888-1487
ジャルダン	佐賀市金立町千布2976-3	0952-97-8617	0952-97-8617
ワンフラワー木原教室第二	佐賀市木原二丁目17番11号	050-5482-5695	0952-43-3207
ワンフラワー若宮教室	佐賀市若宮二丁目7-11	050-5482-5732	0952-43-3207
みらいデイサービス　あすなろクラブ兵庫	佐賀市兵庫町渕1333-4	0952-97-8025	0952-97-8026
ユニスクジュニア	駅前中央1丁目13-5	0952-37-7744	0952-37-7744
放課後等デイサービスCanモアーNEO	鍋島4丁目10番地6	0952-97-5825	0952-97-5757
キミイロLAB	鍋島四丁目12番14号	0952-37-0826	0952-20-0445
ジャルダン兵庫教室	兵庫南二丁目736-1-2	0952-97-7844	0952-97-7844
日新アネックスプラス	長瀬町2番19号	0952-26-9429	0952-26-9439
ワンフラワー本庄教室	西与賀町大字厘外757-1	050-5799-0583	0952-43-3207
放課後等デイサービス ゆめクレパス	佐賀市水ケ江3丁目9-17 ベルヴィル佐賀城内101	0952-20-3372	0952-20-3373
放課後等デイサービス コネクトプレイス	佐賀市神園2丁目1-21	080-8555-7275	
みらいデイサービス あすなろクラブ開成	佐賀市八戸溝3-8-1	0952-20-1245	0952-20-1246
療育サポートこばると	佐賀市兵庫北三丁目1-8 ミサワプラザB号室	0952-37-6205	
アフタースクール　EGAKU	佐賀市本庄町本庄577番地2	0952-60-1198	0952-60-1337
ソラリス	光1-2-3 光ビル201	0952-60-3116	
なないろテラス大和教室	大和町大字東山田1944-1	0952-37-8885	
こども発達未来スタジオippo木原教室	木原3丁目8番25	0952-37-6034	0952-37-6365
児童発達支援・放課後等デイサービスSpark	佐賀市大和町久池井2594-9	080-5247-3607	
YUMEKAジュニア	南佐賀2丁目7-20	0952-65-5515	
放課後等デイサービスみんぷる	南佐賀1丁目21-15	080-6218-5459	
ユニスクキッズ	神野西1丁目4-6	0952-20-7911	
あまそらプレイス	佐賀市鍋島3丁目1-37	0952-20-0444	
チャイルドハートなべしまココ	佐賀市鍋島3丁目9番地2	0952-20-6155	0952-20-6156
森のたね	佐賀市新栄東二丁目4-23	0952-20-5339	0952-20-5349
KickSta	佐賀市卸本町5番11号	080-1731-8324	
ワンフラワー高木瀬教室	高木瀬東2丁目14-11	050-5574-4948	0952-43-3207
YUMEKAジュニア柳町店	柳町1-7	050-8885-7981	050-8885-7948
ジャルダン高木瀬教室	高木瀬東三丁目17-25	080-7984-6861	

◇サービス種類：放課後等デイサービス（重心児）

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
佐賀整肢学園こども発達医療センター	佐賀市金立町大字金立2215番地27	0952-98-2211	－
あおぞら	佐賀市大和町大字久留間3176番地1号	0952-62-0720	－
在宅サポートセンター・オークス　ピクニック	佐賀市金立町大字金立163番地3	0952-98-3771	－
奏	佐賀市高木瀬町大字長瀬196番地3号	0952-97-7200	－
医療的ケア対応　重心型デイ　にこっと	佐賀市神園3丁目3－25	050-5211-7658	0952-43-7010
医療的ケア児デイサービスちとせ～Mysig～	佐賀市北川副町光法1777番地8	0952-41-2177	0952-41-2178

◇サービス種類：保育所等訪問支援

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
佐賀県療育支援センター 児童発達支援センター くすのみ園	佐賀市大和町尼寺1231番地1	0952-62-2131	0952-51-2011
佐賀整肢学園こども発達医療センター	佐賀市金立町金立2215-27	0952-98-2211	0952-98-3391
そらまめ保育訪問支援	佐賀市川副町大字西古賀895番地6	0952-45-0071	0952-45-0026
療育サポートセンタークレア	佐賀市巨勢町大字牛島446-13	0952-37-9151	0952-37-9153
医療的ケア対応　重心型デイ　にこっと	佐賀市神園3丁目3－25	050-5211-7658	0952-43-7010
児童発達支援センターまんまる	佐賀市高木瀬町長瀬2489-1	0952-37-7205	0952-37-7206
それいゆ児童発達支援センター	佐賀市鍋島町大字蛎久226番地1	0952-36-8751	0952-36-8752
COMPASS発達支援センター佐賀中央	佐賀市佐賀市高木瀬東1丁目1-6-1	0952-97-7358	0952-97-7377
COMPASS鍋島	鍋島町八戸溝1293-9	0952-37-5938	0952-37-5939

③医療型障害児入所施設

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
佐賀整肢学園こども発達医療センター・ひまわり園	佐賀市金立町金立2215-27	0952-98-2211	0952-98-3391
若楠療育園	鳥栖市弥生が丘2丁目134番地１	0942-83-1121	0942-83-1755
からつ医療福祉センター・アルトン	唐津市双水2806	0955-70-3580	0955-78-0683

④福祉型障害児入所施設

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
佐賀県療育支援センター春日園	佐賀市大和町尼寺1231番地1	0952-62-2131	0952-51-2011
くろかみ学園	武雄市山内町大野7206-1	0954-45-2156	0954-45-3754

⑤指定医療機関（重症心身障害児）

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
独立行政法人国立病院機構　肥前精神医療センター	吉野ヶ里町三津160番地	0952-52-3231	0952-53-2864
独立行政法人国立病院機構　東佐賀病院	みやき町原古賀7324番地	0942-94-2048	0942-94-3137

６．特別児童扶養手当

（根拠：特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号））

特別児童扶養手当は、精神や身体に障がいを有する 20 歳未満の児童の養育者に支給され、その障害等級は、児童の障がいの程度に応じて 1 級、2 級とされている。

① 手当額（令和 8 年 4 月分から）

※ 手当の月額は、物価変動等の要因により改定される場合があります。

② 支給方法

1 級	対象児童 1 人につき　　月額　58,450 円
2 級	対象児童 1 人につき　　月額　38,930 円

年 3 回（4 月・8 月・11 月）支給月の 11 日に、前月分（11 月は当月分）までが支給される。

③ 所得制限限度額（平成 16 年 8 月分から）

受給者本人やその配偶者、扶養義務者（受給者と同居している父母など）の前年所得が下表限度額を超えた場合は、その年度（8 月分から翌年 7 月分まで）の手当の支給は停止となる。

扶養親族等の数	本　　人	配偶者及び扶養義務者
0　　人	4,596　千円	6,287　千円
1　　人	4,976　千円	6,536　千円
2　　人	5,356　千円	6,749　千円
3　　人	5,736　千円	6,962　千円
4　　人	6,116　千円	7,175　千円
5　　人	6,496　千円	7,388　千円

④ 支給対象児童数　　（各年度 3 月 31 日現在）

区　分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
1　級	184	199	194	192	218
2　級	545	605	612	610	682

（付表 1）補装具の種目

種　　目
義肢
装具
姿勢保持装置
車載用姿勢保持装置
視覚障害者安全つえ
義眼
眼鏡
補聴器
人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）
車椅子
電動車椅子
歩行器
起立保持具（児童のみ）
排便補助具（児童のみ）
歩行補助つえ（一本づえ除く）
重度障害者用意思伝達装置

（付表 2）日常生活用具の種目

種	目
介護・訓練支援用具	特殊寝台
	特殊マット
	特殊尿器
	体位変換器
	移動用リフト
	訓練いす（児のみ）
	浴槽内昇降機
	訓練用ベッド
自立生活支援用具	入浴補助用具
	便器
	頭部保護帽
	歩行補助つえ
	移動・移乗支援用具
	特殊便器
	火災警報機
	自動消火器
	電磁調理器
	歩行時間延長信号機用小型送信機
	聴覚障害者用屋内信号装置
	視覚障害者用音声ＩＣタグレコーダー
在宅療養等支援用具	透析液加温器
	ネブライザー
	自家発電機、外部バッテリー
	電気式たん吸引器
	酸素ボンベ運搬車
	視覚障害者用体温計（音声式）
	視覚障害者用体重計
	視覚障害者用血圧計（音声式）
	動脈中酸素飽和度測定器（ﾊﾟﾙｽｵｷｼﾒｰﾀｰ）
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置
	情報・通信支援用具
	点字ディスプレイ
	点字器
	点字タイプライター
	視覚障害者用ポータブルレコーダー
	視覚障害者用活字文書読上げ装置
	視覚障害者用拡大読書器
	暗所視支援眼鏡
	視覚障害者用時計
	聴覚障害者用通信装置
	聴覚障害者用情報受信装置
	人工内耳専用電池
	人工内耳用充電池
	人工内耳用充電器
	人工喉頭
	点字図書
排泄管理支援用具	ストーマ装具
	紙おむつ等
	収尿器
住宅改修費	居住生活動作補助用具
	天井走行型リフト

第６章　生　活　福　祉

１．生活保護のあらまし　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９９

２．被保護世帯・人員の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０１

３．地区別保護の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０２

４．扶助費の年度別比較　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０３

５．福祉・就労支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０４

６．生活自立支援センター　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０５

７．家計見直し相談室　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０５

８．生活困窮者住居確保給付金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０６

１．生活保護のあらまし

生活保護制度は、病気やケガ、障がい、高齢などの理由により十分な就労ができず、世帯の収入が少なく生活に困っている家庭（世帯単位）に対して、憲法第 25 条の理念に基づき、国の責任において最低限度の生活を保障するとともに、併せてその自立を助長することを目的とします。

生活保護は、国民の最低生活を保障するための最終的な社会保障施策であるため、保護を受けるには、まず自分の力でできる限りの努力をすることはもちろん、親族の扶養や他の法律などによる援助を受ける等、自分の生活の維持のためにあらゆる方法を講じなければなりません。

この制度によって保障される最低生活の水準は、健康で文化的な生活ができるものとされており、その基準は、年齢、世帯構成、所在地域及び要保護世帯の状況に基づいて厚生労働大臣が定めることになっています。

（1） 基本原理

ア　国家責任による最低生活の保障（法第 1 条）

イ　無差別平等（法第 2 条）

ウ　健康で文化的な最低生活の保障（法第 3 条）

エ　保護の補足性（法第 4 条）

補足要件

・本人の持つ資産、能力の活用

・民法に定める扶養義務の優先履行

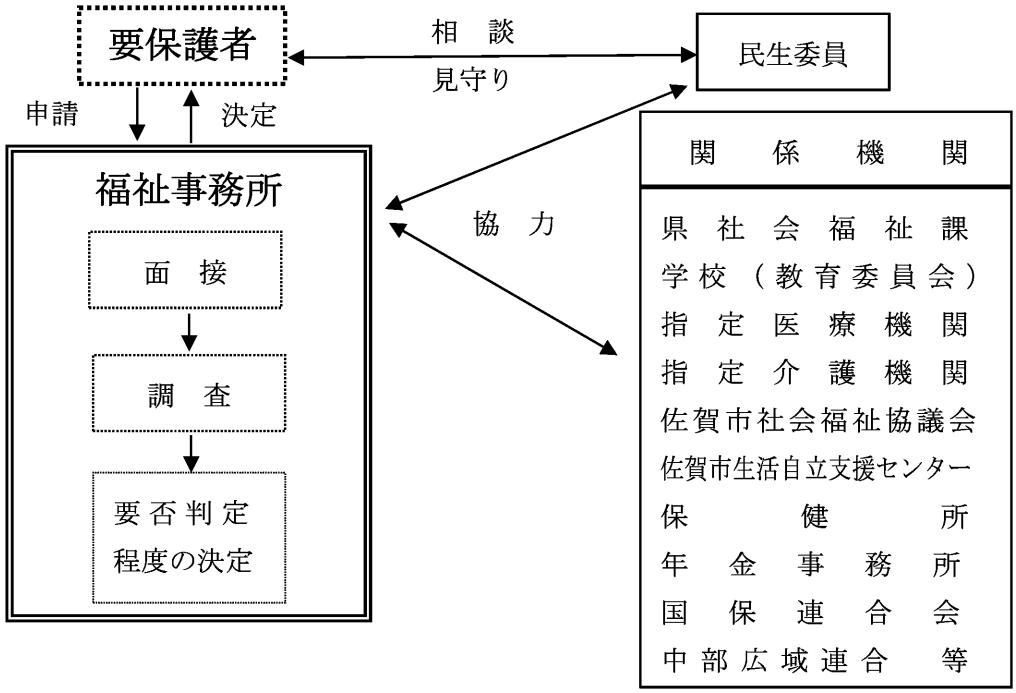
・他の法律に定める扶助が保護に優先

これらの手段を講じても、なお生活に困るときに、はじめて生活保護法が適用されます。

＊「法」とは生活保護法をいう。以下同じ。

（2） 申請から決定まで

保護を受けるには、まず「保護申請」が必要であり、本人又はその扶養義務者その他同居の親族による申請です（ただし、急迫する場合は職権による保護も可）。



（3） 保護費の決め方

生活保護費は、国が定めた「保護の基準」と、「世帯の収入」を対比して算定します。「世帯の収入」が「保護の基準」に満たない額を、生活保護費として月単位で扶助します。生活保護費は 8 種類ある扶助を合計した金額になります。基本的には生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助の合計となり、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助は臨時的に適用されます。

「保護の基準」は、国民生活水準の変動に応じ改定されます。

（4） 保護の種類

ア　生活扶助　衣食、その他日常生活の需要を満たすために必要な費用
イ　住宅扶助　家賃、家屋の補修その他住居の維持のために必要な費用
ウ　教育扶助　教材、学用品、給食、その他義務教育に必要な費用
エ　医療扶助　病気の治療に必要な費用、通院等に必要な交通費
オ　介護扶助　介護のため必要な費用
カ　出産扶助　出産のため必要な費用
キ　生業扶助　生業、技能修得又は高校就学及び就職支度に必要な費用
ク　葬祭扶助　葬祭を行うために必要な費用

（5）被保護者の権利と義務

ア　不利益変更の禁止（法第 56 条）　正当な理由がなければ、既に決定された保護を不利益に変更されることがない。
イ　公課の禁止（法第 57 条）　租税その他の公課を課せられることがない。
ウ　差押の禁止（法第 58 条）　保護金品を受ける権利を差し押さえられることがない。
エ　譲渡の禁止（法第 59 条）　保護を受ける権利は、譲り渡すことができない。
オ　生活上の義務（法第 60 条）　常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。
カ　届出の義務（法第 61 条）　収入、支出その他生計の状況や居住地、世帯の構成に変更があったときは、すみやかに、届け出なければならない。
キ　指示等に従う義務（法第 62 条）　保護の実施機関が、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。
ク　費用返還義務（法第 63 条）　急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内の額を返還しなければならない。

そのほか、不実の申請や不正な手段で生活保護を受給する行為に対しては、処分があります。（法第 85 条　刑法該当条文）

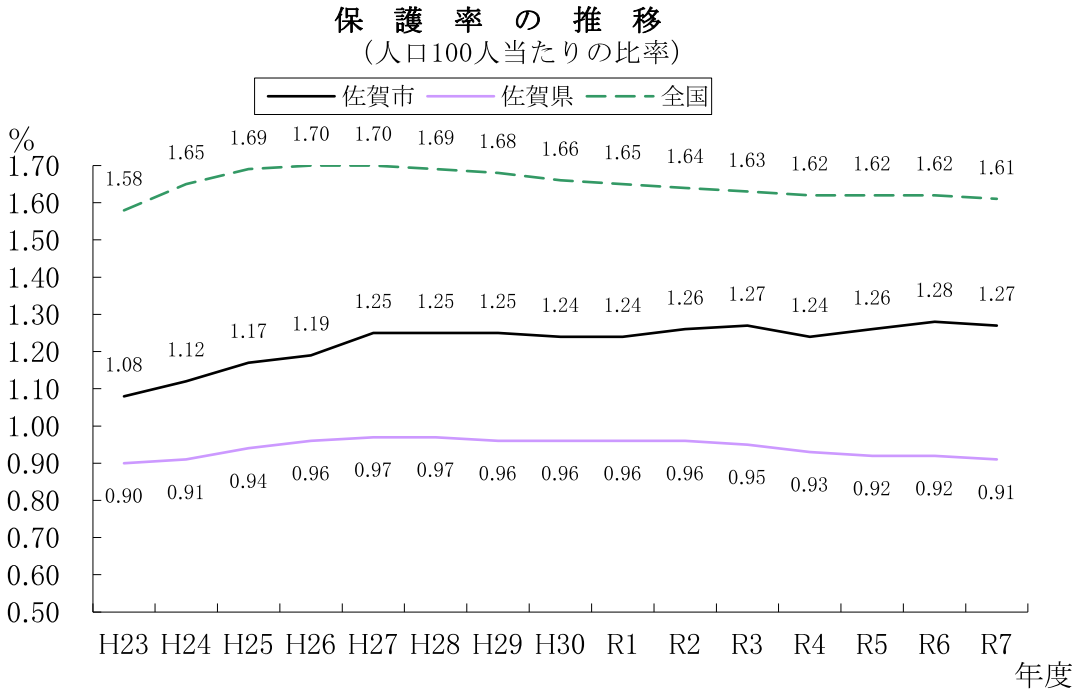
保護の実施機関が行った保護に関する処分に対して、被保護者に不服のあるときは、審査請求ができます。（法第 64 条・第 65 条・第 66 条）

２．被保護世帯・人員の推移

年度	被保護世帯	指　数（%）	被保護人員	指　数（%）	保護率（%）		
					佐賀市	佐賀県	全国
H23	2,040	100	2,598	100	1.08	0.90	1.58
H24	2,156	106	2,713	104	1.12	0.91	1.65
H25	2,215	109	2,784	107	1.17	0.94	1.69
H26	2,317	114	2,885	111	1.19	0.96	1.70
H27	2,392	117	2,942	113	1.25	0.97	1.70
H28	2,418	119	2,949	114	1.25	0.97	1.69
H29	2,427	119	2,934	113	1.25	0.96	1.68
H30	2,430	119	2,903	112	1.24	0.96	1.66
R1	2,474	121	2,927	113	1.24	0.96	1.65
R2	2,507	123	2,939	113	1.26	0.96	1.64
R3	2,494	122	2,895	111	1.27	0.95	1.63
R4	2,484	122	2,876	111	1.24	0.93	1.62
R5	2,513	123	2,900	112	1.26	0.92	1.62
R6	2,521	124	2,899	112	1.28	0.92	1.62
R7	2,503	123	2,868	110	1.27	0.91	1.61

$$\text{指　数} = \frac{\text{各年度}}{\text{H23年度}} \times 100 \qquad \text{保護率} = \frac{\text{被保護人員}}{\text{推計人口}} \times 100$$

※被保護世帯・人員については年度平均値。保護率については各年度4月分



３．地区別保護の状況

令和8年4月末日現在

地区名	住基人口	被保護世帯	被保護人員	保護率(%)
勧　興	6,455	102	113	1.75%
循　誘	8,670	186	211	2.43%
日　新	9,174	167	200	2.18%
赤　松	8,113	115	132	1.63%
神　野	11,069	136	151	1.36%
西与賀	5,836	89	105	1.80%
嘉　瀬	4,893	46	55	1.12%
巨　勢	5,493	47	55	1.00%
兵　庫	15,175	57	67	0.44%
高木瀬	14,275	166	189	1.32%
北川副	12,286	126	143	1.16%
本　庄	12,011	219	238	1.98%
鍋　島	12,477	136	161	1.29%
金　立	4,356	26	27	0.62%
久保泉	3,613	31	31	0.86%
蓮　池	1,594	13	13	0.82%
新　栄	6,654	91	99	1.49%
若　楠	7,774	115	141	1.81%
開　成	8,545	88	117	1.37%
諸　富	9,481	73	90	0.95%
大　和	23,451	97	107	0.46%
富　士	3,010	24	24	0.80%
三　瀬	1,055	6	6	0.57%
川　副	14,533	128	137	0.94%
東与賀	7,363	15	15	0.20%
久保田	7,122	33	38	0.53%
そ の 他	－	174	191	－
計	224,478	2,506	2,856	1.27%

※「その他」とは、救護施設、女性自立支援施設、依存症回復施設、住所不定等を指す。

$$\left[\text{保護率} \quad \frac{\text{被保護人員}}{\text{住基人口}} \times 100\right]$$

※保護率については、校区ごとの推計人口がないため、住基人口で算出する。

４．扶助費の年度別比較

人　員

（年度別月平均）

区分＼年度 (月平均)	R2		R3		R4		R5		R6		R7	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
保護世帯数及び保護人員数	2,507	2,939	2,494	2,895	2,484	2,876	2,513	2,900	2,521	2,899	2,503	2,868
生活扶助	2,237	2,649	2,219	2,603	2,214	2,585	2,212	2,577	2,197	2,545	2,098	2,431
住宅扶助	1,650	2,020	1,662	2,020	1,645	2,002	1,644	1,997	1,638	1,977	1,597	1,918
教育扶助	69	102	60	88	61	93	56	87	49	75	44	67
介護扶助	786	795	795	804	804	815	822	835	802	815	834	844
医療扶助	2,437	2,836	2,422	2,792	2,406	2,760	2,385	2,705	2,369	2,682	2,351	2,651
出産扶助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生業扶助	32	34	28	29	23	24	25	28	21	24	25	27
葬祭扶助	6	6	6	6	7	7	9	9	8	8	8	8

扶助費

（単位：千円）

種類＼区分＼年度	R4		R5		R6		R7	
	扶助費	構成比	扶助費	構成比	扶助費	構成比	扶助費	構成比
生活扶助	1,303,300	25.4	1,307,611	25.9	1,278,198	24.5	1,238,952	24.0
住宅扶助	655,765	12.8	663,039	13.2	659,586	12.7	658,172	12.8
教育扶助	8,422	0.2	8,103	0.2	6,799	0.1	6,404	0.1
介護扶助	194,920	3.8	194,656	3.9	183,344	3.5	184,968	3.6
医療扶助	2,847,331	55.5	2,736,449	54.3	2,951,314	56.7	2,930,329	56.8
出産扶助	14		248		226		547	
生業扶助	3,271	0.2	3,803	0.3	4,177	0.3	4,866	0.3
葬祭扶助	9,078		10,837		11,533		9,561	
施設事務費	105,945	2.1	113,996	2.3	112,636	2.2	121,666	2.4
就労自立給付金	593	0.0	1,076	0.0	1,427	0.0	1,906	0.0
進学・就職準備給付金	400	0.0	700	0.0	400	0.0	1,100	0.0
計（総計）	5,129,039	100.0	5,040,518	100.0	5,209,640	100.0	5,158,471	99.9

５．福祉・就労支援事業

平成24年８月１日からハローワーク佐賀と協力して本庁に「福祉・就労支援コーナー（愛称：えびすワークさがし）」を開設し、主に福祉サービスの対象者に就職の相談や職業紹介を行っています。

（1）相談件数　　（単位：件）

年月	新規相談件数		再相談件数		合計	
		支援対象者		支援対象者		支援対象者
令和７年　４月	27	15	153	90	180	105
５月	29	8	137	64	166	72
６月	24	13	118	60	142	73
７月	42	16	92	47	134	63
８月	65	29	100	69	165	98
９月	25	6	121	65	146	71
10月	42	12	140	71	182	83
11月	29	12	106	45	135	57
12月	29	9	105	43	134	52
令和８年　１月	39	14	100	44	139	58
２月	29	6	105	45	134	51
３月	27	4	90	31	117	35
合　　計	407	144	1367	674	1774	818

※　支援対象者＝生活保護受給者、児童扶養手当受給者等の福祉サービスの対象者

（2）　支援対象者の就職者数　　（単位：人）

年月	生活保護受給者		児童扶養手当		住宅手当		合計	
		HW紹介		HW紹介		HW紹介		HW紹介
令和７年　４月	5	2	8	7	0	0	13	9
５月	15	14	5	3	1	1	21	18
６月	1	1	8	3	2	2	11	6
７月	5	2	9	5	3	2	17	9
８月	4	4	3	3	0	0	7	7
９月	5	5	7	4	2	0	14	9
10月	7	5	9	7	0	0	16	12
11月	9	5	11	4	1	0	21	9
12月	5	2	5	4	0	0	10	6
令和８年　１月	3	3	6	4	1	0	10	7
２月	9	6	5	1	2	2	16	9
３月	4	2	6	4	1	0	11	6
合　　計	72	51	82	49	13	7	167	107

※　HW＝ハローワーク佐賀紹介分、受給の重複がある方は、左側を優先しています。

６．生活自立支援センター

生活困窮者等が経済的、社会的に早期に自立することを支援するため、平成25年10月25日に「佐賀市生活自立支援センター」を開設し、本人の状態に応じた包括的な自立相談支援事業、就労促進のための就労準備支援事業、貧困の連鎖の防止を図るための子どもの学習・生活支援事業等を実施しています。

（1）佐賀市生活自立支援センターの概要

所在地　　佐賀市八幡小路2番3号　八幡小路ビル2階

開設時間　午前10時～午後6時（土日、祝日、年末年始は閉館）

（2）支援実績

（単位：人）

		令和6年度	令和7年度
新規相談者数		617	797
支援対象者		513	646
内訳	自立相談支援	413	561
	就労準備支援	23	21
	学習・生活支援	77	64

（3）就職、進学等の実績

（単位：人）

		令和6年度	令和7年度
就職等	就職者	60	66
	福祉的就労参加者	6	6
	公共職業訓練受講者	1	2
進学等	高等学校（通信制を含む）	16	13
	大学・専門学校	8	9
	夜間中学	1	0

７．家計見直し相談室

家計の課題を抱える生活困窮者などからの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善の意欲を引き出した上で、必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行います。

（1）佐賀市家計見直し相談室の概要

所在地　　佐賀市白山一丁目2番13号　諸永ビル2階

開設時間　午前9時～午後6時（土日、年末年始は閉所）

（2）支援実績

（単位：人）

年　度	区　分	被保護者	生活困窮者	合　計
令和6年度	新規相談者	38	245	283
	支援対象者	41	309	350
	支援終了者	33	198	231
令和7年度	新規相談者	42	310	352
	支援対象者	54	425	479
	支援終了者	45	267	312

８．生活困窮者住居確保給付金

一定の要件を満たす者に対して、住まいの確保を目的とした給付金の支給を行っています。

（1）家賃の補助

住居確保就労支援員を配置し、離職、廃業から 2 年以内、もしくは休業等により収入が減少した者であって、就労能力と就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は失うおそれのある者を対象として、家賃相当分の住居確保給付金を支給するとともに、就職支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行っています。

ア　支給額

生活保護の住宅扶助額に準拠した額（上限の例）

（単身世帯：30,300 円、2 人世帯：36,000 円、3 人～5 人世帯： 39,400 円）

イ　支給期間

原則として 3 か月間とします。ただし、一定の条件を満たす場合には、3 か月を限度に支給期間を 2 回まで延長することができます。（最大 9 か月）

ウ　支援実績

年度	延べ相談者数	支給者数	就職者数		平均支給額
令和 6 年度	132 人	15 人 ※1	実就職者	8 人	78,098 円/人 ※1
			延べ就職者	11 人	
令和 7 年度	122 人	15 人	実就職者	11 人	104,887 円/人
			延べ就職者	14 人	

※1　令和 6 年度支給者数のうち 2 人は、決定後、生活保護開始となったため未支給。

（2 人を除いた平均支給額：90,113 円）

（2）転居費用の補助（令和 7 年度から）

配偶者の死亡や離職等により収入が減少し、住宅を喪失している者又は失うおそれのある者で、家計改善のために家賃が安い住宅に転居する必要があると認められる者を対象に、転居費用相当分の給付金の支給を行っています。

ア　対象経費

転居先への家財の運搬費用 、転居先の住宅に係る初期費用 （礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）、ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）、鍵交換費用　　※敷金や前家賃等は対象外

イ　支給上限額

単身世帯：90,900 円、2 人世帯：108,000 円、3 人～5 人世帯： 118,200 円など

ウ　支援実績

年度	延べ相談者数	支給者数	平均支給額
令和 7 年度	36 人	2 人	94,270 円/人

第７章　そ の 他 の 福 祉

１．民生委員・児童委員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０９

２．災害救助　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１２

３．避難行動要支援者支援対策事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１３

４．戦傷病者及び戦没者の遺家族等の援護　・・・・・・・・・・・・・・・　１１６

５．社会福祉法人の監査等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１６

６．多機関協働による相談支援包括化推進事業　・・・・・・・・・・・・・　１１７

７．アウトリーチ等を通じた継続的支援事業　・・・・・・・・・・・・・・　１１８

８．参加支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１８

１．民生委員・児童委員

民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

（１） 制度のあゆみ

民生委員・児童委員制度は、我が国特有の制度であり、社会福祉事業の中で極めて重要な役割を果たしてきた。

①岡山県で「済世顧問制度」が創設された。（大正 6 年）
②大阪府で「方面委員制度」が創設された。（大正 7 年）
③佐賀県で「方面委員制度」が創設された。（大正 13 年）
佐賀県社会事業協会が設置主体となり「佐賀県方面委員制度」が創設された。
④全国で「方面委員制度」が創設された。（昭和 3 年頃）
済世顧問と方面委員の両制度を基に、各都道府県に方面委員制度が置かれた。
⑤方面委員令が公布され、法令に基づく制度が確立した。（昭和 11 年）
国の法令に基礎を置く制度が確立し、今日の民生委員制度の原型ができた。
⑥方面委員から民生委員に名称が変更された。（昭和 21 年）
民生委員令の制定に伴い、名称が方面委員から民生委員に変更され、職務内容も貧困者の指導援助だけでなく、児童、母子、老人等幅広く地域住民を対象にすることになった。
⑦児童福祉法の制定（昭和 22 年 12 月 12 日）
児童福祉法が制定され、民生委員は児童委員を兼任することになった。
⑧民生委員法の制定（昭和 23 年 7 月 29 日）
民生委員制度をより適正に組織づけるため、民生委員法が制定された。
⑨主任児童委員制度の創設（平成 6 年 1 月 1 日）
児童を取り巻く社会環境の変化に対応するため、児童福祉に関する事項を専門に担当する民生児童委員として「主任児童委員制度」が発足した。

（２） 任務・定数・任期・身分

①任務（民生委員法第 1 条）
民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。
②定数（民生委員法第 4 条）
民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、都道府県の条例で定める。
条例を制定する場合においては、県知事があらかじめ市町村の区域ごとにその区域の市町村長の意見を聞くものとする。
③任期（民生委員法第 10 条）
民生委員の任期は、３年（補欠委員の任期は、前任者の残任期間）とする。
④身分（地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号）
「法令により設けられた委員の職で非常勤のもの（地方公務員第３条第３項第２号）」にあたり、特別職の地方公務員に該当する。特別職の地方公務員といっても、地方公務員法の適用はなく、民間奉仕者としての特色ある活動は制限されない。

（３） 職務内容

①民生委員の職務内容（民生委員法第 14 条）
・住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
・生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
・福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
・社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
・福祉事務所その他の関係機関の業務に協力すること
・その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

② 児童委員の職務内容（児童福祉法第 17 条）

・児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと
・児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
・児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること
・児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
・児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
・その他、必要に応じて、児童及び助産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと

③ 主任児童委員の職務内容（児童福祉法第 17 条）

・児童の福祉に関する機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うこと
・区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこと

（４） 民生委員・児童委員の定数（令和 8 年 4 月 1 日現在）

551 人（うち主任児童委員定数 54 人）

（５） 地区協議会別民生委員・児童委員の実数（令和 8 年 4 月 1 日現在）

地区名	民生委員・児童委員数	内訳		地区名	民生委員・児童委員数	内訳	
		男	女			男	女
勧　興	16（2）	3	13	久保泉	9（2）	5	4
循　誘	25（2）	10	15	蓮　池	7（2）	3	4
日　新	25（1）	4	21	新　栄	15（2）	5	10
赤　松	18（2）	3	15	若　楠	17（1）	8	9
神　野	25（2）	6	19	開　成	18（2）	8	10
西与賀	13（2）	8	5	諸　富	25（2）	11	14
嘉　瀬	12（2）	6	6	大　和	51（3）	23	28
巨　勢	11（2）	3	8	富　士	27（2）	13	14
兵　庫	20（2）	8	12	三　瀬	10（2）	6	4
高木瀬	29（2）	11	18	川　副	48（3）	33	15
北川副	27（2）	13	14	東与賀	20（2）	9	11
本　庄	21（2）	13	8	久保田	18（2）	8	10
鍋　島	15（2）	8	7	合　計	531（52）	231	300
金　立	9（2）	3	6				

※（　）は、主任児童委員数（民生委員・児童委員数に含む。）

（６） 経験年数内訳（令和 8 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

3 年未満	3 年以上 6 年未満	6 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上 30 年未満	30 年以上
255	119	98	50	9	0

（７） 活動状況（令和７年度）

項目			年間取扱件数	年間１人あたりの取扱件数
相談・支援件数	（内容別）	在宅福祉	708	1.3
		介護保険	268	0.5
		健康・保健医療	1,024	1.9
		子育て・母子保健	165	0.3
		子どもの地域生活	1,705	3.1
		子どもの教育・学校生活	632	1.1
		生活費	243	0.4
		年金・保険	24	0.0
		仕　事	45	0.1
		家族関係	340	0.6
		住　居	179	0.3
		生活環境	763	1.4
		日常的な支援	5,369	9.7
		その他	5,331	9.7
		計	16,796	30.5
	（分野別）	高齢者に関すること	10,413	18.9
		障がい者に関すること	618	1.1
		子どもに関すること	3,122	5.7
		その他	2,643	4.8
		計	16,796	30.5

その他の活動件数	調査・実態把握	9,753	17.7
	行事・事業・会議への参加協力	15,643	28.4
	地域福祉活動・自主活動	32,440	58.9
	民児協運営・研修	16,969	30.8
	証明事務	494	0.9
	要保護児童の発見の通告・仲介	59	0.1
	計	75,358	136.8

訪問件数	訪問・連絡活動	108,132	196.2
	その他	54,783	99.4

連絡調整回数	委員相互	20,784	37.7
	その他の関係機関	13,170	23.9

活動日数	83,064	150.8

※年間１人あたりの取扱件数は、民生委員・児童委員定数（５５１人）で除して算出

２．災害救助

（１）　災害救助法に基づく救助

災害で広範囲に及び、救助を必要とする者が多数ある場合には、法律の適用を受けて救助が行われる。

（２）　災害弔慰金の支給等に関する法律による救済

一定規模以上の自然災害により死亡した者又は重度の障害を受けた者があるときは、災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給する。また、世帯主が１ヶ月以上の負傷を負った場合、住宅が全壊、又は半壊した場合等には、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けをする。（対象となる自然災害の規模は、弔慰金・見舞金と貸付金では異なる。）

（３）　小災害罹災者に対する見舞金の支給

火災又は洪水等の災害によって、一定以上の住居の被害を受けた場合には、被害の程度により罹災者の自立更正を助けるため見舞金・弔慰金を支給している。

①　見舞金・弔慰金支給基準

区　　分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上の世帯
見舞金	全壊、全焼、全流失等	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円	５人世帯の金額に１人増すごとに 10,000 円を加える。
	半壊、半焼、半流失等	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	５人世帯の金額に１人増すごとに 5,000 円を加える。
弔　慰　金		死亡した者１人につき 150,000 円					

②　罹災状況　　（単位：世帯数）

種類＼年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
全壊、全焼、全流失	11	5	9	4	10	8	3
半壊、半焼、半流失	3	0	1	1	1	0	0

（４）　罹災証明書の交付

地震、暴風、豪雨などの自然災害（火災を除く）によって家屋等への被害を受けた際に、保険請求の手続きなどのために証明が必要な場合、「罹災証明書」または「被災届出証明書」を発行している。

・罹災証明書

住家（現にお住まいの建物）に被害を受けた場合。

※住家への被害がなく、車庫や物置のみの被害は「被災届出証明書」となる。

・被災届出証明書

店舗、事務所等の事業の用途で使用している建物又は事務所等の建物と一体として使用している車庫や物置、看板等の工作物、車両に被害を受けた場合等。

３．避難行動要支援者支援対策事業

地震や台風などの災害時やそのおそれがある時に高齢者や障がいがある人などひとりで逃げることが難しい「避難行動要支援者」について、佐賀市と地域で情報を共有し、平常時の見守り体制や避難支援体制づくりを目指す。

具体的には、一定の対象要件を満たす避難行動要支援者の名簿を作成し、その名簿に記載されている人に外部への情報提供について同意の確認を行う。確認に対し、同意した者を集約した同意方式名簿を作成し、民生委員、自治会などの避難支援等関係者に提供する。

この名簿をもとに、平常時からの見守り活動や災害時の安否確認・避難支援等を行い、「地域力」を活かした見守りや避難支援の体制づくりを推進する。

（１） 対象者

主として要介護認定を受けている人、障がいがある人などのうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にひとりで避難することが困難な人であって、生活の基盤が自宅にあり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する以下の要件に該当する人をいう。

イ　要介護認定を受けている人（要介護１～５）
ロ　身体に障がいがある人（身体障害者手帳の肢体（下肢・体幹）１～３級、視覚１～３級、聴覚２～３級のいずれかを所持）
ハ　知的障がいがある人（療育手帳Ａを所持）
ニ　精神障がいがある人（精神障害者保健福祉手帳１～２級を持つ単身世帯者）
ホ　難病や発達障がいがあり支援が必要な人
ヘ　病気やケガなどにより支援が必要な人
ト　市又は避難支援等関係者が避難支援の必要性を認めた人（旧災害時要援護者を含む）

（２） 登録数一覧

■避難行動要支援者名簿登録数一覧（各年２月末現在）

年	避難行動要支援者	同意者	避難支援員	避難支援員確保率
R2	12,304	3,494	1,364	39.0%
R3	12,603	2,925	1,275	43.5%
R4	13,078	2,715	1,183	43.5%
R5	12,261	2,383	1,037	43.5%
R6	12,647	2,253	1,330	59.0%
R7	11,562	1,957	1,130	57.7%
R8	9,794	5,242	1,016	19.3%

（３）福祉避難所・福祉避難施設

高齢者や障がい者など、公民館等の指定避難所での生活が困難な人のために、必要に応じて開設する。

①福祉避難所（13ヶ所）

施　設　名	所　在　地	電話番号
平松老人福祉センター	末広二丁目12番5号	0952-22－0441
巨勢老人福祉センター	巨勢町大字高尾83番地7	0952-24－5433
開成老人福祉センター	鍋島町大字森田27番地5	0952-32－1730
金立いこいの家	金立町大字千布2314番地1	0952-98－0540
諸富町公民館	諸富町大字諸富津47番地1	0952-47－4995
諸富文化体育館	諸富町大字諸富津52番地	0952-47－7977
春日公民館	大和町大字尼寺1875番地	0952-62－3151
大和老人福祉センター	大和町大字久池井2970番地	0952-62－0461
富士公民館	富士町大字古湯2624番地	0952-58－2882
富士北部デイサービスセンター	富士町大字大野1060番地12	0952-57－2250
三瀬保健センター	三瀬村藤原3882番地6	0952-56－2200
川副保健センター	川副町大字鹿江442番地	－
東与賀保健福祉センター	東与賀町大字下古賀1193番地	0952-45－8022

②福祉避難施設（33ヶ所）

【介護老人福祉施設（12ヶ所）】

施　設　名	所　在　地	電話番号
特別養護老人ホーム　扇寿荘	嘉瀬町大字中原2585番地	0952-28－6166
特別養護老人ホーム　ケアポート晴寿	高木瀬町大字東高木1170番地	0952-30－1165
特別養護老人ホーム　つぼみ荘	北川副町大字光法1480番地2	0952-25－2803
特別養護老人ホーム　春庵	鍋島町大字蛎久1313番地	0952-31－0711
特別養護老人ホーム　桂寿苑	久保泉町大字川久保1986番地	0952-98－3521
特別養護老人ホーム　福壽園	諸富町大字諸富津209番地3	0952-47－5091
特別養護老人ホーム　シオンの園	大和町大字久留間3865番地1	0952-62－5566
特別養護老人ホーム　ロザリオの園	大和町大字久池井1386番地2	0952-62－0303
特別養護老人ホーム　なごみ荘	富士町大字小副川562番地	0952-64－2314
特別養護老人ホーム　シルバーケア三瀬	三瀬村三瀬38番地1	0952-56－2947
特別養護老人ホーム　けやき荘	川副町大字福富866番地1	0952-45－5193
特別養護老人ホーム　南鷗荘	久保田町大字久富3459番地2	0952-68－2136

【養護老人ホーム（1ヶ所）】

施　設　名	所　在　地	電話番号
佐賀整肢学園・佐賀向陽園	金立町大字金立 801 番地 1	0952-98－1074

【地域密着型介護老人福祉施設（1ヶ所）】

施　設　名	所　在　地	電話番号
きんりゅうケアセンター　桂寿苑	金立町大字千布 4088 番地 1	0952-71－8055

【介護老人保健施設（11ヶ所）】

施　設　名	所　在　地	電話番号
介護老人保健施設　エバーグリーン	嘉瀬町大字中原 1965 番地 1	0952-22－2300
独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院附属介護老人保健施設	兵庫南三丁目 8 番 1 号	0952-22－3121
介護老人保健施設　みどりの園	兵庫町大字渕 1912 番地 1	0952-33－9977
介護老人保健施設　きりん	金立町大字薬師丸 1274 番地 1	0952-98－0120
介護老人保健施設　ライフエイド	久保泉町大字川久保 5403 番地	0952-98－3377
介護老人保健施設　徐福の里	諸富町大字大堂 1049 番地の 4	0952-34－8880
介護老人保健施設　白壽園	諸富町大字諸富津 220 番地	0952-47－5115
介護老人保健施設　しょうぶ苑	大和町大字尼寺 3227 番地 1	0952-62－6511
介護老人保健施設　メイプルハウス	川副町大字早津江 265 番地	0952-45－8161
介護老人保健施設　レストピア	東与賀町大字下古賀 1349 番地	0952-45－8181
介護老人保健施設　シンフォニー佐賀	久保田町大字新田 3679 番地	0952-68－4070

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（1ヶ所）】

施　設　名	所　在　地	電話番号
グループホーム愛らんど	蓮池町小松 843 番地 2	0952-97－1318

【障がい者福祉施設（7ヶ所）】

施　設　名	所　在　地	電話番号
長光園障害者支援センター	兵庫南二丁目 16 番 39 号	0952-29－5284
佐賀整肢学園こども発達医療センター	金立町大字金立 2215 番地 27	0952-98－2211
佐賀整肢学園　オークス	金立町大字金立 168 番地 1	0952-98－3770
障害者支援施設　はがくれ学園	久保泉町大字川久保 4466 番地 1	0952-98－2575
いとし子の家	大和町大字久池井 1407 番地 11	0952-62－1611
富士学園	富士町大字内野 209 番地 8	0952-63－0107
めぐみ園	東与賀町大字飯盛 1584 番地	0952-34－7722

４．戦傷病者及び戦没者の遺家族等の援護

（１）　戦没者（軍人・軍属・準軍属）の遺族援護

ア　恩給法…普通恩給（加算関係）・傷病恩給・扶助料

イ　援護法…弔慰金・遺族年金・給与金・障害年金

ウ　特別法…戦没者等の妻に対する特別給付金・戦傷病者等の妻に対する特別給付金・戦没者の父母等に対する特別給付金・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の受給関係の受付事務

（単位：件）

区別＼年度		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
特別弔慰金		0	1815	69	129	0	0	1032
特別給付金（戦没者等の妻）		0	0	0	1	4	4	0
〃（戦傷病者等の妻）		0	0	6	0	0	0	0
〃（戦没者の父母等）		0	0	0	0	0	0	0
特別給付金	国債貸付	0	0	0	0	0	0	0
	国債買上	0	0	0	0	0	0	0
特別弔慰金	国債貸付	0	0	0	0	0	0	0
	国債買上	0	0	1	0	1	0	0

（２）　戦没者慰霊祭への補助等

市単独事業として戦没者の慰霊祭等への補助金の交付、その他の助成を行っている。

５．社会福祉法人の監査等

主たる事務所が佐賀市内にあり、佐賀市内のみでその事業を実施する社会福祉法人について、所轄庁として、社会福祉法人の設立認可、定款変更等の認可及び届出の受領や、法人運営及び会計経理などに対する助言、改善指導を行う。

○対象となる法人数：62 法人（令和８年４月１日現在）

該当施設・団体	法人数
障がい者福祉施設関係	15
老人福祉施設関係	12
保育所・認定こども園関係	33
児童養護施設	1
社会福祉協議会	1

６．多機関協働による相談支援包括化推進事業

多分野・多職種にわたる支援関係機関等の連携体制を構築するとともに、地域に必要な社会資源を創出することで、複合的な課題を抱える方の自立の促進を図るため、重層的支援体制整備事業のひとつとして「多機関協働事業」に取り組んでいる。

（１）　支援の対象者

次のいずれかに該当する人（世帯）

① 世帯の中に、福祉の悩みや問題を抱える人が複数人いる。
② 本人が、複数の福祉の問題や悩みを抱えている。
③ 既存の福祉サービスの活用が困難な悩みや問題を抱えている。
④ 上記①から③までが複合している。

（２）　事業内容

① 相談支援包括化推進員の配置
② 相談者等に対する支援の実施
③ 相談支援包括化ネットワークの構築
④ 重層的支援会議の開催
⑤ 自主財源の確保のための取組の推進
⑥ 新たな社会資源の創出
⑦ 相談支援業務の向上を図るために必要となる事業（研修等）

（３）　事業の委託先

社会福祉法人　佐賀市社会福祉協議会

（４）　相談先

福祉まるごと相談窓口
・佐賀市役所　１階　14 番窓口（佐賀市栄町１番１号）
・電話　0952-40-7247
・開設時間　月曜日～金曜日　８：30～17：00
（土・日・祝日、年末年始を除く。）

７．アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

住民に身近な圏域において、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みる体制を構築することを支援するコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）を配置し、支援を届ける人との信頼関係の構築やつながりの形成に力点を置きつつ、支援活動を実施する。

（１） ＣＳＷの活動内容

① 支援関係機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集
② 事前調整
③ 関係性構築に向けた支援
④ 家庭訪問・同行支援など

（２）事業の委託先

社会福祉法人　佐賀市社会福祉協議会

８．　参加支援事業

地域の社会資源等とマッチングを行いながら、個別性の高い支援メニューをつくり、社会とのつながりづくりにむけて、多様な社会参加の実現を目指す支援を行う。

（１）ＣＳＷの活動内容

① 相談受付
② プラン作成
③ 支援の実施
④ 終結

（２）事業の委託先

社会福祉法人　佐賀市社会福祉協議会

第８章　佐賀市社会福祉協議会

１．佐賀市社会福祉協議会組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２１

２．社会福祉事業拠点区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２２

３．施設経営事業拠点区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３６

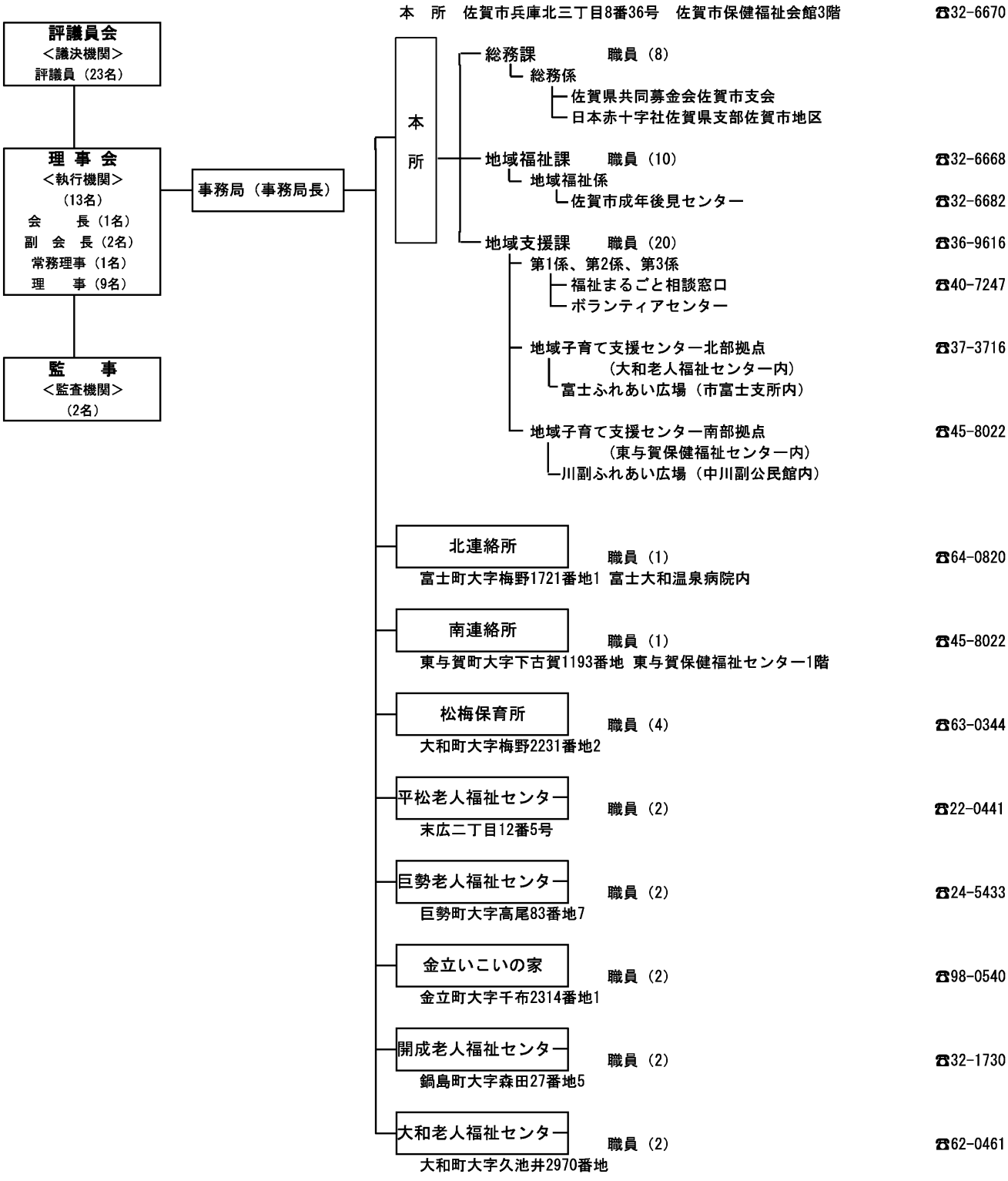
４．認可外保育施設運営拠点区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３８

５．その他の事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３８

<参考資料>
「生活福祉資金貸付事業」・「臨時特例つなぎ資金貸付事業」の貸付条件等一覧表
・・・・・・・・・・・・・・・　１４２

１．佐賀市社会福祉協議会組織図

R8.4.1時点



２．社会福祉事業拠点区分

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	対　象	令　和　７　年　度　実　績（千円）		令和８年度予算額（千円）
法人運営事業	理事会の開催	社協の経営・運営について執行責任をもつ役員による理事会を開催する	役員（理事・監事）	定数：理事 13 人・監事 2 人 ・理事会：4 回開催	165	270
	評議員会の開催	予算、決算、事業計画及び事業報告、定款の変更、理事の選出をはじめ、重要な事項を議決する機関として定期的に開催する	評議員	定数：評議員 23 人 ・評議員会：1 回開催		
	評議員選任・解任委員会の開催	評議員選任・解任委員会の開催	評議員選任・解任委員	定数：評議員選任・解任委員 5 人 ・評議員選任・解任委員会：1 回開催	12	12
	苦情の受付	苦情解決システム管理要綱に基づき、利用者等からの苦情について適切な解決を図る	市民	苦情解決システムでの対応なし 対応件数　0 件	0	8
地域福祉活動事業	広報活動	① 佐賀市社会福祉大会 福祉活動推進の意識を高めるとともに、社会福祉事業の振興発展を図ることを目的に福祉功労者表彰・感謝状を贈呈する ② 社協だより“愛・あい”の発行 ③ ホームページの更新	① 市内の福祉関係者 ② 市内全世帯及び事業所	①　・佐賀市福祉功労者表彰 福祉功労者：表彰状　60 名／感謝状贈呈　1 名 4 団体 ・佐賀市社会福祉大会参加者数：445 名 ② 社協だよりの発行 発行時期：年 3 回（春夏・秋・新春号） 発行部数：1 回につき 107,000 部（全戸配布） （各事業へ予算措置あり）	3,257	4,102
	地域福祉活動計画の推進	第５期計画（令和８年度～令和 12 年度）の推進に向けて、策定推進委員会を開催し、進捗状況を確認するとともに、計画に沿って進めていく。	一般市民	策定推進委員会（3 回）を開催し、第 4 期地域福祉活動計画（令和 3 年～令和 7 年）の活動報告と第 5 期地域福祉活動計画（令和 8 年～令和 12 年）を策定した。	1,165	231
	ボランティアセンター事業	① ボランティアセンター運営事業 ② ボランティア団体等助成事業 ③ 各町村ボランティア連絡協議会活動助成 ④ 災害ボランティアセンター事業	① 一般市民 ② ボランティア団体 ③ ボランティア団体 ④ ボランティア等	①・ふくしの保険の受付 ボランティア活動保険/ボランティア行事用保険/福祉サービス総合補償/送迎サービス補償 事故申請：8 件 ・ボランティア連絡協議会の事務局を担い、ボランティアのつどい、研修会を企画実施した ② ボランティア活動への助成 ボランティア団体：31 団体 ③ ボランティア連絡（推進）協議会：7 団体 ④ 佐賀市協働推進課・佐賀災害支援プラットフォーム（SPF）との三者連携会議を開催した　2 回	4,587	3,441
	高齢者ふれあいサロン事業 （佐賀市委託）	孤立感の解消及び生きがいづくりや健康づくりを目的に実施される高齢者サロンに対し運営費の助成とサロン設立や運営の支援等を行う。	概ね 60 歳以上の閉じこもりがちな高齢者	サロン数：204 サロン ・実施回数：延べ 3,612 回 ・参加者数：延べ 52,645 人 サロン遊具の貸出：15 種類（延べ 157 回）	21,954	23,286

<table>
<tr><th>区　分</th><th>事　業　名</th><th>事　業　の　概　要</th><th>対　象</th><th colspan="2">令　和　7　年　度　実　績（千円）</th><th>令和８年度
予算額
（千円）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">地域福祉活動事業</td><td>地域子育て支援センター事業</td><td>子育て中の親子が気軽に集うことができる広場を身近な地域に設置し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する
① 交流の場の設置
大和ふれあい広場（北部拠点）
富士ふれあい広場（出張）
東与賀ふれあい広場（南部拠点）
川副ふれあい広場（出張）
② 子育て等に関する相談、援助の実施
③ 子育て世代に向けた地域の子育て情報、及び広場の関連情報の提供
④ 子育て及び子育て支援に関する講習
⑤ サークル支援の実施、地域との交流促進
⑥ 地域支援の一環として、地域に出向き親子で楽しみながら保護者同士の交流を図る</td><td>未就学児及びその親
祖父母、妊婦、一般市民</td><td>① 子育て親子が自由に利用できる交流の場を設置した。
・地域のボランティアグループ協力による子育てサロン
延 62 回　参加者数 686 人
② 子育てに不安を抱えた親からの相談
・相談内容:育児・就園・親の問題・家族・地域
延 335 件
③ ・情報紙「スマイルファミリー」
年 6 回発行　約 3,000 部
・インスタグラムによる情報発信
④ 子育て中の保護者を対象とした専門職による講座
（内容:児童虐待防止・歯科・保活・足育・乳幼児救急法・防災）
実施数 9 回　参加者数 176 人
⑤ 地域にある施設等に出向き、地域の子育てサークルの活動支援及びサークル活動の場として広場を提供した。
（北部拠点：44 回　南部拠点：24 回）
⑥ 出張サロン
（三瀬 3・松梅 3・久保田 2・大詫間・南川副・西川副）
計 11 回　延参加者数 137 人</td><td>24,704</td><td>24,710</td></tr>
<tr><td>多機関協働事業
（佐賀市委託）</td><td>各分野（高齢・障がい・子ども・生活困窮など）の単独の相談支援機関では対応が困難な複雑化・複合化した課題を抱える世帯（人）の相談に応じる。
課題を抱える世帯（人）に対する会議を、分野を超えた相談支援機関等と開催する。</td><td>一般市民</td><td>福祉まるごと相談窓口（佐賀市市役所 1 階 14 番）に専任の相談支援包括化推進員を 2 名配置
相談件数
<table><tr><th>延べ相談件数</th><th>新規相談</th></tr><tr><td>1,474 件</td><td>745 人</td></tr></table>・重層的支援会議　10 回（実 6 ケース）
・支援会議　11 回（実 7 ケース）
・情報共有会議　3 回（実 3 ケース）</td><td>19,660</td><td>19,649</td></tr>
<tr><td>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
（佐賀市委託）</td><td>アウトリーチと伴走型により個別支援を実施。地域での会議や行事などに積極的に参画し、各関係機関等と情報共有を図り、地域住民と協力しながら地域課題の早期発見や解決に努めていく</td><td>一般市民</td><td>市内 32 校区を 3 つのエリアに分け、16 人の地域担当職員（CSW）を配置
〈支援件数〉
・延べ支援件数　2,550 件
・新規相談　158 人
〈地域支援〉
・延べ支援件数　3,887 件</td><td>37,902</td><td>37,092</td></tr>
<tr><td>参加支援事業
（佐賀市委託）</td><td>対象者のニーズや課題を把握し、支援計画を基に、地域の社会資源を活用し、交流の場づくりから就労・居住支援など社会に参加していけるよう継続的な支援を関係機関と連携しながら展開する</td><td>一般市民</td><td>〈支援件数〉
・延べ支援件数　469 件（うち新規相談 0 件）
〈連携機関〉
・地域（自治会長、民生委員、近隣住民　等）
・関係機関（佐賀市役所、障がい者関係事業所、
佐賀市生活自立支援センター 等）</td><td>10,309</td><td>10,177</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>区　分</th><th>事　業　名</th><th>事　業　の　概　要</th><th>対　象</th><th>令　和　7　年　度　実　績（千円）</th><th></th><th>令和８年度
予算額
（千円）</th></tr>
<tr><td rowspan="5">地域福祉活動事業</td><td>第２層生活支援コーディネーター事業
（佐賀市委託）</td><td>地域包括ケアシステムの実現に向け、住民が抱える生活課題（ゴミ出し、外出、買い物など）を住民と協働して、解決に向けたしくみづくりを行う。</td><td>一般市民</td><td>おおむね中学校圏域に１人、計 15 人を第２層生活支援コーディネーターとして配置
〈支援件数〉
・延べ支援件数：3,614 件
・新たな仕組みづくり支援：28 件
・高齢者サロン開設：4 件（若楠 3・西川副）
・コミュニティカフェ開設：6 件
（西与賀、高木瀬、鍋島、東与賀 2、久保田）
・地域食堂：1 件（新栄）
・こどもの居場所：1 件（高木瀬）
・フリースペース：1 件（高木瀬）
・校区社協設立準備会：1 件（春日北）
・校区社協設立：1 件（春日北）
・校区社協内のふくしを考える協議体：3 件（本庄、東与賀、久保田）
・コープさが生協による移動販売：9 件（本庄 5、春日、川上 3）
・安心カード：1 件（西川副）</td><td>45,000</td><td>45,000</td></tr>
<tr><td>民生委員・児童委員活動支援事業</td><td>住民の福祉の向上のため地域福祉活動の推進を日々行っている民生委員児童委員の活動に対し支援・協力を行う</td><td>民生委員・児童委員</td><td>① 役員会、会長会、地区民協定例会への参加
② 民生委員・児童委員協議会会長会研修への補助
③ 民生委員・児童委員の集いへの補助
④ 地域福祉推進部会、児童福祉推進部会、広報・研修推進部会及び主任児童委員連絡部会との連携</td><td>532</td><td>683</td></tr>
<tr><td>児童遊園地整備助成事業</td><td>市内地区自治会が児童福祉対策として、児童遊園地の新設、増設及び補修を行った場合、市とともに助成金を交付する</td><td>地区自治会が管理している児童遊園地</td><td>新設：4 件　/　増設：2 件　/　外枠取替：1 件</td><td>467</td><td>76</td></tr>
<tr><td>小災害罹災世帯に対する見舞</td><td>災害により罹災者が物的・精神的な援護が必要な状況において、自力更生の一時的な援助を図るため見舞金を支給する</td><td>罹災世帯</td><td>罹災世帯に対し、見舞金を支給した
<table><tr><td></td><td>件数</td><td>罹災世帯</td><td>罹災人数</td></tr><tr><td>火災</td><td>2 件</td><td>2 世帯</td><td>2 人</td></tr></table></td><td>40</td><td>600</td></tr>
<tr><td>実習生の受け入れ</td><td>市内に住所または帰省先を有する者及び県内の大学等に在学する者で、社会福祉専門職に成るために熱意と情熱を持つ者に対し、国家試験受験資格取得のための社会福祉現場実習又は大学等の卒業単位取得のための実地教育の場を提供し、社会福祉の増進に繋がるよう指導・育成を行う。</td><td>社会福祉士等を目指す学生等</td><td>受入件数
<table><tr><td>種別</td><td>人数（校数）</td></tr><tr><td>社会福祉士</td><td>3 人（3 校）</td></tr><tr><td>介護福祉士</td><td>3 人（1 校）</td></tr><tr><td>介護職員初任者研修</td><td>4 人（1 校）</td></tr><tr><td>教員免許特例法による介護等体験</td><td>19 人（1 校）</td></tr><tr><td>看護学科学生　老年看護基礎実習</td><td>29 人（1 校）</td></tr></table></td><td>16</td><td>16</td></tr>
<tr><td>福祉体験学習指導者派遣事業</td><td>地域、企業、学校等で開催される福祉総合学習（車椅子介助、アイマスク体験、高齢者疑似体験等）に指導者を派遣し、福祉教育の推進を図る</td><td>学校等</td><td><table><tr><td>種　別</td><td>延講座数</td><td>派遣数</td></tr><tr><td>アイマスク</td><td>39</td><td rowspan="4">小学校：15 校
中学校：　3 校
高校：　0 校
企業：　0 件
地域：　0 件</td></tr><tr><td>高齢者疑似体験</td><td>41</td></tr><tr><td>車椅子体験</td><td>39</td></tr><tr><td>合　計</td><td>119</td><td></td></tr></table></td><td>679</td><td>446</td></tr>
</table>

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	対　象	令　和　7　年　度　実　績（千円）		令和８年度 予算額 （千円）
地域福祉活動事業	生活困窮者支援事業	生活にお困りの方へ相談を受けながら緊急的に活用できる食料や日用品の配布、アウトリーチ支援を実施する。	一般市民等	食料品生活用品等支援 配布　84 世帯　121 人分(延べ) 提供例：レトルト食品・防災食・ベビー用品他	335	160
	子ども・子育て地域推進事業	子ども子育て支援に関心が強地域に対し、市社協からアプローチを行い、地域に即した情報交換会や研修会等を実施提案していく	一般市民、福祉団体及びグループ	・講演会を開催　参加者数　52 人 ・情報共有会議（嘉瀬校区）１回 ・校区で開催されたヤングケアラー勉強会での講話 ２回（金立・中川副）	41	0
	新入生応援プロジェクト	通学用の自転車を寄贈し、子どもが健やかに学校生活を送れるよう支援を行う。	中学校、高等学校、専修高等学校に進学予定の児童・生徒がいる経済的に困窮している世帯	申込件数　　：23 世帯 寄贈数　　：22 台 他団体に紹介：1 世帯 ※応募多数により寄贈できなかった世帯に対しては、支援の漏れを防ぐため、他の支援団体が行う支援策を紹介する。	596	526
	ふくし共育「とも学び」プロジェクト	佐賀市内の学校、地域団体、企業等に対して、地域福祉教育の機会を充実させるために、佐賀市社会福祉協議会職員及び協力団体とのプログラム作りを共同で実施する。		福祉教育の推進 ・社協職員による講話 6 回 モデル校６校（金泉中、川上小、久保泉小、循誘小、小中一貫校思斉館小学部、西与賀小）　の小学３・４年生、中学生を対象に講話を行った。 ・外部講師による講話等 7 回 （聴覚障害関係 2、ボッチャ体験 2、視覚障害関係、性教育関係、防災関係）	117	243
	校区（地区）社会福祉協議会活動支援事業	市内 32 校区の校区（地区）社会福祉協議会に対し支援と協力を行う ①　校区（地区）社会福祉協議会役員研修会 ②　校区（地区）社会福祉協議会活動助成 ③　校区（地区）社会福祉協議会会長会運営費助成	校区（地区）社会福祉協議会	①　先進地視察研修　合志市社会福祉協議会（熊本県）：38 名参加 エリア別研修会：計 4 回・延べ 118 名 ②　1 校区あたり 250,000 円（うち 100,000 円） ただし新設校区 150,000 円（うち 100,000 円） （春日北校区社会福祉協議会新設により、32 校区設置） ③　校区（地区）社会福祉協議会会長会　役員会・会長会の開催 役員会 5 回、会長会 5 回（事務局：地域支援課）	3,724	4,422
	「助け合い・支え合い」の地域づくり推進事業	地域住民の生活課題を把握し、支援が必要な人たちの暮らしの課題に気付き、その解決や支援に向けた取り組みに対して、市内 32 の校区（地区）社会福祉協議会に助成を行う。	校区（地区）社会福祉協議会等	①　地域懇談会開催経費（座談会の開催） ②　地域住民に対する地域福祉の意識醸成のための事業経費（講座・啓発・広報） ③　地域生活課題の早期発見及び早期解決のための事業経費（ニーズ発掘）	2,688	2,752
	福祉協力員等設置推進支援事業	自治会単位や民生委員児童委員単位での福祉連絡会議の実施と未設置校区には福祉協力員の設置に向けた支援を行う。	一般市民	設置校区：24 校区 福祉協力員数：2,664 名 未設置校区支援：8 校区	3,469	3,833

<table>
<tr><th>区　分</th><th>事　業　名</th><th>事　業　の　概　要</th><th>対　象</th><th colspan="2">令　和　7　年　度　実　績（千円）</th><th>令和８年度
予算額
（千円）</th></tr>
<tr><td rowspan="8">地域福祉活動事業</td><td>終活支援事業（仮称）</td><td>身寄りのない方が自らの意思を尊重し、最期まで安心した生活ができるよう生前の準備支援を行う。まずは、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート）の利用者を対象に事業を実施し、今後は佐賀市民全体へ対象を広げられるよう検討していく。</td><td>あんしんサポート
利用者</td><td>下記研修へ参加し、終活支援事業実施に向け情報収集等を行った。
①終活支援事業に関する勉強会
　有田町社会福祉協議会　終活支援事業
②九州ブロック地域福祉研究会議
　高齢者等の権利擁護と地域生活支援
③身寄りなし問題の実践研修会
　福岡市社協による地域支援活動等</td><td>－</td><td>215</td></tr>
<tr><td>福祉団体等及び社会福祉事業助成事業</td><td>社会福祉事業を目的とする福祉団体等の事業及び運営に要する経費に対して助成する</td><td>福祉団体</td><td>運営費助成：8 団体
事業助成：2 事業
障害児・者福祉活動費：3 団体
福祉育成援助活動費：1 団体</td><td>2,236</td><td>2,411</td></tr>
<tr><td>福祉バスの運行</td><td>佐賀市社会福祉協議会及び団体会員に対し、福祉に関する研修・ボランティア活動、福祉事業・活動等を行う際、マイクロバスの運行を行う</td><td>団体会員</td><td>運行回数：223 件</td><td>2,924</td><td>3,390</td></tr>
<tr><td>備品の貸し出し</td><td>市民や各種団体等の申し出に応じて、車椅子・研修機器等の備品を貸し出す</td><td>一般市民、福祉団体及びグループ</td><td>車椅子総貸出数：延 3,869 日</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="5">共同募金配分金事業</td><td>校区（地区）社会福祉協議会活動助成</td><td>市内 32 校区の校区（地区）社会福祉協議会に対し活動費の助成を行う</td><td>校区（地区）社会福祉協議会</td><td>１校区あたり 250,000 円（うち 150,000 円）
ただし新設校区 150,000 円（うち 50,000 円）
（春日北校区社会福祉協議会新設により、32 校区設置）</td><td>4,700</td><td>4,835</td></tr>
<tr><td>校区交流事業</td><td>多世代を対象とした住民同士の交流やお互いさまの関係づくりの場を提供する事業及び校区（地区）における見守り活動の気づきとなることを目的とした訪問活動事業に対し助成する</td><td>一般市民</td><td><table><tr><th></th><th>開催数</th><th>参加総数</th></tr><tr><td>多世代交流</td><td>48</td><td>5,440</td></tr><tr><td>訪問交流</td><td>5</td><td>1,407</td></tr></table></td><td>2,042</td><td>1,875</td></tr>
<tr><td>ふれあいのまちづくり支援事業</td><td>ハード事業（備品整備）
①　地域福祉活動の拠点（自治公民館等）における福祉活動を推進するための備品整備
②　地域の誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりのための備品整備
ソフト事業（事業費）
③　地域の誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりのための事業</td><td>①　単位自治会
②③校区自治会、校区（地区）社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会</td><td>ハード事業（備品整備）
①地域福祉活動の拠点（自治公民館等）　備品整備
　27 校区　56 単位自治会
②まちづくり 備品整備
　校区自治会（1 校区）
　校区（地区）社会福祉協議会（1 校区）
　民生委員児童委員協議会（0 校区）
ソフト事業（事業費）
③まちづくり 事業
　校区自治会（0 校区）
　校区（地区）社会福祉協議会（6 校区）
　民生委員児童委員協議会（0 校区）</td><td>3,829</td><td>4,063</td></tr>
<tr><td>新たな居場所づくり事業（コミュニティカフェ）</td><td>自治公民館等を活用した、交流の場や誰もが気軽に集える新たな居場所づくり（コミュニティカフェ）に対し助成する</td><td>一般市民等</td><td>設置数：17 校区　50 ケ所
新規設置数：7 ケ所</td><td>818</td><td>803</td></tr>
<tr><td>年末年始地域福祉事業</td><td>各校区（地区）社会福祉協議会等が自らの福祉課題に応じて行う年末・年始の事業に対し、助成を行う</td><td>校区（地区）社会福祉協議会等
高齢者・児童・一般市民</td><td>一人暮らし高齢者年賀状配布、世代間交流事業など 32 校区の 校区（地区）社会福祉協議会等で実施</td><td>6,114</td><td>6,157</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>区　分</th><th>事　業　名</th><th>事　業　の　概　要</th><th>対　象</th><th>令　和　7　年　度　実　績（千円）</th><th>令和８年度
予算額
（千円）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">福祉サービス利用支援事業</td><td>福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）</td><td>「福祉サービス利用者の利益の保護」を図ることを目的に、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人達に対し、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理・書類等の預かり等を行い支援する</td><td>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分だが、本事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる者</td><td>有償による生活支援員を地域住民より募集し、利用者への支援を行う　生活支援員 26 人
<table><tr><th></th><th>相談・問合せ件数</th><th>新規契約</th><th>契約者数</th></tr><tr><td>認知症高齢者</td><td>1,379</td><td>1</td><td>22</td></tr><tr><td>知的障がい者</td><td>1,790</td><td>3</td><td>42</td></tr><tr><td>精神障がい者</td><td>3,225</td><td>11</td><td>42</td></tr><tr><td>その他</td><td>119</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>合計</td><td>6,513</td><td>15</td><td>106</td></tr></table></td><td>18,057</td><td>19,326</td></tr>
<tr><td>法人後見事業</td><td>法人(成年)後見人等として、身上保護や財産管理などの生活全般を、継続的かつ長期的に支援し、被後見人等の権利擁護並びに意思決定支援を重視し、関係機関と連携・調整を行いながら後見業務を実施する</td><td>家庭裁判所より選任され受任した
被後見人等</td><td>令和 7 年度新規受任件数：4 件
（後見 3、保佐 1、補助 0）
受任件数：27 件（後見 15、保佐 11、補助 1）</td><td>15,146</td><td>15,673</td></tr>
<tr><td>佐賀市成年後見センター（佐賀市成年後見制度利用促進事業：佐賀市委託）</td><td>成年後見制度利用促進法における中核機関を受託し、佐賀市において成年後見制度の相談や後見人等への支援を行い、広報・啓発として研修会を開催する。また、地域連携ネットワークの構築を進めるべく、専門職団体や関係機関との連携を深めていく</td><td>一般市民等</td><td>相談件数
<table><tr><td>本会の法人後見事業に関する利用方法等</td><td>1</td></tr><tr><td>成年後見制度の一般的な内容に関すること</td><td>128</td></tr><tr><td>申立てや受任に関すること</td><td>129</td></tr><tr><td>任意後見について</td><td>11</td></tr><tr><td>財産管理について</td><td>12</td></tr><tr><td>相続・遺言等について</td><td>13</td></tr><tr><td>不動産処分に関することについて</td><td>2</td></tr><tr><td>市民後見人に関すること</td><td>0</td></tr><tr><td>成年後見制度等に関する研修会・勉強会に関すること</td><td>12</td></tr><tr><td>親族後見に関すること</td><td>2</td></tr><tr><td>後見人等支援に関すること</td><td>11</td></tr><tr><td>中核機関業務に関すること</td><td>7</td></tr><tr><td>その他</td><td>13</td></tr><tr><td>合計</td><td>341</td></tr></table>成年後見制度に関する研修会・出張講座
地域団体、医療法人、佐賀市主催等　計 24 回、参加者数 544 人</td><td>19,724</td><td>20,940</td></tr>
<tr><td>移送サービス事業（北連絡所）</td><td>北連絡所を拠点として、民間移送サービスの提供が困難な北部地域（三瀬・富士・大和町松梅地区）の、既存の交通機関による移動が困難であり歩行に不安を抱える高齢者や身体障がい者等を車椅子搬送仕様自動車にて移送する</td><td>歩行補助具が必要な在宅の高齢者や身体障がい者（身体障害者手帳所持または要支援 2 以上）</td><td>登録者数：10 人
・利用回数：延べ 22 回
・登録運転手（無償）：6 人</td><td>233</td><td>260</td></tr>
<tr><td>佐賀市東与賀保健福祉センター管理事業
（佐賀市委託）</td><td>センター管理、会議室等の貸し出しや利用状況の把握等の管理業務を行う</td><td>一般市民</td><td>利用件数：延 1,200 件
利用者数：延 27,544 人</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>区　分</th><th>事　業　名</th><th>事　業　の　概　要</th><th>対　象</th><th>令　和　7　年　度　実　績（千円）</th><th></th><th>令和８年度
予算額
（千円）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">生活福祉資金貸付事業</td><td>生活福祉資金貸付事業
（県社協委託）</td><td>金融機関からの借入れや公的貸付制度の利用が困難な所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者の居る世帯に対し、関係機関と連携を図り必要な資金の貸付けと相談援助を行う

フォローアップ支援
本会単独でフォローアップ支援は行わず関係機関と定期的に情報共有会議を開催しながら支援を行う。支援対象者を状況把握ができた方、猶予者等を絞り込み訪問、SMS による積極的なアウトリーチ型のフォローアップ支援を行う</td><td>低所得者世帯
障がい者世帯
高齢者世帯等</td><td><table><tr><th></th><th>相談等件数</th><th>貸付件数</th></tr><tr><td>生活福祉資金</td><td>596</td><td>17</td></tr><tr><td>臨時特例つなぎ資金</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>コロナ特例貸付<table><tr><th></th><th>相談等件数</th></tr><tr><td>緊急小口貸付</td><td rowspan="2">701 件</td></tr><tr><td>総合支援資金</td></tr></table></td><td>24,506</td><td>25,090</td></tr>
<tr><td>福祉資金（小口）貸付事業</td><td>低所得世帯の自立更生のため、他からの資金貸付が困難かつ緊急の場合に 3 万円を上限として貸し付けを行う</td><td>低所得者世帯</td><td>相談・問い合せ件数：159 件
貸付件数：107 件</td><td>3,572</td><td>5,898</td></tr>
</table>

３．施設経営事業拠点区分

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	対　象	令　和　７　年　度　実　績（千円）		令和８年度予算額（千円）
老人福祉センター等事業 （各センターの取り組みは、以下の通り）	市内５施設	高齢者が地域で安心して、心豊かに楽しく過ごせる場所を提供するため、市内5箇所（平松、巨勢、金立、開成、大和）の老人福祉センター等を運営する 各センターでは高齢者大学、クラブ活動や季節の行事などを行い、生きがいの充足、積極的な「仲間づくり」を進めている、また健康相談を実施し、健康で明るい生活を営んでもらうための事業の推進に努める				
平松老人福祉センター事業	（いきがい館平松）	①　平松老人福祉センター事業 ②　佐賀市平松清風大学 ③　入浴施設の提供	①　60 歳以上の高齢者 ②　市内在住の 60 歳以上で学習意欲のある方 ③　①と同様	①　平松老人福祉センター事業 ・利用状況：29,436 人 ②　佐賀市平松清風大学 ・学生数：97 人（1 年生 50 名、2 年生 47 名） ・講義数：1 年生 37 回、2 年生 36 回 ・活動内容 一般教養、郷土史、健康、園芸、企画学習（グループ討議、自主企画授業）、1・2 年生交流授業	24,757	26,755
巨勢老人福祉センター事業	（いきがい館巨勢） （佐賀市委託）	①　巨勢老人福祉センター事業 ②　巨勢シルバーカレッジ ③　入浴施設の提供	①　60 歳以上の高齢者 ②　市内在住の 60 歳以上で学習意欲のある方 ③　①と同様	①　巨勢老人福祉センター事業 ・利用状況：18,223 人 ②巨勢シルバーカレッジ ・学生数：40 人（1 年制） ・講義数：22 回 ・活動内容 一般教養、郷土史、健康づくり、園芸等	21,949	22,930
開成老人福祉センター事業	（いきがい館開成） （佐賀市委託）	①　開成老人福祉センター事業 ②　開成シニアカレッジ ③　入浴施設の提供	①　60 歳以上の高齢者 ②　市内在住の 60 歳以上で学習意欲のある方 ③　①と同様	①　開成老人福祉センター事業 ・利用状況：7,569 人 ②　開成シニアカレッジ ・令和 8 年 10 月より開講のため実績なし	19,022	22,645
大和老人福祉センター事業	（いきがい館大和） （佐賀市委託）	①大和老人福祉センター事業 ②大和いきがい文化講座	①　60 歳以上の高齢者 ②　市内在住の 60 歳以上で学習意欲のある方	①　大和老人福祉センター事業 ・利用状況：7,210 人 ②大和いきがい文化講座 ・学生数：30 人（1 年制） ・講義数：17 回 ・活動内容 一般教養、郷土史、園芸、健康づくり、屋外研修等	20,062	19,677
金立いこいの家事業	（いきがい館金立） （佐賀市委託）	①金立いこいの家事業 ②金立いこいの家文化講座	①　60 歳以上の高齢者 ②　市内在住の 60 歳以上で学習意欲のある方	①　金立いこいの家事業 ・利用状況：8,924 人 ②　金立いこいの家文化講座 ・学生数：36 人（1 年制） ・講義数：17 回 ・活動内容 一般教養、健康づくり、園芸、郷土史等	18,052	19,133

４．認可外保育施設運営拠点区分

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	対　象	令　和　７　年　度　実　績（千円）		令和８年度 予算額 （千円）
松梅保育所運営事業	松梅保育所運営事業 （佐賀市委託）	松梅地区唯一の保育施設として、保育を提供するとともに子育て家庭の支援を行う	1～5 歳児 就学前の幼児	<table><tr><td></td><td>園児数</td></tr><tr><td>1 歳児</td><td>0 名</td></tr><tr><td>2 歳児</td><td>3 名</td></tr><tr><td>3 歳児</td><td>3 名</td></tr><tr><td>4 歳児</td><td>1 名</td></tr><tr><td>5 歳児</td><td>4 名</td></tr></table>・地域住民等との交流事業 農業体験・夏祭り・作品展・校区体育祭・かかし祭り展示・こどもフリーマーケット・防災活動・子育て講座 小中一貫松梅校との交流 8 回 地域住民との交流 6 回	23,170	22,703

５．その他の事業

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	対　象	令　和　７　年　度　実　績（千円）		令和８年度 予算額 （千円）
共同募金・歳末たすけあい募金運動への協力 共同募金・歳末たすけあい募金運動への協力 （佐賀県共同募金会佐賀市支会）		日本で唯一法律に基づいて行われる募金活動として、公的な福祉サービスでは支えられない分野の支援を行うため、佐賀県共同募金会佐賀市支会として募金活動を展開する				
	赤い羽根共同募金	10 月 1 日から 12 月 31 日までの 3 か月間、各種団体などの協力を得て実施する	市内全世帯 自治会 学校 ボランティア 関係機関 企業 民生児童委員等	募金額 <table><tr><td>戸別募金</td><td>14,061,871 円</td></tr><tr><td>法人募金</td><td>3,932,925 円</td></tr><tr><td>街頭募金</td><td>196,239 円</td></tr><tr><td>学校募金</td><td>119,248 円</td></tr><tr><td>職域(資材)</td><td>1,123,717 円</td></tr><tr><td>その他</td><td>128,080 円</td></tr><tr><td>合計</td><td>19,647,533 円</td></tr></table>	1,274	1,675
	歳末たすけあい募金	12 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 か月間、各種団体などの協力を得て実施する	市内全世帯 自治会 関係機関 関係団体 学校等	募金額 <table><tr><td>戸別募金</td><td>5,922,040 円</td></tr><tr><td>その他</td><td>233,974 円</td></tr><tr><td>合計</td><td>6,156,014 円</td></tr></table>		
	災害義援金の募集・受付	各地で発生した災害などに対し義援金の募集及び受付を行い、集まった義援金は佐賀県共同募金会を通じて被災地へ送金する	一般市民	（災害義援金については、日本赤十字社 災害義援金で受付）		
	小災害罹災世帯に対する見舞	災害により罹災者が物的・精神的な援護が必要な状況において、自力更生の一時的な援助を図るため佐賀県共同募金からの見舞金を代行し支給する	罹災世帯	罹災世帯に対し、全焼 20,000 円を支給した 対象世帯：火災　2 世帯　全焼		

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	対　象	令　和　7　年　度　実　績（千円）		令和８年度予算額（千円）
日本赤十字社事業の推進（日本赤十字社佐賀県支部佐賀市地区）	社資・寄付金募集	国際救護活動や災害救護活動等の人道的使命に基づき、国内外で事業を実施している日本赤十字社の佐賀市地区として、赤十字事業の普及と事業推進に必要な資金を確保するため社員の確保に努める	自治会（市内全世帯）	会費総額：18,020,234 円	2,880	2,781
	各種講習会	佐賀県支部が開催する各種講習会の開催を積極的に推進するとともに、市内で行われる救急法などの講習に講師又は指導員の派遣調整を行う	一般市民	県支部より講習への講師（指導者）の派遣調整 救急法：1 カ所		
	防災・減災活動等への取り組みに対する助成	校区自治会及び自主防災組織等が、防災・減災意識の高揚を目的に実施する防災・減災活動及び研修会、講習会等に対して助成金を交付し、地域における日本赤十字社活動の普及と誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進を図る	校区自治会 校区（地区）社会福祉協議会	助成金交付：１件（10,000 円）		
	災害義援金の募集・受付	各地で発生した災害などに対し義援金の募集及び受付を行い、集まった義援金は日本赤十字社佐賀県支部を通じて被災地へ送金する	一般市民	○ウクライナ人道危機救援金　　64,910 円 ○令和 6 年能登半島地震災害義援金 180,170 円 ○令和 6 年 9 月能登半島大雨災害義援金 113,220 円 ○令和 7 年大船渡市赤崎町林野火災義援金 6,281 円 ○2025 年ミャンマー地震救援金　　32,579 円 ○令和 7 年 8 月からの大雨災害義援金 77,834 円 ○令和 7 年大分県佐賀関の大規模火災義援金 161,807 円 ○令和 7 年トカラ列島近海地震災害義援金　1,259 円 ○令和 7 年台風 22 号・23 号災害義援金　30,000 円 ○令和 7 年青森県東方沖地震義援金　30,000 円		
	火事等の罹災世帯への援助	市民で災害により罹災者が物的・精神的な援護を必要とする場合、日本赤十字社佐賀県支部より支給される見舞金や毛布、日用品等の物資を代行し支給した	罹災世帯	罹災世帯に対し、見舞金 各 10,000 円及び支援物資を支給した 対象世帯：火災　2 世帯		

〈参考資料〉　「生活福祉資金貸付事業」・「臨時特例つなぎ資金貸付　　事業」の貸付条件等一覧表

（佐賀県社会福祉協議会の貸付事業の相談・受付窓口を佐賀市社会福祉協議会が行っています）

（注）債務者が貸付元利金を定められた償還期限までに償還しなかったときは、延滞元金につき年5%の延滞利子を徴収する。

①生活福祉資金貸付事業

No.	資金の種類		内容	貸付限度額	連帯保証人 貸付利子	据置期間	償還期間	対象世帯
1	総合支援資金	(1) 生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 (貸付期間) 3月以内(ただし、就職に向けた活動を誠実に継続している場合などは、最長12月まで延長可）。なお、貸付の延長は原則として3月ごとに行うものとする。	二人以上世帯　月額200,000円以内 単身世帯　月額150,000円以内	原則必要 〔連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%〕	最終貸付の日から6月以内	据置期間経過後10年以内	生活困窮者 ＊脚注参照
		(2) 住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 ① 敷金、礼金等 ② 入居に際して当初の支払を要する賃料、公益費、管理費 ③ 不動産仲介手数料 ④ 火災保険料 ⑤ 入居保証料	400,000円以内	原則必要 〔連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%〕	貸付の日から6月以内	据置期間経過後10年以内	生活困窮者 ＊脚注参照
		(3) 一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 ① 失業等による場合に、新たに就業するために必要な支度費、技能習得費等 ② 現に居住している住宅の家賃が高い等生活を立て直すために転居が必要な場合に、転居費用、家具什器費等 ③ 住居確保給付金を併せて申請している場合に、家具什器費等 ④ 公共料金等を滞納している場合であって、滞納している料金を支払わなければ日常生活を営むのに著しい困難が生じる場合(住居の退去を求められる、電気・ガス・水道が止められる等)に、滞納分の支払いに必要な経費 ⑤ 家計相談支援機関及び専門機関を利用し、任意整理、特定調停で債務整理を行う場合の費用(自己破産の費用や債務整理のための借り換え資金は対象にならない。また、弁護士等費用については、法テラスによる支援を優先する。）	600,000円以内	原則必要 〔連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%〕	貸付の日から6月以内	据置期間経過後10年以内	生活困窮者 ＊脚注参照

＊総合支援資金の貸付対象要件

① 失業等により、日常生活全般に困難を抱えていること。
② 生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）を必要としていること。

③ 生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であること。
④ 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。
⑤ 次のいずれの条件にも該当する世帯であること。
ア 低所得世帯（市町村民税が非課税の世帯又はそれに準じる世帯）であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
イ 資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること。
ウ 現に住居を有していること。住居のない場合は、福祉事務所が行う生活困窮者住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。
エ 自立相談支援機関及び福祉事務所等の関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること。
オ 失業等給付、職業訓練受講給付金（及び求職者支援資金融資）、生活保護、年金等の他の公的給付

No.	資金の種類		内容	貸付限度額	連帯保証人 貸付利子	据置期間	償還期間	対象世帯
2	福祉資金	(1) 福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用	5,800,000円以内 ＊貸付上限額の目安	原則必要 ［連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%］	貸付の日から6月以内	据置期間経過後20年以内 ＊以下は目安	低所得 障害者 高齢者
			① 生業を営むために必要な経費	4,600,000円			(20年)	
			② 技能修得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	期間6月程度 1,300,000円 期間1年程度 2,200,000円 期間2年程度 4,000,000円 期間3年以内 5,800,000円			(8年)	
			③ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	2,500,000円			(7年)	
			④ 福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000円			(8年)	
			⑤ 障害者用自家用車の購入に必要な経費	2,500,000円			(8年)	
			⑥ 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	5,136,000円			(10年)	
			⑦ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	期間1年以下 1,700,000円 期間1年超1年6月以内 2,300,000円			(5年)	
			⑧ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	期間1年以下 1,700,000円 期間1年超1年6月以内 2,300,000円			(5年)	
			⑨ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	1,500,000円			(7年)	
			⑩ 冠婚葬祭に必要な経費	500,000円			(3年)	
			⑪ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	500,000円			(3年)	
			⑫ 就職、技能習得等の支度に必要な経費	500,000円			(3年)	
			⑬ その他、日常生活上一時的に必要な経費	500,000円			(3年)	
		(2) 緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ※なお申込みには、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。	100,000円以内	連帯保証人不要 無利子	貸付の日から2月以内	据置期間経過後12月以内	低所得
			① 医療費または介護費の支払いにより、臨時の生活費が必要な場合	⑤滞納していた税金、保険料の支払いによる支出増により臨時の生活費が必要な場合				
			② 火災等の被災によって臨時の生活費が必要な場合	⑥公共料金（電気、ガス、水道）の滞納により日常生活に支障が生じる場合				
			③ 年金、保険、公的給付の支給開始までの臨時の生活費が必要な場合	⑦生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関等からの継続的な支援を受けるための経費				
			④ 会社からの解雇、休業等による収入減により、一時的に生活費が必要な場合	⑧給料等の盗難により臨時の生活費が必要な場合				
3	教育支援資金	(1) 教育支援費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に就学するのに必要な経費（※但し、佐賀県育英資金、日本学生支援機構、日本政策金融公庫等の他制度を優先する。また、授業料等が左記月額では不足する場合で、進学に際して熟意や将来への計画性を有していることを確認できる等、特に必要と認める場合に限っては貸付月額を 1.5倍まで増額することができる。）	高等学校 月額35,000円以内 高等専門学校 月額60,000円以内 短期大学 月額60,000円以内 大学 月額65,000円以内	連帯保証人あり 無利子	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内	低所得
		(2) 就学支度費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学の入学に際し必要な経費（※但し、佐賀県育英資金、日本学生支援機構、日本政策金融公庫等の他制度を優先する。）	500,000円以内	連帯保証人あり 無利子	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内	低所得
4	不動産担保型生活資金	(1) 不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間又は 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	土地の評価額の7割 月額300,000円以内	推定相続人の中から連帯保証人が必要 年3%又は長期プライムレートのいずれか低い方	契約の終了後3月以内	据置期間終了時	高齢者

		(2)　要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間又は 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	土地・建物の評価額の７割 月額＝生活扶助費×1.5 －収入充当額	連帯保証人不要 ３％又は 長期プライムレート のいずれか低い方	契約の 終了後 ３月以内	据置期間 終了時	要保護の 高齢者

※教育支援資金における連帯保証人は原則必要としています。

②臨時特例つなぎ資金貸付事業

（注）臨時特例つなぎ資金については、延滞利子は徴収しない。

No.	資　金　の　種　類	内　　容	貸　付　限　度　額	連帯保証人 貸付利子	償還期間	対象世帯
1	臨時特例つなぎ資金	離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費 (対象要件) 住居のない離職者で次のいずれにも該当する者 (1) 離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されている者であり、かつ当該給付等開始までの生活に困窮していること (2) 借入申込者名義の金融機関の口座を有していること (3) 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること	100,000円以内	連帯保証人不要 無利子	原則として公的給付制度又は公的貸付制度が決定し、給付金又は貸付金の受給後1ヶ月以内に一括で返済を行うこととする。 ただし、一括での返済が困難な場合は、月賦により1年以内に返済を行う (据置期間)　なし	住居のない 離職者

【公的給付制度】

・雇用保険(ハローワークで実施)
・職業訓練受講給付金(ハローワークで実施)
・住宅確保給付金(福祉事務所で実施)
・生活保護(福祉事務所で実施)

【公的貸付制度】

・求職者支援資金融資(ハローワークと労働金庫で実施)
・生活福祉資金の総合支援資金貸付(社会福祉協議会で実施)

令和８年度　福祉のしるべ

編集・発行　佐賀市　保健福祉部　福祉総務課
〒840-8501　佐賀市栄町1番1号
TEL　0952-40-7249
FAX　0952-40-7393
E-mail　fukushisomu@city.saga.lg.jp
URL　　http://www.city.saga.lg.jp